

## (24-2) 換氣空調系統 (中央制御室空調系統)

## 目次

1.	概要 .....	1.3-(24-2)-3
1.1.	本書の目的 .....	1.3-(24-2)-3
1.2.	系統の概要 .....	1.3-(24-2)-4
1.3.	章構成と記載事項 .....	1.3-(24-2)-5
2.	設計要件 .....	1.3-(24-2)-7
2.1.	準拠すべき設置許可基準規則等 .....	1.3-(24-2)-7
2.2.	系統の設計要件 .....	1.3-(24-2)-7
2.2.1.	安全機能に関する設計要件 .....	1.3-(24-2)-8
2.2.2.	信頼性に関する設計要件 .....	1.3-(24-2)-11
3.	設備の仕様及び確認事項 .....	1.3-(24-2)-16
3.1.	系統構成設備 .....	1.3-(24-2)-16
3.2.	計測制御設備 .....	1.3-(24-2)-19
3.3.	電源設備 .....	1.3-(24-2)-21
4.	参考文献 .....	1.3-(24-2)-23
4.1.	規制要件関連図書 .....	1.3-(24-2)-23
4.1.1.	設置許可基準規則 .....	1.3-(24-2)-23
4.1.2.	技術基準規則 .....	1.3-(24-2)-23
4.1.3.	基準 .....	1.3-(24-2)-23
4.1.4.	ガイド .....	1.3-(24-2)-23
4.1.5.	指針 .....	1.3-(24-2)-24
4.2.	設計要件関連図書 .....	1.3-(24-2)-25
4.2.1.	設置許可申請書 .....	1.3-(24-2)-25
4.2.2.	工事計画認可申請書 .....	1.3-(24-2)-25
4.2.3.	保安規定 .....	1.3-(24-2)-25
4.2.4.	設計基準文書 (DBD) .....	1.3-(24-2)-25
4.2.5.	系統図及び技術図面 .....	1.3-(24-2)-25
4.2.6.	設備図書 .....	1.3-(24-2)-26

# 1. 概要

## 1.1. 本書の目的

本書は設計基準文書（DBD） 系統編の換気空調系統のうち、大飯 4 号機の中央制御室空調系統について記載するものであり<sup>(注)</sup>、設計要件（Design Requirements）について、関連法令、規則、基準、及び許認可申請図書等に準拠して記載する。記載内容に関する詳細については、「設計基準文書（DBD）作成マニュアル」に従うものとする。

(注) 換気空調系統は、放射性物質低減機能、冷暖房機能及び、二酸化炭素、水素濃度等の低減機能を有する系統で構成される。設置許可申請書には、主に放射性物質を低減する機能を有する換気空調系統について記載されており、その中で MS-1 の当該系に位置付けられている換気空調系統は、アニュラス空気浄化系統と中央制御室空調系統のみである。（大飯 4 号機については、アニュラス空気浄化系統が安全補機室の閉じ込め機能及び放射性よう素濃度低減機能も有している。）

以上より、換気空調系統に関しては、アニュラス空気浄化系統と中央制御室空調系統についてのみ記載するものとする。

尚、内部火災防護に関する設備として設置している換気空調系統等については、「設計基準文書 一般事項編 内部火災防護」を参照のこと。

## 1.2. 系統の概要

中央制御室空調系統は、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ユニット、中央制御室非常用循環フィルタユニット、ダクト、ダンパ等で構成され、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に中央制御室を冷却する機能と設計基準事故時に、中央制御室を隔離し、中央制御室を冷却するとともに放射性物質を低減する機能を有する系統である。(4.2.6.1 参照)

中央制御室空調系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能 (MS-1)」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、各ファンは、A トレーン、B トレーンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される中央制御室空気浄化流量を共用施設である中央制御室に 3, 4 号機いずれかの片トレーンのみで供給可能な容量を有している。また、中央制御室冷却流量を共用施設である中央制御室 3、4 号機それぞれの各片トレーンで供給可能な容量を有している。

中央制御室空調系統は耐震 S クラスで設計される。

各ファンの電動機は、各々独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

### 1.3. 章構成と記載事項

2章においては、中央制御室空調系統に係る設計基準及びその基準を満足するための設計要件の考え方について記載する。

また、3章においては、2章にて記載される設計要件の考え方を踏まえ、中央制御室空調系統を構成する各設備について、要求される機能が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項等を整理する。

章構成の詳細を、表 1.3-1 に示す。

表 1.3-1 各章における記載事項

章番号	章題	記載事項
1	概要	
	1.1 本書の目的	当該 DBD の対象系統を明確にする。
	1.2 系統の概要	当該系統の主たる機能、安全重要度、並びに構成について概略記載する。
	1.3 章構成と記載事項	本表の 2 章以降の記載に倣い、当該 DBD について記載内容の大筋を記載する。
2	設計要件	
	2.1 準拠すべき設置許可基準規則等	当該系統の設計に係り、準拠すべき設置許可基準規則を抽出して記載する。
	2.2 系統の設計要件	2.1 で抽出した準拠すべき設置許可基準規則条文を、以下の安全機能と信頼性確保の 2 つの観点に区分して記載する。
	2.2.1 安全機能に関する設計要件	系統機能整理表に基づき、当該系統の安全機能を記載する。安全機能毎にそれに関する設計要件を記載する。
	2.2.2 信頼性に関する設計要件	次の 2 つの観点で、当該系統に必要な信頼性に関する設計要件を記載する。
	2.2.2.1 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件	当該系統の安全重要度を踏まえ、多重性／多様性、独立性に関する設計要件を記載する。
	2.2.2.2 その他の一般的な設計要件	外部／内部ハザードに対する損傷防止、耐環境性など、上記 2.2.1 及び 2.2.2.1 以外の設計要件を記載する。

3	設備の概略仕様及び確認事項	2.2.1 の設計要件を具体化する設備仕様と設備の確認事項を記載する。
3.1	系統構成設備	2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備の概略仕様を整理する。併せて、2.2.1 で挙げられた設計要件に紐づいて各構成設備に要求される事項と、それが実機で達成されていることを確認するための性能確認事項と確認方法を記載する。
3.2	計測制御設備	2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するために必要な手動動作を実現するため、当該系統の主な構成設備に対する中央制御室あるいは中央制御室外換気空調盤（VEP 盤）からの監視・制御機能に関する仕様を整理する。なお、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。
3.3	電源設備	2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な電源の供給元を整理する。 なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。
4	参照文献	1～3 章において参照した文献一覧を記載する。

## 2. 設計要件

### 2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

中央制御室空調系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

#### [設置許可基準規則]

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第二十四条 安全保護回路
- 第二十六条 原子炉制御室等
- 第三十三条 保安電源設備

#### [技術基準規則]

- 第四十三条 換気設備
- 第四十八条 準用

### 2.2. 系統の設計要件

2.1で示した中央制御室空調系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに中央制御室空調系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条及び第三十三条については、中央制御室空調系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は計測制御系統、非常用電源系統に関する設計基準文書に記載することとし、本図書では記載しない。

① 安全機能に関する設計要求 (2.2.1)

[設置許可基準規則]

- 第二十六条 原子炉制御室等

[技術基準規則]

- 第四十三条 換気設備

② 信頼性に関する設計要件 (2.2.2)

[設置許可基準規則]

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

## 2.2.1. 安全機能に関する設計要件

中央制御室空調系統には、以下の安全機能が要求される。

- 安全上特に重要な関連機能
- 安全上特に重要な関連機能(直接関連系)

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定める（4.2.1 参照）ことに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行う（4.2.1 参照）ことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに表 2.2.1-1 に示す中央制御室空調系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

### 1) 安全上特に重要な関連機能

中央制御室空調系統は、事故時に中央制御室内の放射性物質濃度を低減できなければならぬ。設計基準事象において中央制御室空調系統は対処設備として期待される。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

#### A) 放射性よう素濃度低減機能

中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵しているよう素フィルタは、事故時に中央制御室内に放射性物質が流入した場合の中央制御室内の放射性物質濃度低減機能として、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されているよう素除去効率、循環量(中央制御室非常用循環ファン容量)が確保されることが設計要件となる。

B) 中央制御室バウンダリの気密機能

中央制御室バウンダリは、事故時に放射性物質の流入を抑えるため、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において使用されている時間内に中央制御室空調系統の外気隔離ダンパーを閉止し、中央制御室空気流入率以下に確保することが設計要件となる。

C) 中央制御室バウンダリ体積

中央制御室バウンダリ体積は、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において、中央制御室内の放射能濃度の計算に使用している。中央制御室バウンダリ体積は、安全評価で使用された解析使用値を下回ることが安全性を担保する設計要件となる。(ただし、他の条件が当初設計から大きく変更となっていないことを前提とする。)

D) 事故時運転員立入区画の自由体積

事故時運転員立入区画の自由体積は、表 2.2.1-1 に示す設計基準事象の安全評価において、外部  $\gamma$  線による全身に対する線量評価時で使用している。事故時運転員立入区画の自由体積は、安全評価で使用された解析使用値を下回ることが安全性を担保する設計要件となる。

2) 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

中央制御室空調系統は、中央制御室内の放射性物質濃度の低減機能以外に中央制御室内温度を制御盤等の許容温度以下に維持しなければならない。設計基準事象において、この機能を果たすために、中央制御室循環流量（中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファン容量）を確保することが設計要件となる。

表 2.2.1-1 中央制御室空調系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

			安全機能	
			1)	2)
解析において中央制御室空調系統を考慮している 設計基準事象			安全上特に重要な関連機能	安全上特に重要な関連機能 (直接関連系)
分類	事象名	設置 (変更) 許可 申請書における 記載箇所		
設計基準 事象	原子炉冷却材喪失	—※1	○	—
	蒸気発生器伝熱管破損	—※1	○	—

※1：当該事象に対する設計基準事故時における中央制御室の居住性評価の詳細は、新規制基準の工事計画認可申請書の添付資料 34 「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」及び添付資料 35 「中央制御室の居住性に関する説明書」にて示されている。

## 2.2.2. 信頼性に関する設計要件

### 2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照) 及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)」(4.1.5.2 参照) を参照すると、中央制御室空調系統は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 (4.1.1.8 参照) 第 2 項に従い、中央制御室空調系統の内、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、最も厳しい单一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条 (4.1.1.8 参照) 第 6 項に従い、中央制御室空調系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、中央制御室空調系統は独立 2 系統で構成され、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンをそれぞれ 1 台、中央制御室非常用循環フィルタユニットを 1 基設置している。中央制御室空調ファン、循環ファン及び非常用循環ファンは、それぞれ独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の单一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている (4.2.1.1 参照)。また、中央制御室空調系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている (4.2.1.2 参照)。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

### 2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則における要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止 (内部火災防護)
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、設計基準文書 一般事項編

(4.2.4.1, 4.2.4.2, 4.2.4.3, 4.2.4.4, 4.2.4.5, 4.2.4.6, 4.2.4.7, 4.2.4.8) に明記される。

## 1) 地震による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条（4.1.1.3 参照）に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

### ②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601（4.1.5.3, 4.1.5.4, 4.1.5.5 参照）に基づく耐震設計としている。3 章に示す中央制御室空調系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計としている。（4.2.4.1 参照）

## 2) 津波による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条（4.1.1.4 参照）に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

設計要求を踏まえ、中央制御室空調系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。

i) 中央制御室空調系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（4.1.5.1 参照）が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設及び耐震 S クラスの施設が該当する。（4.2.4.6 参照）

## 3) 外部からの衝撃による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

#### A) 竜巻防護

中央制御室空調系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(4.1.4.3 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.4 参照)

- i) 中央制御室空調系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら中央制御室空調系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。なお、建屋内の施設で外気と繋がっている施設は、「防護対象として設計する。

#### B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(4.1.4.4 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.8 参照)

- i) 中央制御室空調系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら中央制御室空調系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

#### C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(4.1.4.2 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.7 参照)

- i) 中央制御室空調系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) 中央制御室空調系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損

なわない設計としている。有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響については、影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計としている。

#### 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

##### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条（エラー! 参照元が見つかりません。参照）に従い、設計基準において火災が発生した場合においても安全機能を損なわざれない設計とする必要がある。

##### ②設計方針

中央制御室空調系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能のいずれも有していないため、設計基準対象施設としては、内部火災防護設計は不要。尚、内部火災防護に関する設備として設置している換気空調系統については、「設計基準文書 一般事項編 内部火災防護」を参照のこと。（4.2.4.2 参照）

#### 5) 溢水による損傷の防止

##### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条（4.1.1.7 参照）に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわざれない設計とする必要がある。

##### ②設計方針

中央制御室空調系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。（4.2.4.3 参照）

#### 6) 耐環境性

##### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、設計基準事故時に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

## ②設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

安全施設について、これらの環境条件は参考図書（4.2.6.2 参照）にて規定している。

## 7) 飛散物による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

中央制御室空調系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

### ②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。（4.2.4.5 参照）

一方で、高温高圧の流体を内包する 1 次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により中央制御室空調系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。また、それらの影響を低減させるための手段として、1 次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。（4.1.5.6, 4.2.4.5 参照）

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TG カップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。（4.1.4.5, 4.2.1.2 参照）

## 8) 準用

### ①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

中央制御室空調系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（4.1.2.3 参照）に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

### 3. 設備の仕様及び確認事項

2.2.1にて整理した本系統の安全機能の確保に寄与する主な構成設備を列挙し、各構成設備の仕様を整理する。併せて、安全機能が、実機において維持されていることを確認するための、性能確認事項及び確認方法を3.1～3.3に示す。

これらの項目の変更は同系統の安全機能の維持に抵触する可能性があることから、改造工事等を実施する際はこれらの項目が変更されるか否かを確認する必要がある。

#### 3.1. 系統構成設備

中央制御室空調系統を構成する設備に対する安全機能を受けた性能要求が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項及び確認方法を表3.1-1に示す。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項
					設置許可 添付書類人	工場要目表
A、B中央制御室非常用循環 ファン(3・4号機共用)	容量： 230m <sup>3</sup> /min 出力：11kW/個	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 (1台当たり)	参考資料-2に示す。
A、B中央制御室空調ファン (3・4号機共用)	容量： 500m <sup>3</sup> /min 出力：18.5kW/ 個	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量	参考資料-2に示す。
A、B中央制御室循環ファン (3・4号機共用)	容量： 500m <sup>3</sup> /min 出力：11kW/個	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量	参考資料-2に示す。
中央制御室非常用循環ファン ユニット(3・4号機共用)	よう素除去効率： 95%、相対湿度 95%、温度30°C において) 容量： 230m <sup>3</sup> /min	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量 よう素除去効率： 95%以上	参考資料-2に示す。 よう素除去効率(総合除去効率)： 95%以上
A、B中央制御室空調ユニット	容量： 500m <sup>3</sup> /min	MS-1	／ —	S	2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量	—
A、B中央制御室外気取入止 メッシュ	空気作動ダンバ	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	—
A、B中央制御室大気放出流量 調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	—
A、B中央制御室非常用循環ファン 人口メッシュ	空気作動ダンバ	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量	—
A、B中央制御室空調ファン出 口ダッシュ	空気作動ダンバ	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量	—
A、B中央制御室循環ファン入 口ダッシュ	空気作動ダンバ	MS-1	／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性よう素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開連系) 中央制御室循環流量	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいすれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項
					設置許可 適合書類八	工説要目表	
A、B中央制御室外気取入流量 調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	/ -	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性より素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	-	-
A、B中央制御室循環流量調節 ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	/ -	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性より素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能 2) 安全上特に重要な開通機能(直接開通系) 中央制御室循環流量	-	-
A、B中央制御室事故時外気取 入流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	/ -	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性より素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	-	-
A、B中央制御室事故時循環流 量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	/ -	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性より素濃度低減機能	-	-
ダクト	-	MS-1	/ SA2	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性より素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	-	-
加熱コイル、加湿器、防火ダン バ	-	MS-1	/ -	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 放射性より素濃度低減機能 B) 中央制御室バウンダリの気密機能	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「-」はいすれのクラス区分にも該当しないことを示す。

### 3.2. 計測制御設備

表 3.1-1 に記載された機器のうち、本系統に係る安全機能を確保するために必要な手動動作を実現するため、中央制御室あるいは中央制御室外換気空調盤（VEP 盤）から監視・制御できることが要求される機器を、表 3.2-1 に抽出し、示す。

なお、表 3.2-1 に記載される機器については、その状態及び計測パラメータが中央制御室及び中央制御室外において確認できること、及び中央制御室及び中央制御室外から制御できることが要求されるため、機器の状態及びパラメータの値が中央制御室及び中央制御室外の状態表示灯（機器）、指示計（パラメータ）により表示されること、及び中央制御室及び中央制御室外の操作器から制御（操作）できることを確認する必要がある。

詳細な設備仕様等は「設計基準文書 系統編 計測制御系統」に示す。（4.1.1.9, 4.2.4.9, 4.2.5.2, 4.2.5.3, 4.2.5.4 参照）

また、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.2-1 中央制御室空調系統の設計要件を確認するために必要な計測制御設備

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
A、B 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	○	○	×	×
A、B 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	○	○	○	○
A、B 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	○	○	○	○
A、B 中央制御室外気取り止めダンバ	○	○	○	○
A、B 中央制御室大気放出流量調節ダンバ	○	○	○	○
A、B 中央制御室非常用循環ファン入口ダンバ	○	○	×	×
A、B 中央制御室外気取り流量調節ダンバ	○	○	○	○
A、B 中央制御室循環流量調節ダンバ	○	○	○	○
A、B 中央制御室事故時外気取り流量調節ダンバ	○	○	○	○
A、B 中央制御室事故時循環流量調節ダンバ	○	○	○	○

#### 【凡例】

○：表示または制御機能があるもの

×：表示または制御機能が無いもの

ー：監視計器であるため制御機能が存在しないもの

### 3.3. 電源設備

2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な動力源の供給元（配電盤）を表 3.3-1 に示す。

なお、それら配電盤に給電する給電元電源は、非常用電源系統 DBD で整理することとし、詳細な設備仕様等は「設計基準文書 系統編 非常用電源系統」に示す。（4.1.1.12, 4.2.4.10, 4.2.5.5, 4.2.5.6, 4.2.5.7, 4.2.5.8 参照）。

なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.3-1 中央制御室空調系統の設計要件を満足するために必要な電源設備

補 機	電 壓	給電元
A中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
B中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
A中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
B中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
A中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
B中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
キッチン排気第1隔離ダンバ	DC 125V	A 4ソレノイド分電盤（3号機） A 4ソレノイド分電盤
キッチン排気第2隔離ダンバ	DC 125V	B 4ソレノイド分電盤（3号機） B 4ソレノイド分電盤
A、B中央制御室外気取入止めダンバ	DC 125V	A 4ソレノイド分電盤（3号機） B 4ソレノイド分電盤（3号機） A 4ソレノイド分電盤 B 4ソレノイド分電盤
A、B中央制御室大気放出流量調節ダンバ	DC 125V	A 4ソレノイド分電盤（3号機） B 4ソレノイド分電盤（3号機） A 4ソレノイド分電盤 B 4ソレノイド分電盤

補 機	電 壓	給電元
A中央制御室外気取入流量調節ダンバ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B中央制御室外気取入流量調節ダンバ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A中央制御室循環流量調節ダンバ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B中央制御室循環流量調節ダンバ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A中央制御室事故時外気取入流量調節ダンバ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B中央制御室事故時外気取入流量調節ダンバ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A中央制御室事故時循環流量調節ダンバ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B中央制御室事故時循環流量調節ダンバ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤

## 4. 参照文献

### 4.1. 規制要件関連図書

#### 4.1.1. 設置許可基準規則

- 4.1.1.1. 第二条 定義
- 4.1.1.2. 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.1.3. 第四条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.4. 第五条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.5. 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.1.6. 第八条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.7. 第九条 溢水による損傷の防止等
- 4.1.1.8. 第十二条 安全施設
- 4.1.1.9. 第二十三条 計測制御系統施設
- 4.1.1.10. 第二十四条 安全保護回路
- 4.1.1.11. 第二十六条 原子炉制御室等
- 4.1.1.12. 第三十三条 保安電源設備

#### 4.1.2. 技術基準規則

- 4.1.2.1. 第二条 定義
- 4.1.2.2. 第四十三条 換気設備
- 4.1.2.3. 第四十八条 準用

#### 4.1.3. 基準

#### 4.1.4. ガイド

- 4.1.4.1. 発電用原子力設備規格 設計・建設規格
- 4.1.4.2. 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド
- 4.1.4.3. 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド

4.1.4.4. 原子力発電所の火山影響評価ガイド

4.1.4.5. 原子力安全委員会原子炉安全専門審査会報告書「タービンミサイル評価について」

#### 4.1.5. 指針

4.1.5.1. 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針

4.1.5.2. 安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)

4.1.5.3. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1987

4.1.5.4. 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補 - 1984

4.1.5.5. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1991 追補版

4.1.5.6. 原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998

## 4.2. 設計要件関連図書

### 4.2.1. 設置許可申請書

- 4.2.1.1. 本文五号 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- 4.2.1.2. 添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 4.2.1.3. 添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

### 4.2.2. 工事計画認可申請書

#### 4.2.2.1. 本文 要目表

### 4.2.3. 保安規定

#### 4.2.3.1. 大飯発電所原子炉施設保安規定

### 4.2.4. 設計基準文書 (DBD)

- 4.2.4.1. 設計基準文書 一般事項編 耐震
- 4.2.4.2. 設計基準文書 一般事項編 内部火災防護
- 4.2.4.3. 設計基準文書 一般事項編 溢水防護
- 4.2.4.4. 設計基準文書 一般事項編 龍巻防護
- 4.2.4.5. 設計基準文書 一般事項編 飛散物防護
- 4.2.4.6. 設計基準文書 一般事項編 津波防護
- 4.2.4.7. 設計基準文書 一般事項編 外部火災防護
- 4.2.4.8. 設計基準文書 一般事項編 火山防護
- 4.2.4.9. 設計基準文書 系統編 計測制御系統
- 4.2.4.10. 設計基準文書 系統編 非常用電源系統

### 4.2.5. 系統図及び技術図面

- 4.2.5.1. 系統図
- 4.2.5.2. 原子炉制御系ループブロック図
- 4.2.5.3. 原子炉保護系ブロック図

- 4.2.5.4. シーケンス図（展開接続図）
- 4.2.5.5. 所内単線結線図
- 4.2.5.6. 原子炉コントロールセンタ単線結線図
- 4.2.5.7. 直流単線結線図
- 4.2.5.8. 電磁弁電源単線結線図

#### 4.2.6. 設備図書

- 4.2.6.1. 換気空調系統（中央制御室空調系統）に関する設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- 4.2.6.2. 健全性に関する説明書
- 4.2.6.3. 耐震計算書
  - 4.2.6.3.1. 中央制御室非常用循環ファンの耐震計算書
  - 4.2.6.3.2. 中央制御室空調ファンの耐震計算書
  - 4.2.6.3.3. 中央制御室循環ファンの耐震計算書
  - 4.2.6.3.4. 中央制御室非常用循環フィルタユニットの耐震計算書
  - 4.2.6.3.5. 中央制御室空調ユニットの耐震計算書
  - 4.2.6.3.6. ダクトの耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について
  - 4.2.6.3.7. 基準地震動追加による低温配管耐震性影響評価委託（CV外）（ZRS-KON4-20150047）

以上

## (25) 非常用電源系統

## 目次

1.	概要 .....	1.3-(25)-3
1.1.	本書の目的 .....	1.3-(25)-3
1.2.	系統の概要 .....	1.3-(25)-3
1.3.	章構成と記載事項 .....	1.3-(25)-5
2.	設計要件 .....	1.3-(25)-7
2.1.	準拠すべき設置許可基準規則等 .....	1.3-(25)-7
2.2.	系統の設計要件 .....	1.3-(25)-8
2.2.1.	安全機能要求に関する設計要件 .....	1.3-(25)-8
2.2.2.	信頼性に関する設計要件 .....	1.3-(25)-17
3.	設備の仕様及び確認事項 .....	1.3-(25)-23
3.1.	系統構成設備 .....	1.3-(25)-23
3.2.	計測制御設備 .....	1.3-(25)-27
3.3.	電源設備 .....	1.3-(25)-28
4.	参照文献 .....	1.3-(25)-46
4.1.	規制要件関連図書 .....	1.3-(25)-46
4.1.1.	設置許可基準規則 .....	1.3-(25)-46
4.1.2.	技術基準規則 .....	1.3-(25)-46
4.1.3.	基準 .....	1.3-(25)-46
4.1.4.	ガイド .....	1.3-(25)-46
4.1.5.	指針 .....	1.3-(25)-47
4.2.	設計要件関連図書 .....	1.3-(25)-48
4.2.1.	設置許可申請書 .....	1.3-(25)-48
4.2.2.	工事計画認可申請書 .....	1.3-(25)-48
4.2.3.	保安規定 .....	1.3-(25)-48
4.2.4.	設計基準文書(DBD) .....	1.3-(25)-48
4.2.5.	系統図及び技術図面 .....	1.3-(25)-48
4.2.6.	設備図書 .....	1.3-(25)-49

# 1. 概要

## 1.1. 本書の目的

本書は設計基準文書 系統編のうち、大飯 4 号機の非常用電源系統について記載するものであり、設計クライテリア (design criteria) について、関連法令、規則、基準、及び許認可申請図書等に準拠して記載する。記載内容に関する詳細については、「設計基準文書（DBD）作成マニュアル」に従うものとする。

## 1.2. 系統の概要

非常用電源系統は、非常用交流電源系統、非常用直流電源系統、非常用計装用電源系統から構成される。

非常用電源系統は、安全重要度分類上、重要度の特に高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。

非常用交流電源系統は、ディーゼル発電機、非常用高圧母線、動力変圧器、非常用低圧母線、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に交流電源を供給するための系統である。

通常時、非常用高圧母線には 500kV 送電線から No.2 予備変圧器を介し、No.2 予備変圧器から受電できなくなった場合には所内変圧器から、また、所内変圧器から受電できなくなった場合にはディーゼル発電機から、さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、No.1 予備変圧器から給電する。非常用低圧母線は、非常用高圧母線から動力変圧器を介して受電する。

ディーゼル発電機は、500kV 外部電源が完全に喪失した場合に、発電所の保安を確保し、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、さらに、工学的安全施設にも電力を供給する。ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のものを 2 台備え、それぞれ定格出力で 7 日間以上連続運転できる燃料を燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて発電所内に貯蔵する。

ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、12 秒以内で電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電する。

非常用直流電源系統は、蓄電池（安全防護系用）、充電器盤、直流き電盤、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に直流電源を供給するための系統である。蓄電池（安全防護系用）は、原子炉を安全に停止

し、かつ、全交流動力電源喪失時に重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間、原子炉を冷却するための設備及び原子炉格納容器の健全性を確保するための設備の動作に必要な容量を有している。

非常用計装用電源系統は、計装用電源盤、計装用母線、ケーブル等で構成され、外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必要な設備、または設計基準事故時に外部電源が喪失した場合に工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備に電力を供給するための系統である。非常用計装用電源系統は、全交流動力電源喪失時に重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間においても、蓄電池（安全防護系用）から供給される直流電力を計装用電源内の変換器を介して交流電力へ変換し、計装用母線に給電可能である。

なお、非常用電源系統は重大事故に至るおそれがある設計基準事故時又は重大事故時（以下、「重大事故等時」という。）においても使用される。

ディーゼル発電機は、重大事故等時に必要な設備へ電力を供給可能な設計である。

蓄電池（安全防護系用）は、全交流動力電源喪失時に所内常設蓄電式直流電源設備として、負荷切り離しを行わずに 8 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、その後、必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり、重大事故等時に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能である。

### 1.3. 章構成と記載事項

2章においては、非常用電源系統に係る設計基準及びその基準を満足するための設計要件の考え方について記載する。

また、3章においては、2章にて記載される設計要件の考え方を踏まえ、非常用電源系統を構成する各設備について、要求される機能が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項等を整理する。

章構成の詳細を、表 1.3-1 に示す。

表 1.3-1 各章における記載事項

章番号	章題	記載事項
1	概要	
	1.1	本書の目的 当該 DBD の対象系統を明確にする。
	1.2	系統の概要 当該系統の主たる機能、安全重要度、並びに構成について概略記載する。
	1.3	章構成と記載事項 本表の 2 章以降の記載に倣い、当該 DBD について記載内容の大筋を記載する。
2	設計要件	
	2.1	準拠すべき設置許可基準規則 当該系統の設計に係り、準拠すべき設置許可基準規則等を抽出して記載する。
	2.2	系統の設計要件 2.1 章で抽出した準拠すべき設置許可基準規則条文を、以下の安全機能と信頼性確保の 2 つの観点に区分して記載する。
	2.2.1	安全機能に関する設計要件 系統機能整理表に基づき、当該系統の安全機能を記載する。 安全機能毎にそれに関する設計要件を記載する。
	2.2.2	信頼性に関する設計要件 次の 2 つの観点で、当該系統に必要な信頼性に関する設計要件を記載する。
	2.2.2.1	重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件 当該系統の安全重要度を踏まえ、多重性／多様性、独立性に関する設計要件を記載する。
	2.2.2.2	その他的一般的な設計要件 外部／内部ハザードに対する損傷防止、耐環境性など、上記 2.2.1 及び 2.2.2.1 以外の設計要件を記載する。
3	設備の仕様及び確認事項	2.2.1 章の設計要件を具体化する設備仕様と設備の確認事項を記載する。

3.1	系統構成設備	<p>2.2.1 章を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備の概略仕様を整理する。併せて、2.2.1 章で挙げられた設計要件に紐づいて各構成設備に要求される性能要求と、それが実機で達成されていることを確認するための性能確認事項と確認方法を記載する。</p>
3.2	計測制御設備	<p>2.2.1 章を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するために必要な手動動作を実現するため、当該系統の主な構成設備に対する中央制御室あるいは中央制御室外原子炉停止盤（EP 盤）からの監視・制御機能に関する仕様を整理する。なお、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。</p>
3.3	電源設備	<p>2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な電源の供給元を整理する。なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。</p>
4	参照文献	1～3 章において参照した文献を記載する。

## 2. 設計要件

### 2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

非常用電源系統は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

#### [設置許可基準規則]

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第十四条 全交流動力電源喪失対策設備
- 第二十四条 安全保護回路
- 第三十三条 保安電源設備

#### [技術基準規則]

- 第四十五条 保安電源設備
- 第四十八条 準用

## 2.2. 系統の設計要件

2.1 項で示した非常用電源系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに非常用電源系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十四条については、非常用電源系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は計測制御系統に関する設計基準文書に記載することとし、本図書では記載しない。

### ① 安全機能に関する設計要求 (2.2.1 章)

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第十四条 全交流動力電源喪失対策設備
- 第三十三条 保安電源設備

### ② 信頼性に関する設計要件 (2.2.2 章)

- 第十二条 安全施設（单一故障想定、多重性又は多様性、独立性）
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設（耐環境性、飛散物による損傷の防止）

### 2.2.1. 安全機能要求に関する設計要件

非常用電源系統には、以下の安全機能が要求される。

- 安全上特に重要な関連機能
- 他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定める(4.2.1.2 参照)ことに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行う(4.2.1.3 参照)ことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す非常用電源系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

## 1) 安全上特に重要な関連機能

非常用電源系統には、2.2項に示される条文に対応する安全機能を有し、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において表 2.2.1-2 に示す工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量及び機能を有することが要求される。

### A) 非常用交流電源系統からの電源供給

非常用交流電源系統は、表 2.2.1-3~6 に示す原子炉施設の工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備、あるいは外部電源喪失時に原子炉の安全停止を達成するために必須の設備に対し、B 項に示す所定の時間で自動的に電源を供給できなければならない。また、非常用交流電源系統からの電源供給を受け、非常用直流電源系統及び非常用計装用電源系統は必要な設備に対し電源を供給できなければならない。

### B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間

非常用交流電源系統は、ディーゼル発電機を電源とした正常な給電機能を確保するため、主要補機への接続を段階的に行う必要がある。そのため、A 項で挙げた主要補機に対し、ディーゼル発電機起動後、表 2.2.1-3~6 に示すシーケンスに基づく所定の時間で自動的に電源を供給できなければならない。

非常用交流電源系統からの給電による機器動作を期待している表 2.2.1-1 の設計基準事象の安全評価では、ディーゼル発電機起動遅れ時間として 12 秒を想定し、表 2.2.1-3~6 に示したシーケンスタイマの設定値を考慮して機器作動遅れ時間を設定している<sup>1</sup>。

### C) 非常用交流電源系統に対する必要燃料保有量

非常用交流電源系統のディーゼル発電機については、7 日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7 日間分の容量以上の燃料を保有しなければならない。

### D) 非常用直流電源系統からの電源供給

非常用直流電源系統の蓄電池（安全防護系用）は、全交流動力電源喪失時に原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備に一定時間（重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から給電が開始されるまでの約 30 分間）電力を供給できる容量を確保しなければならない。また、非常用計装用電源系統は、非常用直流電源系統からの電源供給を受けて必要な設備に電力を供給できなければならない。

## 2) 他系統設備への電源供給（他系統機能の直接関連系）

---

<sup>1</sup> 設計基準事象の安全評価では、機器の作動時間として信号遅れやポンプ全速時間も含めた時間を入力条件として使用している。

非常用電源系統には、負荷設備が複数の機器で構成されている場合等、当該系統設備専用の配電設備を設ける場合がある。この場合、これら配電設備の安全機能は、当該系統機能の直接関連系となる。

A) 異常状態の緩和機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

- ・加圧器後備ヒータ

加圧器後備ヒータへの電源供給機能の確認は、設計基準文書 系統編 1次冷却系統で性能確認事項として挙げられている加圧器後備ヒータの性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

B) 原子炉停止後の除熱機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

- ・タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプへの電源供給機能の確認は、設計基準文書 系統編 補助給水系統で性能確認事項として挙げられているタービン動補助給水ポンプの性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

C) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能の直接関連系

非常用電源系統は、下記の設備の機能を確保するため電源を供給する必要がある。

- ・地震計

地震計への電源供給機能の確認は、設計基準文書 系統編 計測制御系統で性能確認事項として挙げられている地震計の性能確認で行われるため、非常用電源系統として確認項目とする必要はない。

表 2.2.1-1 非常用電源系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

※1：解析評価において作動を想定している設備に対し、非常用電源系統から給電が行われる事象を抽出。

解析において非常用電源系統を考慮している設計基準事象※1			安全機能	
分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	1)	2)
			安全上特に重要な関連機能	他系統機能への電源供給（他系統機能の直接関連系）
設計基準事象	主給水流量喪失	添付書類十 2.3.4	○	—
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.2.1		
		添付書類十 3.4.4	○	—
		添付書類十 3.5.1		
	主給水管破断	添付書類十 3.2.4	○	—
	主蒸気管破断	添付書類十 3.2.5	○	—
	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	○	—
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○	—

表 2.2.1-2 安全解析で想定している非常用電源系統からの給電によって動作する設備

分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	安全解析において非常用電源系統からの給電によって動作する設備
設計基準事象	主給水流量喪失	添付書類十 2.3.4	電動補助給水ポンプ
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.2.1 添付書類十 3.4.4 添付書類十 3.5.1	高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 格納容器スプレイポンプ アニュラス空気浄化ファン
	主給水管破断	添付書類十 3.2.4	電動補助給水ポンプ
	主蒸気管破断	添付書類十 3.2.5	高圧注入ポンプ
	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	高圧注入ポンプ 電動補助給水ポンプ
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	アニュラス空気浄化ファン

表 2.2.1-3 工学的安全施設作動シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン A）

信号	タイマ設定値	許容誤差	動作機器	給電元
SI	0 秒	+1.0 秒	4A アニュラス空気浄化ファン	4A1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+1.0 秒	4A アニュラス空気浄化フィルタユニット電気加熱コイル	4A1 原子炉コントロールセンタ
SI	0 秒	+1.0 秒	4A 安全補機室冷却ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	4A 中央制御室循環ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	4A 中央制御室空調ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	4A 中央制御室非常用循環ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
M	0 秒	+1.0 秒	4A 中央制御室非常用循環フィルタユニット電気加熱コイル	4A2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	4A1 ディーゼル発電機室給気ファン	4A DG コントロールセンタ
SI	5 秒	±2.0 秒	4A 高圧注入ポンプ	4A メタクラ
SI	12 秒	±2.0 秒	34C 安全補機開閉器室空調ファン	4A2 パワーセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	4A 蓄電池室排気ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	4A 空調用冷水ポンプ	4A1 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	4B 空調用冷水ポンプ	4A2 原子炉コントロールセンタ
SI	12 秒	±2.0 秒	4A 余熱除去ポンプ	4A メタクラ
SI	17 秒	±2.0 秒	4A 海水ポンプ	4A メタクラ
SI	17 秒	±2.0 秒	4B 海水ポンプ（注 1）	4A メタクラ
SI	22 秒	±2.0 秒	4A 電動補助給水ポンプ	4A メタクラ
SI	27 秒	±2.0 秒	4A 原子炉補機冷却水ポンプ	4A メタクラ
SP	35 秒	±2.0 秒	4A 格納容器スプレイポンプ	4A メタクラ
SI	50 秒	±2.0 秒	4A 制御用空気圧縮機	4A2 パワーセンタ
SI	55 秒	±2.0 秒	4A2 ディーゼル発電機室給気ファン	4A DG コントロールセンタ
SI	65 秒	±2.0 秒	4A 空調用冷凍機	4A1 パワーセンタ
SI	65 秒	±2.0 秒	4B 空調用冷凍機（注 1）	4A2 パワーセンタ

注 1 : 4A のバックアップ

表 2.2.1-4 工学的安全施設作動シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン B）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
SI	0秒	+1.0秒	4B アニュラス空気浄化ファン	4B1 原子炉コントロールセンタ
SI	0秒	+1.0秒	4B アニュラス空気浄化フィルタユニット電気加熱コイル	4B1 原子炉コントロールセンタ
SI	0秒	+1.0秒	4B 安全補機室冷却ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
—	0秒	+1.0秒	4B1 ディーゼル発電機室給気ファン	4B DG コントロールセンタ
SI	5秒	±2.0秒	4B 高圧注入ポンプ	4B メタクラ
M	12秒	±2.0秒	4B 中央制御室循環ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
M	12秒	±2.0秒	4B 中央制御室空調ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
M	12秒	±2.0秒	4B 中央制御室非常用循環ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
M	12秒	±2.0秒	4B 中央制御室非常用循環フィルタユニット電気加熱コイル	4B2 原子炉コントロールセンタ
SI	12秒	±2.0秒	34D 安全補機開閉器室空調ファン	4B2 パワーセンタ
SI	12秒	±2.0秒	4B 蓄電池室排気ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
SI	12秒	±2.0秒	4C 空調用冷水ポンプ	4B1 原子炉コントロールセンタ
SI	12秒	±2.0秒	4D 空調用冷水ポンプ	4B2 原子炉コントロールセンタ
SI	12秒	±2.0秒	4B 余熱除去ポンプ	4B メタクラ
SI	17秒	±2.0秒	4C 海水ポンプ	4B メタクラ
SI	17秒	±2.0秒	4B 海水ポンプ（注 1）	4B メタクラ
SI	22秒	±2.0秒	4B 電動補助給水ポンプ	4B メタクラ
SI	27秒	±2.0秒	4C 原子炉補機冷却水ポンプ	4B メタクラ
SP	35秒	±2.0秒	4B 格納容器スプレイポンプ	4B メタクラ
SI	50秒	±2.0秒	4B 制御用空気圧縮機	4B2 パワーセンタ
SI	55秒	±2.0秒	4B2 ディーゼル発電機室給気ファン	4B DG コントロールセンタ
SI	65秒	±2.0秒	4C 空調用冷凍機	4B1 パワーセンタ
SI	65秒	±2.0秒	4D 空調用冷凍機（注 1）	4B2 パワーセンタ

注 1：4C のバックアップ

表 2.2.1-5 全停シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン A）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
BO	0 秒	+1.0 秒	4A 中央制御室空調ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
BO	0 秒	+1.0 秒	4A 中央制御室循環ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
BO	0 秒	+1.0 秒	4A 安全補機室冷却ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	4A1 ディーゼル発電機室給気ファン	4A DG コントロールセンタ
BO	5 秒	±2.0 秒	4A 充てんポンプ	4A メタクラ
BO	5 秒	±2.0 秒	4A 制御用空気圧縮機	4A2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	34C 安全補機開閉器室空調ファン	4A2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4A 蓄電池室排気ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4A 空調用冷水ポンプ	4A1 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4B 空調用冷水ポンプ	4A2 原子炉コントロールセンタ
BO	17 秒	±2.0 秒	4A 海水ポンプ	4A メタクラ
BO	17 秒	±2.0 秒	4B 海水ポンプ（注 1）	4A メタクラ
BO	22 秒	±2.0 秒	4A 電動補助給水ポンプ	4A メタクラ
BO	27 秒	±2.0 秒	4A 原子炉補機冷却水ポンプ	4A メタクラ
BO	32 秒	±2.0 秒	4B 原子炉補機冷却水ポンプ	4A メタクラ
BO	55 秒	±2.0 秒	4A2 ディーゼル発電機室給気ファン	4A DG コントロールセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	4A 空調用冷凍機	4A1 パワーセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	4B 空調用冷凍機（注 1）	4A2 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	4A 制御棒駆動装置冷却ファン	4A1 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	4A 原子炉容器室冷却ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4A 格納容器再循環ファン	4A1 パワーセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4A 加圧器室給気ファン	4A1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4A 蒸気発生器室給気ファン	4A1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4D 蒸気発生器室給気ファン	4A2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4A ドーム部給気ファン	4A1 原子炉コントロールセンタ
BO	90 秒	±2.0 秒	4D 格納容器再循環ファン	4A1 パワーセンタ

注 1 : 4A のバックアップ

表 2.2.1-6 全停シーケンスによる動作機器とタイマ設定（トレン B）

信号	タイマ 設定値	許容誤差	動作機器	給電元
BO	0 秒	+1.0 秒	4B 安全補機室冷却ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
—	0 秒	+1.0 秒	4B1 ディーゼル発電機室給気ファン	4B DG コントロールセンタ
BO	5 秒	±2.0 秒	4B 充てんポンプ <sup>†</sup>	4B メタクラ
BO	5 秒	±2.0 秒	4B 制御用空気圧縮機	4B2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4B 中央制御室空調ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4B 中央制御室循環ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	34D 安全補機開閉器室空調ファン	4B2 パワーセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4B 蓄電池室排気ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4C 空調用冷水ポンプ <sup>†</sup>	4B1 原子炉コントロールセンタ
BO	12 秒	±2.0 秒	4D 空調用冷水ポンプ <sup>†</sup>	4B2 原子炉コントロールセンタ
BO	17 秒	±2.0 秒	4C 海水ポンプ <sup>†</sup>	4B メタクラ
BO	17 秒	±2.0 秒	4B 海水ポンプ <sup>†</sup> （注 1）	4B メタクラ
BO	22 秒	±2.0 秒	4B 電動補助給水ポンプ <sup>†</sup>	4B メタクラ
BO	27 秒	±2.0 秒	4C 原子炉補機冷却水ポンプ <sup>†</sup>	4B メタクラ
BO	32 秒	±2.0 秒	4D 原子炉補機冷却水ポンプ <sup>†</sup>	4B メタクラ
BO	55 秒	±2.0 秒	4B2 ディーゼル発電機室給気ファン	4B DG コントロールセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	4C 空調用冷凍機	4B1 パワーセンタ
BO	65 秒	±2.0 秒	4D 空調用冷凍機（注 1）	4B2 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	4B 制御棒駆動装置冷却ファン	4B1 パワーセンタ
BO	70 秒	±2.0 秒	4B 原子炉容器室冷却ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4B 格納容器再循環ファン	4B1 パワーセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4B 加圧器室給気ファン	4B1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4B 蒸気発生器室給気ファン	4B1 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4C 蒸気発生器室給気ファン	4B2 原子炉コントロールセンタ
BO	80 秒	±2.0 秒	4B ドーム部給気ファン	4B1 原子炉コントロールセンタ
BO	90 秒	±2.0 秒	4C 格納容器再循環ファン	4B1 パワーセンタ

注 1 : 4C のバックアップ<sup>†</sup>

## 2.2.2. 信頼性に関する設計要件

### 2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（4.1.5.1 参照）及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針（JEAG4612-2010）」（4.1.5.2 参照）を参考すると、非常用電源系統は『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）2 項に従い、最も厳しい单一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）6 項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

なお、2.2.1 2)に示される他の系統設備の直接関連系に分類される設備の安全重要度は表 3.1-1 に示す。

上記要求を踏まえ、非常用電源系統はそれぞれ独立 2 系統で構成され、構成する機器の单一故障を想定した場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている。また、非常用電源系統は、原子炉施設間で共用しない設計とともに、重大事故等発生時以外は接続先の系統を相互に分離された状態とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計としている（4.2.1.1 参照）。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

## 2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1章、2.2.2.1章以外で設計上考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、設計基準文書 一般事項編(4.2.4.1、4.2.4.2、4.2.4.3、4.2.4.4、4.2.4.5、4.2.4.6、4.2.4.7、4.2.4.8)に明記される。

### 1) 地震による損傷の防止

#### ①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条（4.1.1.3 参照）に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

#### ②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601（4.1.5.3,4.1.5.4,4.1.5.5 参照）に基づく耐震設計としている。3章に示す非常用電源系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書：エラー! 参照元が見つかりません。参照）としている。（4.2.4.1 参照）

### 2) 津波による損傷の防止

#### ①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条（4.1.1.4 参照）に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して 安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

#### ②設計方針

設計要求を踏まえ、非常用電源系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。（4.2.4.6 参照）

- i) 非常用電源系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。(4.2.4.6 参照)

### 3) 外部からの衝撃による損傷の防止

#### ① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

#### ② 設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

#### A) 竜巻防護

非常用電源系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(4.1.4.3 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.4 参照)

- i) 非常用電源系統の竜巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら非常用電源系統の防護対象施設のうち屋内の施設は、これらを内包する建屋により防護する設計としている。
- iii) 非常用電源系統の防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある屋外の施設は、防護対象施設の安全機能を損なうことが無いことを確認している。

#### B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(4.1.4.4.1.4.4 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.8 参照)

- i) 非常用電源系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。

- ii) これら非常用電源系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。なお、配管については、積灰しない構造として取り扱う。
- iii) 屋外に開口し降下火碎物を含む空気の流路となる防護対象施設を選定し、降下火碎物に対して、非常用電源系統の火山防護に関する安全機能が維持できることを確認している。

### C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(4.1.4.2 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.7 参照)

- i) 非常用電源系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス1、2に属する施設が該当する。
- ii) 非常用電源系統の防護対象施設のうち屋内の施設は、これらを内包する建屋により防護する設計としている。屋外の施設は、火災時の輻射熱の影響を直接受けないことにより防護する設計としている。外部火災による二次的影響(ばい煙)については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。

## 4) 火災による損傷の防止(内部火災防護)

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条(4.1.1.1 参照)にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条(4.1.1.6 参照)に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

### ② 設計方針

非常用電源系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有するため、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準(4.1.3.1 参照)が定める火災区域及び火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準(4.1.3.1 参照)が定める火災防護対策を講じた設計としている。(4.2.4.2 参照)

## 5) 淹水による損傷の防止

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条(4.1.1.1 参照)にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条(4.1.1.7 参照)に従い、発電用原子炉施設内

における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

## ②設計方針

非常用電源系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。(4.2.4.3 参照)

## 6) 耐環境性

### ①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

### ②設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

安全施設について、これらの環境条件は参考図書（4.2.6.1.1 参照）にて規定している。

## 7) 飛散物による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

非常用電源系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、蒸気タービン、ボ

ンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

## ②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。(4.2.4.5 参照)

一方で、高温高圧の流体を内包する 1 次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により補助給水系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、一次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

(4.1.5.6, 4.2.4.5 参照)

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TG カップリング、タービン・ディスク、高压タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする(4.1.4.5、4.2.1.2 参照)。系統の多重性、配置等の関連により評価対象外となる。

## 8 ) 保安電源設備

保安電源設備について、外部電源の送電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するため必要な措置を講じた設計とする。

## 9 ) 準用

### ①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

非常用電源系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(4.1.2 参照)に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

#### ①-1 非常用電源系統の電気事故隔離機能

非常用電源系統での短絡等の電気故障発生時には、他の安全機能への影響を限定するため、これを検知し、遮断器により故障個所を隔離できる必要がある。

### ②発電用火力設備に関する技術基準の準用

非常用電源系統は、設計基準対象施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(4.1.2 参照)に基づき、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を準用する設計とする。

### 3. 設備の仕様及び確認事項

2.2.1にて整理した本系統の安全機能の確保に寄与する主な構成設備を列挙し、各構成設備の仕様を整理する。併せて、安全機能が、実機において維持されていることを確認するための、性能確認事項及び確認方法を 3.1～3.3 に示す。

これらの項目の変更は同系統の安全機能の維持に抵触する可能性があることから、改造工事等を実施する際はこれらの項目が変更されるか否かを確認する必要がある。

#### 3.1. 系統構成設備

非常用電源系統を構成する設備に対する安全機能を受けた性能要求が実機において確保されていることを確認するための確認方法及び性能確認事項を表 3.1-1 に示す。

なお、2.2.1.2 に示される他系統設備の直接関連系に分類される設備の性能要求は、当該系統設備の性能確認によって確認されるため、本章では特筆しない。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略 仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/S.A) (注1)	耐震 クラス	安全機能	判定事項に開港する記載事項	
						設置許可 添付書類へ	工事要目表 参考資料-2に示す。
A、Bディーゼル発電機(重大・ 事故等時のみ3・4号機共用) 容量： 7100kW	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な開連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間 C) 非常用交流電源系統に対する必要燃料保有量	出力： 約7,100kW (1台当たり) 発電機出力：約8,900kVA 功率： 0.8(連れ) 電圧： 6,900V 周波数：60Hz 燃料油貯蔵タンク 容量： 約297m <sup>3</sup> (燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの合計容量 の油量(保有油量)128m <sup>3</sup> 以上を含む。)	燃料油貯蔵タンク貯油量 (保有油量)0.95m <sup>3</sup> 以上	保安規定 燃料油貯蔵タンク貯油量
A、Bメタクリ 容量： 1200A	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な開連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	-	-	-
A1、A2、B1、B2ハイパー ゼンダ 容量： 3000A	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な開連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	-	-	-
A1、A2、B1、B2原子炉 コントロールセシナ 容量： 800A	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な開連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	-	-	-
A、Bディーゼル発電機コント ロールセンタ -	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な開連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 B) 非常用交流電源系統からの電源供給開始時間	-	-	-
A、B、C、D加压器ヒータ後 備 /ブルーブロックロールセンタ	MS-2	-/-	S	2) 他系統設備への電源供給 A) 異常状態の緩和機能の直接開連系	-	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条(4.1.2.1参照)に定義される区分であり、技術基準規則第17条(4.1.2.2参照)及び第55条(4.1.2.4参照)が定める材料及び構造となるよう設計している。  
 なお、「-」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略 仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	判定事項に開催する記載事項		
						設置許可 添付書類八	工事要目表	参考資料一2に示す。
A、B蓄電池	容量： 2400Ah	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な間連機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	容量： 約2,400Ah (1組当たり) 電圧：129V (浮動充電時) 組数：2	電子電圧(浮動充電時)： 127.1V以上	電子電圧(浮動充電時)：
A、B充電器盤	容量： 300A	MS-3	-/-	C(S)	1) 安全上特に重要な間連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給 充電器の機能の安全重要度はMS-3であるが、SA時代 替電源設備からの直流通給電機能も考慮してリストに挙 げている。	交流入力: 3相160Hz 440V 直流出力:129V (浮動充電時) 常用 約300A×2個 直流出力： 129V (浮動充電時) 後備 約300A×1個	-	-
A、Bドロップ盤	容量： 200A	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な間連機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	-	-	-
A、B直流水盤	容量： 700A	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な間連機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	母線容量： 約700A×2箇	-	-
A、B直流动電盤	-	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な間連機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	-	-	-
A 1～4、B 1～4ソレノイド 分電盤	-	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な間連機能 D) 非常用直流電源系統からの電源供給	-	-	-
A、Bタービン動油補給ポン プ起動盤	-	MS-1	-/-	S	2) 他系統設備への電源供給 B) 原子炉停止後の除熱をする機能の直接関連系	-	-	-
A、B、C、D計表用電源盤	-	MS-1	-/-	S	1) 安全上特に重要な間連機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給	容量： 約10kVA (1組当たり) 出力電圧： 115V	参考資料一2に示す。	-
					D) 非常用直流電源系統からの電源供給開始時間			

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条（4.1.2.1参照）に定義される区分であり、技術基準規則第17条（4.1.2.2参照）及び第55条（4.1.2.4参照）が定める材料及び構造となるよう設計している。  
 なお、「-」はいづれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略 仕様	安全 重要度	機器クラス (DB/SA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		判定事項に開催する記載事項	
					設置許可 適合書類へ 記入	工事要目表	設置許可 適合書類へ 記入	工事要目表
A、B、C、D計装用交流電源 切換盤	—	MS-1	—/—	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	—	—	—
A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2、D 1、D 2計装用分 電盤	—	MS-1	—/—	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) 非常用交流電源系統からの電源供給 D) 非常用直流電源系統からの電源供給開始時間	—	—	—
A 1、B 1、C 1現場計装用分 電盤	—	MS-1	—/—	S	2) 他系統設備への電源供給 C) 地震計への電源供給	—	—	—
A C、B D計装用後備分電盤	—	MS-1	—/—	S	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第2条（4.1.2.1参照）に定義される区分であり、技術基準規則第17条（4.1.2.2参照）及び第55条（4.1.2.4参照）が定める材料及び構造となるよう設計している。  
 なお、「—」はいすれのクラス区分にも該当しないことを示す。

### 3.2. 計測制御設備

表 3.1-1 に記載された機器のうち、本系統に係る安全機能を確保するために必要な手動操作を実現するため、中央制御室あるいは中央制御室外（現場）から監視・制御できることが要求される機器を、表 3.2-1 に示す。

なお、表 3.2-1 に記載される機器については、その状態が中央制御室または中央制御室外（現場）において確認できること、及び中央制御室または中央制御室外（現場）から制御できることが要求されるため、機器の状態が中央制御室または中央制御室外の状態表示灯により表示されること、及び中央制御室または中央制御室外の操作器から制御（操作）できることを確認する必要がある。

また、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.2-1 非常用電源系統の設計クライテリアを確認するために必要な計測制御設備

機器またはチャンネル名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
A、Bディーゼル発電機	○	○	×	×
A、Bメタクラ（受電遮断器）	○	○	×	×
A1、A2、B1、B2パワーセンタ（受電遮断器）	○	○	×	×

#### 【凡例】

○：表示または制御機能があるもの

×：表示または制御機能が無いもの

－：監視計器であるため制御機能が存在しないもの

### 3.3. 電源設備

2.2.1 章を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な電源設備及びその電源を負荷設備に給電する所内非常用母線の構成について表 3.3-1、表 3-3-2 に示す。

なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.3-1 非常用電源系統の設計クライテリアを満足するために必要な電源設備（交流）

電源設備	所内非常用母線	備考
4Aディーゼル発電機	4Aメタクラ	
	4A1パワーセンタ	
	4A1原子炉コントロールセンタ	
	4A計装用電源盤	4A蓄電池からも給電可
	4A1計装用分電盤	
	4A1現場計装用分電盤	
	4A2計装用分電盤	
	4AC計装用後備電源盤	
	4AC計装用後備分電盤	
	4Aディーゼル発電機コントロールセンタ	
	4A加圧器ヒータ後備グループコントロールセンタ	
	4A2パワーセンタ	
	4A2原子炉コントロールセンタ	
	4C計装用電源盤	4A蓄電池からも給電可
	4C1計装用分電盤	
	4Aディーゼル発電機制御盤	制御電源（交流）
	4C1現場計装用分電盤	
	4C2計装用分電盤	
	4A放射線監視設備サブリンクパッケージ分電盤	
	4A充電器、4A直流き電盤	4A蓄電池に接続
	4Aディーゼル発電機制御盤	制御電源（直流）
	4Aディーゼル発電機励磁機盤	制御電源（直流）
	4Aメタクラ	制御電源（直流）
	4A1パワーセンタ	制御電源（直流）
	4A2パワーセンタ	制御電源（直流）
	4C加圧器ヒータ後備グループコントロールセンタ	

電源設備	所内非常用母線	備考
4Bディーゼル発電機	4Bメタクラ	
	4B1パワーセンタ	
	4B1原子炉コントロールセンタ	
	4B計装用電源盤	4B蓄電池からも給電可
	4B1計装用分電盤	
	4B1現場計装用分電盤	
	4B2計装用分電盤	
	4BD計装用後備電源盤	
	4BD計装用後備分電盤	
	4Bディーゼル発電機コントロールセンタ	
	4B加圧器ヒータ後備グループ コントロールセンタ	
	4B2パワーセンタ	
	4B2原子炉コントロールセンタ	
	4D計装用電源盤	4B蓄電池からも給電可
	4D1計装用分電盤	
	4Bディーゼル発電機制御盤	制御電源（交流）
	4D2計装用分電盤	
	4B充電器、4B直流き電盤	4B蓄電池に接続
	4Bディーゼル発電機制御盤	制御電源（直流）
	4Bディーゼル発電機励磁機盤	制御電源（直流）
	4Bメタクラ	制御電源（直流）
	4B1パワーセンタ	制御電源（直流）
	4B2パワーセンタ	制御電源（直流）
	4D加圧器ヒータ後備グループ コントロールセンタ	

表 3.3・2 非常用電源系統の設計クライティアを満足するために必要な電源設備（直流）

電源設備	所内非常用母線	備考
4A蓄電池 注) 交流電源健全時 には4A充電器経由で 配電系統に給電され る。	4A直流水電盤 4A直流分電盤 4A1ソレノイド分電盤 4A2ソレノイド分電盤 4A3ソレノイド分電盤 4A4ソレノイド分電盤 4Aタービン動補助給水ポンプ起動盤 4A計装用電源 4C計装用電源 4Aディーゼル発電機制御盤 4Aディーゼル発電機励磁機盤 4Aメタクラ 4A1パワーセンタ 4A2パワーセンタ	
4B蓄電池 注) 交流電源健全時 には4B充電器経由で 配電系統に給電され る。	4B直流水電盤 4B直流分電盤 4B1ソレノイド分電盤 4B2ソレノイド分電盤 4B3ソレノイド分電盤 4B4ソレノイド分電盤 4Bタービン動補助給水ポンプ起動盤 4B計装用電源 4D計装用電源 4Bディーゼル発電機制御盤 4Bディーゼル発電機励磁機盤 4Bメタクラ 4B1パワーセンタ 4B2パワーセンタ	制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流） 制御電源（直流）

また、非常用電源系統を構成する配電盤に収納される遮断器/コンタクタの機能を要求する系  
統機器を表 3.3・3 に示す。各遮断器/コンタクタに要求される投入機能（表 2.2・2～表 2.2・5 に示  
す自動動作シーケンスによる投入は除く）は、以下の対象 DBD 欄に示す系統における機器の

性能確認の中で確認される。各配電盤の給電元となる電源設備については、表 3.3-1 及び表 3-3-2 参照のこと。

表 3.3-3 非常用電源系統の遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A メタクラ	A 余熱除去ポンプ	余熱除去系統
	A 高圧注入ポンプ	安全注入系統
	A 充てんポンプ	化学体積制御系統
	A 原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水系統
	B 原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水系統
	A 海水ポンプ	原子炉補機冷却海水系統
	B 海水ポンプ	原子炉補機冷却海水系統
	A 電動補助給水ポンプ	補助給水系統
	A 格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ系統
B メタクラ	B 余熱除去ポンプ	余熱除去系統
	B 高圧注入ポンプ	安全注入系統
	B 充てんポンプ	化学体積制御系統
	C 原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水系統
	D 原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水系統
	B 海水ポンプ	原子炉補機冷却海水系統
	C 海水ポンプ	原子炉補機冷却海水系統
	B 電動補助給水ポンプ	補助給水系統
	B 格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ系統
A 2 パワーセンタ	C 充てんポンプ	化学体積制御系統
	A 制御用空気圧縮機	制御用空気系統
B 2 パワーセンタ	C 充てんポンプ	化学体積制御系統
	B 制御用空気圧縮機	制御用空気系統
A 1 原子炉コントロールセンタ	A 燃料取替用水ポンプ	燃料貯蔵設備及び取扱設備
	A 加圧器逃がし弁前弁	1 次冷却系統
	A 余熱除去ポンプミニマムフローライン止め弁	余熱除去系統
	A 余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	余熱除去系統
	A 余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	余熱除去系統
	A 余熱除去冷却器出口連絡弁	余熱除去系統
	B ループ高温側低圧注入ライン止め弁	余熱除去系統
	A 高圧注入ポンプ用補助油ポンプ	安全注入系統
	A 高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	安全注入系統
	A 高圧注入ポンプミニマムフローライン第 1 止め弁	安全注入系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 1 原子炉コントロールセンタ	B高压注入ポンプミニマムフローライン第1止め弁	安全注入系統
	A高压注入ライン格納容器隔離弁	安全注入系統
	A高压注入ポンプ出口連絡弁	安全注入系統
	A高压注入ポンプ高温側注入ライン止め弁	安全注入系統
	A高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	安全注入系統
	A余熱除去ポンプRWSピット及び再循環サンプ側入口弁	安全注入系統
	A蓄圧タンク出口弁	安全注入系統
	B蓄圧タンク出口弁	安全注入系統
	Aほう酸ポンプ	化学体積制御系統
	体積制御タンク出口第1止め弁	化学体積制御系統
	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側補給弁A	化学体積制御系統
	充てんライン止め弁	化学体積制御系統
	A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	化学体積制御系統
	B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	化学体積制御系統
	1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第1隔離弁	化学体積制御系統
	A電動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	B電動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A高压注入ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	Bループ高温側試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A格納容器スプレイポンプ燃料取替用水ピット側入口止め弁	格納容器スプレイ系統
	A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	格納容器スプレイ系統
	A格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	格納容器スプレイ系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 1 原子炉コントロールセンタ	A よう素除去薬品注入ライン第1止め弁	格納容器スプレイ系統
	A よう素除去薬品注入ライン第2止め弁	格納容器スプレイ系統
	A アニュラス空気浄化ファン	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
A 2 原子炉コントロールセンタ	A 余熱除去ポンプB ループ高温側入口止め弁	余熱除去系統
	C 充てんポンプクランクケース給油ポンプ	化学体積制御系統
	C 充てんポンプ減速機給油ポンプ	化学体積制御系統
	A・C 原子炉補機冷却水戻り母管連絡弁	原子炉補機冷却水系統
	A・C 原子炉補機冷却水供給母管連絡弁	原子炉補機冷却水系統
	A 余熱除去冷却器冷却水止め弁	原子炉補機冷却水系統
	A 格納容器スプレイ冷却器冷却水止め弁	原子炉補機冷却水系統
	1次冷却材ポンプ冷却水供給ライン止め弁	原子炉補機冷却水系統
	A・B 海水供給母管 A連絡弁	原子炉補機冷却海水系統
	A 原子炉補機冷却水冷却器海水止め弁	原子炉補機冷却海水系統
	A 主蒸気逃がし弁元弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主蒸気逃がし弁元弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主給水隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主給水隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	C 補助給水隔離弁	補助給水系統
	D 補助給水隔離弁	補助給水系統
	A 主蒸気逃がし弁元弁	原子炉格納施設
	B 主蒸気逃がし弁元弁	原子炉格納施設
	A 主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁	原子炉格納施設
	B 主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁	原子炉格納施設
	A 格納容器減圧装置排気ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A 主給水隔離弁	原子炉格納施設
	B 主給水隔離弁	原子炉格納施設
	C 補助給水隔離弁	原子炉格納施設
	D 補助給水隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器サンプル取り出しライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A 格納容器水素バージ給気ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	B・C 格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格 納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A 格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器 隔離弁	原子炉格納施設

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 2 原子炉コントロールセンタ	D 格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	C R D M 冷却ユニット・余剰抽出冷却器冷却水供給ライン C V 隔離弁	原子炉格納施設
	1 次冷却材ポンプ冷却水戻りライン格納容器第 1 隔離弁	原子炉格納施設
	A 制御用空気格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A 中央制御室非常用循環ファン（3・4 号機共用）	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A 中央制御室空調ファン（3・4 号機共用）	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A 中央制御室循環ファン（3・4 号機共用）	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A・C 制御用空気母管連絡弁	制御用空気系統
	A 制御用空気主蒸気逃がし弁等供給ライン止め弁	制御用空気系統
	A 制御用空気格納容器隔離弁	制御用空気系統
B 1 原子炉コントロールセンタ	A 格納容器内耐震 B クラス制御用空気母管供給止め弁	制御用空気系統
	B 燃料取替用水ポンプ	燃料貯蔵設備及び取扱設備
	B 加圧器逃がし弁前弁	1 次冷却系統
	B 余熱除去ポンプミニマムフローライン止め弁	余熱除去系統
	B 余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	余熱除去系統
	B 余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	余熱除去系統
	B 余熱除去冷却器出口連絡弁	余熱除去系統
	C ループ高温側低圧注入ライン止め弁	余熱除去系統
	B 高圧注入ポンプ用補助油ポンプ	安全注入系統
	B 高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	安全注入系統
	A 高圧注入ポンプミニマムフローライン第 2 止め弁	安全注入系統
	B 高圧注入ポンプミニマムフローライン第 2 止め弁	安全注入系統
	B 高圧注入ライン格納容器隔離弁	安全注入系統
	B 高圧注入ポンプ出口連絡弁	安全注入系統
	B 高圧注入ポンプ高温側注入ライン止め弁	安全注入系統
	B 高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	安全注入系統
	B 余熱除去ポンプ RWS ピット及び再循環サンプ側入口弁	安全注入系統
	C 蓄圧タンク出口弁	安全注入系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
B 1 原子炉コントロールセンタ	D蓄圧タンク出口弁	安全注入系統
	Bほう酸ポンプ	化学体積制御系統
	体積制御タンク出口第2止め弁	化学体積制御系統
	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側補給弁B	化学体積制御系統
	充てんライン格納容器隔離弁	化学体積制御系統
	C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	化学体積制御系統
	D-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	化学体積制御系統
	1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第2隔離弁	化学体積制御系統
	緊急ほう酸注入ライン補給弁	化学体積制御系統
	C電動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	D電動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	充てんライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	1次冷却材ポンプ封水戻りライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	D-1次冷却材ポンプ封水注入ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B高压注入ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	Dループ高温側試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	B格納容器スプレイポンプ燃料取替用水ピット側入口止め弁	格納容器スプレイ系統
	B格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	格納容器スプレイ系統
	B格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	格納容器スプレイ系統
	Bよう素除去薬品注入ライン第1止め弁	格納容器スプレイ系統
	Bよう素除去薬品注入ライン第2止め弁	格納容器スプレイ系統
	Bアニュラス空気浄化ファン	換気空調系統(アニュラス空気浄化系)
B 2 原子炉コントロールセンタ	B余熱除去ポンプCループ高温側入口止め弁	余熱除去系統
	C充てんポンプクランクケース給油ポンプ	化学体積制御系統
	C充てんポンプ減速機給油ポンプ	化学体積制御系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
B 2 原子炉コントロールセンタ	B・C原子炉補機冷却水戻り母管連絡弁	原子炉補機冷却水系統
	B・C原子炉補機冷却水供給母管連絡弁	原子炉補機冷却水系統
	B余熱除去冷却器冷却水止め弁	原子炉補機冷却水系統
	B格納容器スプレイ冷却器冷却水止め弁	原子炉補機冷却水系統
	A・B海水供給母管B連絡弁	原子炉補機冷却海水系統
	B原子炉補機冷却水冷却器海水止め弁	原子炉補機冷却海水系統
	C主蒸気逃がし弁元弁	主蒸気及び主給水系統
	D主蒸気逃がし弁元弁	主蒸気及び主給水系統
	C主給水隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	D主給水隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	A補助給水隔離弁	補助給水系統
	B補助給水隔離弁	補助給水系統
	復水ピット電動補助給水ポンプ側止め弁	補助給水系統
	C主蒸気逃がし弁元弁	原子炉格納施設
	D主蒸気逃がし弁元弁	原子炉格納施設
	C主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁	原子炉格納施設
	D主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁	原子炉格納施設
	B格納容器減圧装置排気ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A補助給水隔離弁	原子炉格納施設
	B補助給水隔離弁	原子炉格納施設
	C主給水隔離弁	原子炉格納施設
	D主給水隔離弁	原子炉格納施設
	B格納容器水素バージ給気ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A・D 格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	C格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	C R D M冷却ユニット・余剰抽出冷却器冷却水戻りラインC V隔離弁	原子炉格納施設
	1次冷却材ポンプ冷却水供給ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	1次冷却材ポンプ冷却水戻りライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	B制御用空気格納容器隔離弁	原子炉格納施設

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
B 2 原子炉コントロールセンタ	B 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B・C 制御用空気母管連絡弁	制御用空気系統
	B 制御用空気主蒸気逃がし弁等供給ライン止め弁	制御用空気系統
	B 制御用空気格納容器隔離弁	制御用空気系統
	B 格納容器内耐震Bクラス制御用空気母管供給止め弁	制御用空気系統
A 1 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル I）	計測制御系統
	炉外核計装装置（原子炉安全保護計装盤内）	計測制御系統
	主盤	計測制御系統
	原子炉補助盤	計測制御系統
A 2 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル I）	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレン A）グループ 1	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレン A）グループ 2	計測制御系統
B 1 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル II）	計測制御系統
	炉外核計装装置（原子炉安全保護計装盤内）	計測制御系統
	原子炉補助盤	計測制御系統
	AM監視盤	計測制御系統
B 2 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル II）	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレン B）グループ 1	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレン B）グループ 2	計測制御系統
C 1 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル III）	計測制御系統
	炉外核計装装置（原子炉安全保護計装盤内）	計測制御系統
	原子炉補助盤	計測制御系統
C 2 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル III）	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレン A）グループ 1	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレン A）グループ 2	計測制御系統
	事故時放射線監視盤（チャンネル III）	放射線管理施設
D 1 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル IV）	計測制御系統
	炉外核計装装置（原子炉安全保護計装盤内）	計測制御系統
	安全保護アナログ盤	計測制御系統
	原子炉補助盤	計測制御系統
D 2 計装用分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネル IV）	計測制御系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
D 2 計装用分電盤	安全保護シーケンス盤（トレンB）グループ1	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレンB）グループ2	計測制御系統
	事故時放射線監視盤（チャンネルIV）	放射線管理施設
A C 計装用後備分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネルI）	計測制御系統
	原子炉安全保護計装盤（チャンネルIII）	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレンA）グループ1	計測制御系統
	事故時放射線監視盤（チャンネルIII）	放射線管理施設
B D 計装用後備分電盤	原子炉安全保護計装盤（チャンネルII）	計測制御系統
	原子炉安全保護計装盤（チャンネルIV）	計測制御系統
	安全保護シーケンス盤（トレンB）グループ1	計測制御系統
	事故時放射線監視盤（チャンネルIV）	放射線管理施設
事故時放射線監視盤IIIその他	A格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	放射線管理施設
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	放射線管理施設
事故時放射線監視盤IVその他	B格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	放射線管理施設
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	放射線管理施設
A 放射線監視設備サンプリング パッケージ分電盤	A排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	放射線管理施設
	B排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	放射線管理施設
A加圧器ヒータ後備グループコントロールセンタ	C加圧器ヒータ（後備グループ）	1次冷却系統
B加圧器ヒータ後備グループコントロールセンタ	D加圧器ヒータ（後備グループ）	1次冷却系統
C加圧器ヒータ後備グループコントロールセンタ	A加圧器ヒータ（後備グループ）	1次冷却系統
D加圧器ヒータ後備グループコントロールセンタ	B加圧器ヒータ（後備グループ）	1次冷却系統
A 直流分電盤	A原子炉トリップしや断器盤	計測制御系統
	C原子炉トリップしや断器盤	計測制御系統
B 直流分電盤	B原子炉トリップしや断器盤	計測制御系統
	D原子炉トリップしや断器盤	計測制御系統
	原子炉格納容器内状態監視盤	計測制御系統
A 1 ソレノイド分電盤	抽出ライン格納容器第2隔離弁	化学体積制御系統
	A主蒸気逃がし弁	主蒸気及び主給水系統
	B主蒸気逃がし弁	主蒸気及び主給水系統
	A主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	B主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	C主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 1 ソレノイド分電盤	D 主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	B 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	C 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	D 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	A 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	B 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	C 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	D 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	抽出ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器サンプポンプ出口格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
A 2 ソレノイド分電盤	A 加圧器逃がし弁	1次冷却系統
	A 余熱除去冷却器出口低圧抽出ライン止め弁	余熱除去系統
	B ループ充てんライン止め弁	化学体積制御系統
	余剰抽出ライン第1止め弁	化学体積制御系統
	余剰抽出ライン第2止め弁	化学体積制御系統
	余剰抽出ライン切替弁	化学体積制御系統
	A 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	A 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	C 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	D 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 2 ソレノイド分電盤	A プローダウンライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B プローダウンライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	C プローダウンライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	D プローダウンライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	加圧器気相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	加圧器液相部試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	D ループ高温側試料採取ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	A 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	B 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	C 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
A 3 ソレノイド分電盤	D 蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	A 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	A 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	B 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	D 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	A タービン動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
A 4 ソレノイド分電盤	B タービン動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	1 次冷却材試料採取戻りライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器給気第1隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器排気第1隔離弁	原子炉格納施設
	B 格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	炉内核計測装置ガスバージライン格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B 格納容器水素バージ給気ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	制御棒監視盤室冷却ユニット冷水入口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	アニュラス給気第2隔離ダンバ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	アニュラス排気第1隔離ダンバ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	安全補機室給気第2隔離ダンバ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 4 ソレノイド分電盤	安全補機室排気第1隔離ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	Aアニュラス排気ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	A安全補機室排気ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	Aアニュラス全量排気弁	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	Aアニュラス少量排気弁	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	Aアニュラス戻りダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	A格納容器排気ファン出口ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	B格納容器排気ファン出口ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	補助建屋排気止めダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	キッチン排気第1隔離ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A中央制御室外気取入止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B中央制御室外気取入止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A中央制御室外気取入流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A中央制御室循環流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A中央制御室事故時外気取入流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A中央制御室事故時循環流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
B 1 ソレノイド分電盤	A抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁	化学体積制御系統

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
B 2 ソレノイド分電盤	B 抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁	化学体積制御系統
	C 抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁	化学体積制御系統
	C 主蒸気逃がし弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主蒸気逃がし弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主蒸気隔離弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主蒸気隔離弁バイパス弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	B 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	C 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	D 主蒸気隔離弁	原子炉格納施設
	A 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	B 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	C 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	D 主蒸気隔離弁バイパス弁	原子炉格納施設
	加圧器逃がしタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
B 2 ソレノイド分電盤	加圧器逃がしタンク窒素供給ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器内補給水供給ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	A 抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	B 抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	C 抽出オリフィス出口格納容器第1隔離弁	原子炉格納施設
	B 加圧器逃がし弁	1次冷却系統
	B 余熱除去冷却器出口低圧抽出ライン止め弁	余熱除去系統
	抽出ライン第1止め弁	化学体積制御系統
B 2 ソレノイド分電盤	抽出ライン第2止め弁	化学体積制御系統
	A 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	B 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	C 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	D 蒸気発生器試料採取ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
B 2 ソレノイド分電盤	格納容器冷却材ドレンポンプ出口格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
B 3 ソレノイド分電盤	格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器冷却材ドレンタンクベントライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器冷却材ドレンタンク窒素供給ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器サンプポンプ出口格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	消火水ライン格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	加圧器・B ループ試料採取ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	蓄圧タンク試料採取ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
B 4 ソレノイド分電盤	A 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主給水制御弁	主蒸気及び主給水系統
	A 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	B 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	D 主給水バイパス制御弁	主蒸気及び主給水系統
	A 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	B 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	D 蒸気発生器水張り水位制御弁	主蒸気及び主給水系統
	C タービン動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	D タービン動補助給水ライン流量調節弁	補助給水系統
	格納容器給気第2隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器排気第2隔離弁	原子炉格納施設
	A 格納容器減圧装置排気ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	炉内核計測装置ガスバージライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	A 格納容器水素バージ給気ライン格納容器第2隔離弁	原子炉格納施設
	制御棒監視盤室冷却ユニット冷水出口格納容器隔離弁	原子炉格納施設
	アニュラス給気第1隔離ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	アニュラス排気第2隔離ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
B 4 ソレノイド分電盤	安全補機室給気第1隔離ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	安全補機室排気第2隔離ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	B アニュラス排気ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	B 安全補機室排気ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	B アニュラス全量排気弁	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	B アニュラス少量排気弁	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	B アニュラス戻りダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	格納容器排気止めダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	補助建屋排気流量調節ダンパ	換気空調系統(アニュラス空気 浄化系)
	キッチン排気第2隔離ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A 中央制御室外気取り止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B 中央制御室外気取り止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	A 中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B 中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B 中央制御室外気取り流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B 中央制御室循環流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B 中央制御室事故時外気取り流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)
	B 中央制御室事故時循環流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調 系)

非常用所内母線	遮断器/コンタクタの機能を要求する系統機器	対象 DBD
A 4 ソレノイド分電盤（3号機）	キッチン排気第1隔離ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A中央制御室外気取入止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B中央制御室外気取入止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
B 4 ソレノイド分電盤（3号機）	キッチン排気第2隔離ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A中央制御室外気取入止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B中央制御室外気取入止めダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	A中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
	B中央制御室大気放出流量調節ダンパ	換気空調系統(中央制御室空調系)
A タービン動補助給水ポンプ起動盤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気供給ライン止め弁	主蒸気及び主給水系統
	Aタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ	補助給水系統
	タービン動補助給水ポンプ起動弁A	補助給水系統
	復水ピットタービン動補助給水ポンプ側止め弁	補助給水系統
	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気供給ライン止め弁	原子炉格納施設
B タービン動補助給水ポンプ起動盤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気D主蒸気供給ライン止め弁	主蒸気及び主給水系統
	Bタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ	補助給水系統
	タービン動補助給水ポンプ起動弁B	補助給水系統
	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気D主蒸気供給ライン止め弁	原子炉格納施設

## 4. 参照文献

### 4.1. 規制要件関連図書

#### 4.1.1. 設置許可基準規則

- 4.1.1.1. 第二条 定義
- 4.1.1.2. 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.1.3. 第四条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.4. 第五条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.5. 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.1.6. 第八条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.7. 第九条 溢水による損傷の防止等
- 4.1.1.8. 第十二条 安全施設
- 4.1.1.9. 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 4.1.1.10. 第十四条 全交流動力電源喪失対策設備
- 4.1.1.11. 第二十四条 安全保護回路
- 4.1.1.12. 第三十三条 保安電源設備

#### 4.1.2. 技術基準規則

- 4.1.2.1. 第二条 定義
- 4.1.2.2. 第四十五条 保安電源設備
- 4.1.2.3. 第四十八条 準用

#### 4.1.3. 基準

- 4.1.3.1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

#### 4.1.4. ガイド

- 4.1.4.1. 発電用原子力設備規格 設計・建設規格
- 4.1.4.2. 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド
- 4.1.4.3. 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド

- 4.1.4.4. 原子力発電所の火山影響評価ガイド
- 4.1.4.5. 原子力安全委員会原子炉安全専門審査会報告書「タービンミサイル評価について」

#### 4.1.5. 指針

- 4.1.5.1. 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- 4.1.5.2. 安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)
- 4.1.5.3. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1987
- 4.1.5.4. 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補 - 1984
- 4.1.5.5. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1991 追補版
- 4.1.5.6. 原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998

## 4.2. 設計要件関連図書

### 4.2.1. 設置許可申請書

- 4.2.1.1. 本文五号 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- 4.2.1.2. 添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 4.2.1.3. 添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

### 4.2.2. 工事計画認可申請書

- 4.2.2.1. 本文 要目表

### 4.2.3. 保安規定

- 4.2.3.1. 大飯発電所原子炉施設保安規定

### 4.2.4. 設計基準文書(DBD)

- 4.2.4.1. 設計基準文書 一般事項編 耐震
- 4.2.4.2. 設計基準文書 一般事項編 内部火災防護
- 4.2.4.3. 設計基準文書 一般事項編 溢水防護
- 4.2.4.4. 設計基準文書 一般事項編 龍巻防護
- 4.2.4.5. 設計基準文書 一般事項編 飛散物防護
- 4.2.4.6. 設計基準文書 一般事項編 津波防護
- 4.2.4.7. 設計基準文書 一般事項編 外部火災防護
- 4.2.4.8. 設計基準文書 一般事項編 火山防護
- 4.2.4.9. 設計基準文書 系統編 補助給水系統
- 4.2.4.10. 設計基準文書 系統編 安全注入系統
- 4.2.4.11. 設計基準文書 系統編 余熱除去系統
- 4.2.4.12. 設計基準文書 系統編 計測制御系統

### 4.2.5. 系統図及び技術図面

- 4.2.5.1. 系統図
- 4.2.5.2. 所内单線結線図
- 4.2.5.3. 原子炉コントロールセンタ单線結線図
- 4.2.5.4. 直流单線結線図

4.2.5.5. 電磁弁電源単線結線図

#### 4.2.6. 設備図書

4.2.6.1.1. 健全性に関する説明書

4.2.6.2. 耐震計算書

4.2.6.2.1. ディーゼル発電設備の耐震計算書

4.2.6.2.2. 燃料油貯蔵タンクの耐震計算書

4.2.6.2.3. 重油タンクの耐震計算書

4.2.6.2.4. 蓄電池の耐震計算書

以上

## (26) 制御用空氣系統

## 目次

1.	概要 .....	1.3-(26)-3
1.1.	本書の目的 .....	1.3-(26)-3
1.2.	系統の概要 .....	1.3-(26)-3
1.3.	章構成と記載事項 .....	1.3-(26)-4
2.	設計要件 .....	1.3-(26)-6
2.1.	準拠すべき設置許可基準規則等 .....	1.3-(26)-6
2.2.	系統の設計要件 .....	1.3-(26)-7
2.2.1.	安全機能に関する設計要件 .....	1.3-(26)-8
2.2.2.	信頼性に関する設計要件 .....	1.3-(26)-11
3.	設備の仕様及び確認事項 .....	1.3-(26)-17
3.1.	系統構成設備 .....	1.3-(26)-17
3.2.	計測制御設備 .....	1.3-(26)-19
3.3.	電源設備 .....	1.3-(26)-20
4.	参照文献 .....	1.3-(26)-21
4.1.	規制要件関連図書 .....	1.3-(26)-21
4.1.1.	設置許可基準規則 .....	1.3-(26)-21
4.1.2.	技術基準規則 .....	1.3-(26)-21
4.1.3.	基準 .....	1.3-(26)-21
4.1.4.	ガイド .....	1.3-(26)-22
4.1.5.	指針 .....	1.3-(26)-22
4.2.	設計要件関連図書 .....	1.3-(26)-23
4.2.1.	設置許可申請書 .....	1.3-(26)-23
4.2.2.	工事計画認可申請書 .....	1.3-(26)-23
4.2.3.	保安規定 .....	1.3-(26)-23
4.2.4.	設計基準文書 (DBD) .....	1.3-(26)-23
4.2.5.	系統図及び技術図面 .....	1.3-(26)-24
4.2.6.	設備図書 .....	1.3-(26)-24

# 1. 概要

## 1.1. 本書の目的

本書は設計基準文書、系統編のうち、大飯 4 号機の制御用空気系統<sup>1</sup>について記載するものであり、設計要件（Design Requirements）について、関連法令、規則、基準、及び許認可申請図書等に準拠して記載する。記載内容に関する詳細については、「設計基準文書（DBD）作成マニュアル」に従うものとする。

## 1.2. 系統の概要

制御用空気系統は、制御用空気圧縮機、制御用空気だめ、制御用空気乾燥器、配管、弁等で構成され、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、原子炉格納容器内、原子炉補助建屋内、タービン建屋内等に設置されている空気作動弁、空気作動ダンパ、制御器、計測器等に清浄で乾燥した圧縮空気を供給する機能を有する系統である。（4.2.5.1 を参照）

制御用空気系統に期待する設計基準事象は 0 に示される。

制御用空気系統は、安全重要度分類上、特に重要度の高い安全機能である「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」及び「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（MS-1）」を有するため、多重性を持たせた設計としている。具体的には、制御用空気圧縮機は、A トレン、B トレンにそれぞれ 1 台ずつ設置され、設計基準事故時に要求される制御用空気を片トレンのみで供給可能な容量を有している。

また、制御用空気系統は耐震 S クラスで設計される。

制御用空気圧縮機は、各トレンで独立した非常用母線に接続し、外部電源喪失時にはディーゼル発電機により給電する設計としている。

---

<sup>1</sup> 記載の手引きにて「制御用圧縮空気系統」と、本書における「制御用空気系統」は全て同じ

### 1.3. 章構成と記載事項

2章においては、制御用空気系統に係る設計基準及びその基準を満足するための設計要件の考え方について記載する。

また、3章においては、2章にて記載される設計要件の考え方を踏まえ、制御用空気系統を構成する各設備について、要求される機能が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項等を整理する。

章構成の詳細を、表 1.3-1 に示す。

表 1.3-1 各章における記載事項

章番号	章題	記載事項
1	概要	
	1.1 本書の目的	当該 DBD の対象系統を明確にする。
	1.2 系統の概要	当該系統の主たる機能、安全重要度、並びに構成について概略記載する。
2	1.3 章構成と記載事項	本表の 2 章以降の記載に倣い、当該 DBD について記載内容の大筋を記載する。
	設計要件	
	2.1 準拠すべき設置許可基準規則等	当該系統の設計に係り、準拠すべき設置許可基準規則等を抽出して記載する。
	2.2 系統の設計要件	2.1 で抽出した準拠すべき設置許可基準規則条文を、以下の安全機能と信頼性確保の 2 つの観点に区分して記載する。
	2.2.1 安全機能に関する設計要件	系統機能整理表に基づき、当該系統の安全機能を記載する。安全機能毎にそれに関する設計要件を記載する。
	2.2.2 信頼性に関する設計要件	次の 2 つの観点で、当該系統に必要な信頼性に関する設計要件を記載する。
	2.2.2.1 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件	当該系統の安全重要度を踏まえ、多重性／多様性、独立性に関する設計要件を記載する。
	2.2.2.2 その他的一般的な設計要件	外部／内部ハザードに対する損傷防止、耐環境性など、上記 2.2.1 及び 2.2.2.1 以外の設計要件を記載する。

3	設備の仕様及び確認事項	<b>2.2.1</b> の設計要件を具体化する設備仕様と設備の確認事項を記載する。
3.1	系統構成設備	<b>2.2.1</b> を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備の概略仕様を整理する。併せて、 <b>2.2.1</b> で挙げられた設計要件に紐づいて各構成設備に要求される性能要求と、それが実機で達成されていることを確認するための性能確認事項と確認方法を記載する。
3.2	計測制御設備	<b>2.2.1</b> を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するために必要な手動動作を実現するため、当該系統の主な構成設備に対する中央制御室あるいは中央制御室外原子炉停止盤（EP 盤）からの監視・制御機能に関する仕様を整理する。なお、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。
3.3	電源設備	<b>2.2.1</b> を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な電源の供給元を整理する。 なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。
4	参照文献	1～3 章において参照した文献を記載する。

## 2. 設計要件

### 2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

制御用空気系統は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

#### [設置許可基準規則]

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第二十三条 計測制御系統施設
- 第二十四条 安全保護回路
- 第三十二条 原子炉格納施設
- 第三十三条 保安電源設備

#### [技術基準規則]

- 第十七条 材料及び構造
- 第十八条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第二十条 安全弁等
- 第二十一條 耐圧試験等
- 第四十八条 準用

## 2.2. 系統の設計要件

2.1 で示した制御用空気系統が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに制御用空気系統の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。また、第二十三条、第二十四条、第三十三条については、制御用空気系統の機能を発揮するための前提となる機能（制御や駆動源）を担う設備に関する事項であり、個別の設計要件は計測制御系統、非常用電源系統に関する設計基準文書に記載することとし、本図書では記載しない。

### ① 安全機能に関する設計要求（2.2.1）

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 第三十二条 原子炉格納施設

### ② 信頼性に関する設計要件（2.2.2）

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止等
- 第十二条 安全施設

## 2.2.1. 安全機能に関する設計要件

制御用空気系統には、以下の安全機能が要求される。<sup>2</sup>

- 安全上特に重要な関連機能
- 異常状態の緩和機能（直接関連系）

上記安全機能が達成される設計であることは、系統毎の設計方針に基づき設備仕様を定める（4.2.1.2 参照）ことに加えて、原子炉施設全体としての安全解析を行う（4.2.1.3 参照）ことで確認している。そのため、当該系統の主要設備の仕様、及び、安全解析で使用した設計情報（解析想定）の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、安全機能ごとに基本的な設計要件を記載するとともに、表 2.2.1-1 に示す制御用空気系統を対処設備として期待する設計基準事象の安全評価に紐づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

### 1) 安全上特に重要な関連機能

#### A) MS-1 関連補機への空気供給機能

制御用空気系統は、原子炉停止後の除熱機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能、及び安全上特に重要な関連機能を達成するために動作が期待される空気作動弁及びダンパに制御用空気を供給できなければならない。表 2.2.1-2 に示す設計基準事象の安全解析において、主蒸気逃がし弁及びアニュラス空気浄化系統の弁及びダンパへ制御用空気が供給され、各機器を動作させることが安全評価の想定に基づく設計要件となる。

ただし、安全評価においては、制御用空気系統設備のパラメータを使用しているものではないため、具体的な仕様に対する確認項目はない。

### 2) 異常状態の緩和機能（直接関連系）

#### A) 加圧器逃がし弁への空気を供給する機能

制御用空気系統は、表 2.2.1-3 に示す設計基準事象の安全解析において、1 次冷却系統を減圧する機能を有する加圧器逃がし弁へ制御用空気が供給され、各機器を動作させることが安全評価の想定に基づく設計要件となる。

ただし、安全評価においては、制御用空気系統設備のパラメータを使用しているものではないため、具体的な仕様に対する確認項目はない。

<sup>2</sup> 制御用空気系統は CV バウンダリとしての放射性物質の閉じ込め機能（MS-1）を有するが、CV バウンダリに関しては、設計基準文書 系統編「原子炉格納施設」にて記載される。（4.2.4.11 参照）

表 2.2.1-1 制御用空気系統に係る安全解析事象と安全機能の関係

解析において制御用空気系統を考慮している 設計基準事象※1			安全機能	
分類	事象名	設置（変更）許可申請書 における記載箇所	1)	2)
			安全上特に重要な関連機能	異常状態の緩和機能（直接関連系）
設計 基準 事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	○	○
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	○	—
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	○	—

※1：解析評価において作動を想定している設備に対し、制御用空気系統から空気供給が行われる事象を抽出

表 2.2.1-2 安全解析において安全上特に重要な関連機能としての制御用空気系統からの空気の供給を想定している機器

分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	制御用空気系統からの空気供給によって動作している設備
設計基準事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	・主蒸気逃がし弁
	原子炉冷却材喪失	添付書類十 3.4.4	・安全補機室排気ダンパ ・アニュラス全量排気弁 ・アニュラス少量排気弁
	制御棒飛び出し	添付書類十 3.4.5	・アニュラス排気ダンパ ・アニュラス戻りダンパ

表 2.2.1-3 安全解析において異常状態の緩和機能（直接関連系）としての制御用空気系統からの空気の供給を想定している機器

分類	事象名	設置（変更）許可申請書における記載箇所	制御用空気系統からの空気供給によって動作している設備
設計基準事象	蒸気発生器伝熱管破損	添付書類十 3.4.2	・加圧器逃がし弁

## 2.2.2. 信頼性に関する設計要件

### 2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照) 及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)」(4.1.5.2 参照) を参考すると、制御用空気系統は、『安全上特に重要な関連機能』、『放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能』を有する MS-1 に分類され、設置許可基準規則による「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(第十二条 2 項) 及び「重要安全施設」(第十二条 6 項) に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 (4.1.1.8 参照) 2 項に従い、制御用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は、最も厳しい单一故障を想定しても系統機能を満足する設計としなければならない。

また、設置許可基準規則第十二条 (4.1.1.8 参照) 6 項に従い、制御用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。

上記要求を踏まえ、制御用空気系統は 2 トレン構成としており、各トレンに制御用空気圧縮機を 1 台ずつ設置している。制御用空気圧縮機は、各トレンで独立のディーゼル発電機に接続し、構成する機器の单一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を有する設計としている (4.2.1.1 参照)。また、制御用空気系統の内、重要安全施設に該当する範囲は原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としている (4.2.1.2 参照)。

この設計構成を維持することが、多重性、独立性を担保するための設計要件となる。

### 2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止 (内部火災防護)
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、設計基準文書 一般事項編(4.2.4.1, 4.2.4.2, 4.2.4.3, 4.2.4.4, 4.2.4.5, 4.2.4.6, 4.2.4.7, 4.2.4.8)に明記される。

#### 1) 地震による損傷の防止

## ①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第四条（4.1.1.3 参照）に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

## ②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601（4.1.5.3,4.1.5.4,4.1.5.5 参照）に基づく耐震設計としている。3章に示す制御用空気系統に関する耐震設計の対象設備については、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書：4.2.6.2 参照）としている。（4.2.4.1 参照）

## 2) 津波による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第五条（4.1.1.4 参照）に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

設計要求を踏まえ、制御用空気系統は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。（4.2.4.6 参照）

- i) 制御用空気系統の津波防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（4.1.5.1 参照）が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設、及び耐震 S クラスの施設が該当する。（4.2.4.6 参照）

## 3) 外部からの衝撃による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）に従い、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

#### A) 龍巻防護

制御用空気系統は、設計の妥当性を「原子力発電所の龍巻影響評価ガイド」(4.1.4.3 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.4 参照)

- i) 制御用空気系統の龍巻防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら制御用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

#### B) 火山防護

日本国内の現状の火山防護上の規制要求を踏まえ、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(4.1.4.4 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.8 参照)

- i) 制御用空気系統の火山防護に関する防護対象施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) これら制御用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。

#### C) 外部火災防護

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(4.1.4.2 参照)に基づく評価によって、設計の適合性を確認している。(4.2.4.7 参照)

- i) 制御用空気系統の外部火災防護に関する防護対象設備は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.5.1 参照)が定める重要度分類クラス 1、2 に属する施設が該当する。
- ii) 制御用空気系統の防護対象施設は屋内の施設であることから、これらを内包する建屋により防護する設計としている。外部火災による二次的影響（ばい煙）については、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

### 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

#### ① 設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条（4.1.1.6 参照）に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。

## ②設計方針

制御用空気系統は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有するため、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準（4.1.3.1 参照）が定める火災区域及び火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準（4.1.3.1 参照）が定める火災防護対策を講じた設計としている。（4.2.4.2 参照）

## 5) 溢水による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第九条（4.1.1.7 参照）に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

制御用空気系統は重要度の特に高い安全機能を有する系統設備に該当することから、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、溢水影響を受けずにその機能が確保されることを確認している。（4.2.4.3 参照）

## 6) 耐環境性

### ①設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。

### ②設計方針

安全施設は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候によ

る影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

安全施設について、これらの環境条件は参考図書（4.2.6.1 参照）にて規定している。

## 7) 飛散物による損傷の防止

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

制御用空気系統は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設に該当するため、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。

### ② 設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。（4.2.4.5 参照）

一方で、高温高圧の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により制御用空気系統の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、1次冷却材管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設置している。

（4.1.5.6, 4.2.4.5 参照）

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TG カップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。（4.1.4.5, 4.2.1.2 参照）

## 8) 材料及び構造

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

## 9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引

き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

使用中のクラス1機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

#### 10) 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1) 及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005)【事例規格】過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」）の規定に適合する設計とする。

#### 11) 耐圧試験等

クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、施設時に、当該機器の技術基準規則で定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の0.9倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

#### 12) 準用

##### ①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

制御用空気系統は、設計基準対処施設に該当するため「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(4.1.2.6参照)に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

### 3. 設備の仕様及び確認事項

2.2.1にて整理した本系統の安全機能の確保に寄与する主な構成設備を列挙し、各構成設備の仕様を整理する。併せて、安全機能が、実機において維持されていることを確認するための、性能確認事項及び確認方法を3.1～3.3に示す。

これらの項目の変更は同系統の安全機能の維持に抵触する可能性があることから、改造工事等を実施する際はこれらの項目が変更されるか否かを確認する必要がある。

#### 3.1. 系統構成設備

制御用空気系統を構成する設備に対する安全機能を受けた性能要求が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項及び確認方法を表3.1-1に示す。(4.2.1.2, 4.2.2.1, 4.2.3.1参照)

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項
					設置許可 添付書類A	工説要目表	
A、B制御用空気压缩機	—	MS-1	DB3 (制御用空気圧 縮機は—)	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) MS-1開通補機への空気供給機能	—	—
A、C、B・C制御用空気母管 連絡弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) MS-1開通補機への空気供給機能	—	—
A、B制御用空気主蒸気遮がし 弁等供給ライイン止め弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) MS-1開通補機への空気供給機能	—	—
A、B制御用空気主蒸気遮がし 弁等供給ライイン逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3 ／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) MS-1開通補機への空気供給機能	—	—
A、B制御用空気格納容器隔離 弁	電動弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	2) 異常状態の緩和機能(直接開通系) A) 加圧器逃がし弁への空気を供給する機能	—	—
A、B制御用空気格納容器隔離 逆止弁	逆止弁	MS-2	DB2 ／ SA2	S	2) 異常状態の緩和機能(直接開通系) A) 加圧器逃がし弁への空気を供給する機能	—	—
A、B格納容器内漏露Bクラス 制御用空気母管供給止め弁	電動弁	MS-1	DB3 ／ —	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) MS-1開通補機への空気供給機能	—	—
配管・継手(MS-1開通補機への 空気供給範囲)	—	MS-1	DB3 ／ SA2 (一部SAクラス 対象外)	S	1) 安全上特に重要な開通機能 A) MS-1開通補機への空気供給機能	—	—
配管・継手(MS-2開通補機への 空気供給範囲)	—	MS-2	DB3 ／ SA2 (一部SAクラス 対象外)	S	2) 異常状態の緩和機能(直接開通系) A) 加圧器逃がし弁への空気を供給する機能	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則第十七条及び第五十五条が定める材料及び構造、第十八条及び第五十六条が定める使用中の亀裂等による破壊の防止、第二十一条及び第五十八条が定める耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

### 3.2. 計測制御設備

表 3.1-1 に記載された機器のうち、本系統に係る安全機能を確保するために必要な手動動作を実現するため、中央制御室あるいは中央制御室外原子炉停止盤（EP 盤）から監視・制御できることが要求される機器を、表 3.2-1 に抽出し、示す。

なお、表 3.2-1 に記載される機器については、その状態及び計測パラメータが中央制御室及び中央制御室外において確認できること、及び中央制御室及び中央制御室外から制御できることが要求されるため、機器の状態及びパラメータの値が中央制御室及び中央制御室外の状態表示灯（機器）、指示計（パラメータ）により表示されること、及び中央制御室及び中央制御室外の操作器から制御（操作）できることを確認する必要がある。

詳細な設備仕様等は「設計基準文書 系統編 計測制御系統」に示す。（4.1.1.10, 4.2.4.9, 4.2.5.2, 4.2.5.3, 4.2.5.4 参照）

また、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.2-1 制御用空気系統の設計要件を確認するために必要な計測制御設備

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの 制御機能	中央制御室外での 表示	中央制御室外からの 制御機能
A、B 制御用空気圧縮機	○	○	○	○
A・C、B・C 制御用空気母 管連絡弁	○	○	×	×
A、B 制御用空気主蒸気逃が し弁等供給ライン止め弁	○	○	×	×
A、B 制御用空気格納容器隔 離弁	○	○	×	×
A、B 格納容器内耐震B クラ ス制御用空気母管供給止め弁	○	○	×	×
制御用空気供給母管圧力	○	—	×	—

#### 【凡例】

○：表示または制御機能があるもの

×：表示または制御機能が無いもの

—：監視計器であるため制御機能が存在しないもの

### 3.3. 電源設備

2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な動力源の供給元（配電盤）を表 3.3-1 に示す。

なお、それら配電盤に給電する給電元電源は、非常用電源系統 DBD で整理することとし、詳細な設備仕様等は「設計基準文書 系統編 非常用電源系統」に示す。（4.1.1.13, 4.2.4.10, 4.2.5.5, 4.2.5.6, 4.2.5.7, 4.2.5.8 参照）。

なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.3-1 制御用空気系統の設計要件を満足するために必要な電源設備

補 機	電 壓	給電元
A 制御用空気圧縮機	AC 440V	A 2 パワーセンタ
B 制御用空気圧縮機	AC 440V	B 2 パワーセンタ
A・C 制御用空気母管連絡弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
B・C 制御用空気母管連絡弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A 制御用空気主蒸気逃がし弁等供給ライン止め弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
B 制御用空気主蒸気逃がし弁等供給ライン止め弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A 制御用空気格納容器隔離弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
B 制御用空気格納容器隔離弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A 格納容器内耐震 B クラス制御用空気母管供給止め弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
B 格納容器内耐震 B クラス制御用空気母管供給止め弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ

## 4. 参照文献

### 4.1. 規制要件関連図書

#### 4.1.1. 設置許可基準規則

- 4.1.1.1. 第二条 定義
- 4.1.1.2. 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.1.3. 第四条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.4. 第五条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.5. 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.1.6. 第八条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.7. 第九条 溢水による損傷の防止等
- 4.1.1.8. 第十二条 安全施設
- 4.1.1.9. 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- 4.1.1.10. 第二十三条 計測制御系統施設
- 4.1.1.11. 第二十四条 安全保護回路
- 4.1.1.12. 第三十二条 原子炉格納施設
- 4.1.1.13. 第三十三条 保安電源設備

#### 4.1.2. 技術基準規則

- 4.1.2.1. 第二条 定義
- 4.1.2.2. 第十七条 材料及び構造
- 4.1.2.3. 第十八条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 4.1.2.4. 第二十条 安全弁等
- 4.1.2.5. 第二十一条 耐圧試験等
- 4.1.2.6. 第四十八条 準用

#### 4.1.3. 基準

- 4.1.3.1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

#### 4.1.4. ガイド

- 4.1.4.1. 発電用原子力設備規格 設計・建設規格
- 4.1.4.2. 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド
- 4.1.4.3. 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド
- 4.1.4.4. 原子力発電所の火山影響評価ガイド
- 4.1.4.5. 原子力安全委員会原子炉安全専門審査会報告書「タービンミサイル評価について」（昭和52年7月20日）

#### 4.1.5. 指針

- 4.1.5.1. 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- 4.1.5.2. 安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)
- 4.1.5.3. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1987
- 4.1.5.4. 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補 - 1984
- 4.1.5.5. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1991 追補版
- 4.1.5.6. 原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998

## 4.2. 設計要件関連図書

### 4.2.1. 設置許可申請書

- 4.2.1.1. 本文五号 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- 4.2.1.2. 添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 4.2.1.3. 添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

### 4.2.2. 工事計画認可申請書

#### 4.2.2.1. 本文 要目表

### 4.2.3. 保安規定

#### 4.2.3.1. 大飯発電所原子炉施設保安規定

### 4.2.4. 設計基準文書 (DBD)

- 4.2.4.1. 設計基準文書 一般事項編 耐震
- 4.2.4.2. 設計基準文書 一般事項編 内部火災防護
- 4.2.4.3. 設計基準文書 一般事項編 溢水防護
- 4.2.4.4. 設計基準文書 一般事項編 龍巻防護
- 4.2.4.5. 設計基準文書 一般事項編 飛散物防護
- 4.2.4.6. 設計基準文書 一般事項編 津波防護
- 4.2.4.7. 設計基準文書 一般事項編 外部火災防護
- 4.2.4.8. 設計基準文書 一般事項編 火山防護
- 4.2.4.9. 設計基準文書 系統編 計測制御系統
- 4.2.4.10. 設計基準文書 系統編 非常用電源系統
- 4.2.4.11. 設計基準文書 系統編 原子炉格納施設
- 4.2.4.12. 設計基準文書 系統編 1次冷却系統
- 4.2.4.13. 設計基準文書 系統編 補助給水系統
- 4.2.4.14. 設計基準文書 系統編 主蒸気及び主給水系統
- 4.2.4.15. 設計基準文書 系統編 換気空調系統 (アニュラス空气净化系統)
- 4.2.4.16. 設計基準文書 系統編 換気空調系統 (中央制御室空調系統)

## 4.2.5. 系統図及び技術図面

- 4.2.5.1. 系統図
- 4.2.5.2. 原子炉制御系ループブロック図
- 4.2.5.3. 原子炉保護系ブロック図
- 4.2.5.4. シーケンス図（展開接続図）
- 4.2.5.5. 所内単線結線図
- 4.2.5.6. 原子炉コントロールセンタ単線結線図
- 4.2.5.7. 直流単線結線図
- 4.2.5.8. 電磁弁電源単線結線図

## 4.2.6. 設備図書

- 4.2.6.1. 健全性に関する説明書
- 4.2.6.2. 耐震計算書
  - 4.2.6.2.1. 計測制御系統施設の耐震計算結果
  - 4.2.6.2.2. 配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について
  - 4.2.6.2.3. 基準地震動追加による低温配管耐震性影響評価委託（CV 外）(ZRS-KON4-20150047)
  - 4.2.6.2.4. 基準地震動追加による低温配管耐震性影響評価委託（CV 内）(ZRS-KON4-20150046)

以上

## (27) 建物

## 目次

1.	概要 .....	1.3-(27)-3
1.1.	本書の目的 .....	1.3-(27)-3
1.2.	建物の概要 .....	1.3-(27)-3
1.3.	各章の構成 .....	1.3-(27)-4
2.	設計要件 .....	1.3-(27)-5
2.1.	準拠すべき設置許可基準規則等 .....	1.3-(27)-5
2.2.	建物の設計要件 .....	1.3-(27)-7
2.2.1.	安全機能に関する設計要件 .....	1.3-(27)-8
2.2.2.	信頼性に関する設計要件 .....	1.3-(27)-11
3.	設備の概略仕様及び確認事項 .....	1.3-(27)-17
4.	参照文献 .....	1.3-(27)-19
4.1.	規制要件関連図書 .....	1.3-(27)-19
4.1.1.	設置許可基準規則 .....	1.3-(27)-19
4.1.2.	技術基準規則 .....	1.3-(27)-19
4.1.3.	ガイド .....	1.3-(27)-20
4.1.4.	指針 .....	1.3-(27)-20
4.2.	設計要件関連図書 .....	1.3-(27)-21
4.2.1.	設置許可申請書 .....	1.3-(27)-21
4.2.2.	工事計画認可申請書 .....	1.3-(27)-21
4.2.3.	設計基準文書 .....	1.3-(27)-21
4.2.4.	設備図書 .....	1.3-(27)-21

# 1. 概要

## 1.1. 本書の目的

本書は設計基準文書 構造物編のうち、大飯 4 号機の建物について記載するものであり、設計要件 (Design Requirements) について、関連法令、規則、基準、及び許認可申請図書等に準拠して記載する。

## 1.2. 建物の概要

本書では、基本的に耐震 S クラスの設備の間接支持機能を有する建屋を対象とする。その間接支持機能については、設計基準文書 一般事項編（耐震）（4.2.3.1 参照）に記載する通り、間接支持される設備の耐震設計上の重要度に応じた耐震評価を実施する。なお、その間接支持機能に直接的法令要求はない。

耐震 S クラスの設備の間接支持機能を有する主な建物の概要を記載する。

### (1) 原子炉建屋（原子炉格納施設等）

原子炉建屋は、平面形状 100m × 71.9m、基礎底面から最高部までの高さ 83.3m の鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート造及び鉄骨造）の構築物であり、同一の矩形基礎上に配置された原子炉格納容器、内部コンクリート、原子炉周辺建屋から構成されている。基礎は堅硬な岩盤に直接支持されている。

### (2) 制御建屋

制御建屋は、原子炉周辺建屋に隣接する形で配置された補助建屋のひとつである。制御建屋は、4 層の主要床面を有しており、平面が約 56m × 約 56m の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）である。基礎は堅硬な岩盤に直接支持される。

なお、緊急時対策所建屋は、重大事故等対処設備である緊急時対策所の観点で本書の対象とし、廃棄物処理建屋は、外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻防護、火山防護、外部火災防護）、火災による損傷の防止、溢水による損傷の防止の観点で本書の対象とする。

### 1.3. 各章の構成

2章においては、建物に係る要求機能について記載する。

また、3章においては、2章にて記載される要求機能を踏まえ、建物及び建物を構成する部位に関する各施設について整理する。

章構成の詳細を、表1.3-1に示す。

表1.3-1 各章における記載事項

章番号	章題	記載事項
1	概要	
1.1	本書の目的	当該DBDの対象範囲を明確にする。
1.2	建物の概要	建物の主たる機能、安全重要度、構成について概略記載する。
1.3	章構成と記載事項	本表の2章以降の記載に倣い、当該DBDについて記載内容の大筋を記載する。
2	設計要件	
2.1	準拠すべき設置許可 基準規則等	当該建物の設計に係り、準拠すべき設置許可基準規則等を抽出して記載する。
2.2	建物の設計要件	2.1で抽出した準拠すべき設置許可基準規則条文を、以下の安全機能と信頼性確保の2つの観点に区分して記載する。
2.2.1	安全機能に関する設計要件	当該建物の安全機能を記載する。安全機能毎にそれに関する設計要件を記載する。
2.2.2	信頼性に関する設計要件	次の2つの観点で、当該建物に必要な信頼性に関する設計要件を記載する。
2.2.2.1	重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件	当該建物の安全重要度を踏まえ、多重性／多様性、独立性に関する設計要件を記載する。
2.2.2.2	その他的一般的な設計要件	外部／内部ハザードに対する損傷防止、耐環境性など、上記2.2.1及び2.2.2.1以外の設計要件を記載する。
3	設備の仕様及び確認事項	2.2.1を踏まえ、安全機能を達成するための主要な建物の概略仕様を整理する。
4	参照文献	1～3章において参照した文献一覧を記載する。

## 2. 設計要件

### 2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

建物は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

#### [設置許可基準規則]

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第十九条 非常用炉心冷却設備
- 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第二十六条 原子炉制御室等
- 第二十九条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護
- 第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護
- 第三十二条 原子炉格納施設
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十一条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備
- 第六十一条 緊急時対策所

#### [技術基準規則]

- 第四条 設計基準対象施設の地盤
- 第五条 地震による損傷の防止
- 第六条 津波による損傷の防止
- 第七条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第十一条 火災による損傷の防止

- 第十二条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
- 第四十九条 重大事故等対処施設の地盤
- 第五十条 地震による損傷の防止
- 第五十一条 津波による損傷の防止
- 第五十二条 火災による損傷の防止
- 第五十四条 重大事故等対処設備

＜関連する基準・ガイド等＞

- 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（4.1.3.1 参照）
- 耐震設計に係る工認審査ガイド（4.1.3.2 参照）

## 2.2. 建物の設計要件

2.1 で示した建物が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに建物の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。

### ① 安全機能に関する設計要求 (2.2.1 章)

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第十九条 非常用炉心冷却設備
- 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 第二十六条 原子炉制御室等
- 第二十九条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護
- 第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護
- 第三十二条 原子炉格納施設

### ② 信頼性に関する設計要件 (2.2.2 章)

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第九条 溢水による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十一条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備

## 2.2.1. 安全機能に関する設計要件

建物には、以下の安全機能が要求される。

- 放射線の遮蔽機能
- 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）
- 未臨界維持機能
- 炉心冷却機能
- 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
- 燃料プール水の補給機能
- 原子炉停止後の除熱機能
- 重大事故等対処設備（緊急時対策所）

### 1) 放射線の遮蔽機能

原子炉周辺建屋及び制御建屋のうち遮蔽設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者の受ける線量を低減する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 放射線管理施設に示す。（4.2.3.9 参照）

### 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（放射性物質を貯蔵する機能）

原子炉周辺建屋のうち燃料貯蔵設備は燃料体等を貯蔵する機能を有していかなければならない。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。（4.2.3.10 参照）

### 3) 未臨界維持機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、非常用炉心冷却系統の高圧注入系及び低圧注入系の水源として燃料取替用水ピットにほう酸水を貯蔵し、炉心の未臨界を維持できるのに十分なほう素濃度としなければならない。これは、設計基準事象の原子炉冷却材喪失等を対象とした長期未臨界性評価に基づく性能要求であり、以下の設計要件を満足する必要がある。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。（4.2.3.10 参照）

#### 4) 炉心冷却機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、高圧注入系及び低圧注入系の水源として燃料取替用水ピットにほう酸水を貯蔵し、1次冷却材喪失事故に対して原子炉を冷却し、燃料及び燃料被覆の重大な損傷を防止でき、かつ、燃料被覆のジルコニウムと水の反応を十分小さな量に制限する機能を有しなければならない。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。(4.2.3.10 参照)

原子炉周辺建屋のうち格納容器再循環サンプは、原子炉冷却材喪失時に炉心冷却機能として低圧注入系統へ供給ラインを提供する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 安全注入系統に示す。(4.2.3.11 参照)

#### 5) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、格納容器スプレイ系統の水源としてほう酸水を貯蔵し、1次冷却材喪失事故等時に原子炉格納容器の内圧ピークを最高使用圧力以下に保ち、再び大気圧程度に減圧するとともに、原子炉格納容器内の放射性よう素を除去するための薬品が添加されるほう酸水を提供する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。(4.2.3.10 参照)

原子炉周辺建屋のうち原子炉格納容器再循環サンプは、原子炉冷却材喪失時等に格納容器スプレイ系統へ燃料取替用水ピットのほう酸水及び再循環水を提供するための流路確保機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 安全注入系統に示す。(4.2.3.11 参照)

原子炉周辺建屋のうち原子炉格納容器およびアニュラスは、設計基準事故時において1次冷却材配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される1次冷却材のエネルギーによる原子炉冷却材喪失時の最高圧力及び温度に耐えるように設計する必要がある。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 原子炉格納施設に示す。(4.2.3.12 参照)

#### 6) 燃料プール水の補給機能

原子炉周辺建屋のうち燃料取替用水ピットは、使用済燃料ピット水位低下時において通常の補給系が使用できない場合に、燃料取替用水ピット水を燃料取替用水ポンプ経由で使用済燃料ピットへ補給する機能を有しなければならない。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱設備に示す。(4.2.3.10 参照)

## 7) 原子炉停止後の除熱機能

原子炉周辺建屋のうち復水ピットは、原子炉停止後の崩壊熱他の残留熱を除去し、1次冷却材の温度を下げる機能を有さなければならない。この機能を果たすために、以下の設計要件を満足する必要がある。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 補助給水系統に示す。(4.2.3.13 参照)

## 8) 重大事故等対処設備（緊急時対策所）

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。

緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所にとどまる要員が過度な被ばくを受けないように設計する。

詳細な設計要件は、設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備に示す。(4.2.3.14 参照)

## 2.2.2. 信頼性に関する設計要件

### 2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.4.1 参照)

及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)」(4.1.4.2 参照) を参照すると、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される建物はない。

### 2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、設計基準文書 一般事項編(4.2.3.1, 4.2.3.2, 4.2.3.3, 4.2.3.4, 4.2.3.5, 4.2.3.6, 4.2.3.7, 4.2.3.8)に明記される。

## 1) 地震による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三条（4.1.1.2 参照）及び第四条（4.1.1.3 参照）、第三十八条（4.1.1.16 参照）、第三十九条（4.1.1.17 参照）、技術基準規則第四条（4.1.2.2 参照）及び第五条（4.1.2.3 参照）、第四十九条（4.1.2.8 参照）、第五十条（4.1.2.9 参照）に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

ここで、耐震 S クラスの設備の間接支持構造物の機能を持つ建物については、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して安全上支障がない設計とする。

なお、緊急時対策所建屋、廃棄物処理建屋についても同様とする。

### ③ 設計方針

設計要求を踏まえ、耐震 S クラスの設備を間接支持する建物及び緊急時対策所建屋については、建屋各層の基準地震動 S<sub>s</sub> による最大せん断ひずみが許容限界を超えないこと及び基準地震動 S<sub>s</sub> による基礎を構成する部材の基準地震動 S<sub>s</sub> による応力が終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。

なお、廃棄物処理建屋については、建屋各層の基準地震動 S<sub>s</sub> による最大せん断ひずみが許容限界を超えない設計とする。

対象建屋については、表 3-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震性を有する設計（工認申請書の各間接支持構造物の計算書：4.2.4.2.1～4.2.4.2.6 参照）としている。

## 2) 津波による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設は、設置許可基準規則第五条（4.1.1.4 参照）に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十条（4.1.1.18 参照）に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

### ②設計方針

設計要求を踏まえ、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入

力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。(4.2.3.6 参照)

### 3) 外部からの衝撃による損傷の防止

#### A) 竜巻防護

##### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）及び技術基準規則第七条（4.1.2.5 参照）に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置他適切な措置を講じなければならない。

また、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.20 参照）及び技術基準規則第五十四条（4.1.2.12 参照）に従い、重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、設計竜巻、設計飛来物、竜巻の影響を考慮する施設、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界等を定めて竜巻の影響を評価し、防護設計を実施する。

##### ② 設計方針

設計要求を踏まえ、防護対象施設が、竜巻により、その安全機能が損なわれないよう、施設の設置状況等を考慮して竜巻からの影響を評価し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。重大事故等対処設備は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、重大事故等対処設備が使用される条件の下における悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。

(4.2.3.4 参照)

#### B) 火山防護

##### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）及び四十三条（4.1.1.20 参照）、技術基準規則第七条（4.1.2.5 参照）及び五十四条（4.1.2.12 参照）に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則及び以下のガイドに基づき、想定される火山事象に対する防護設計を実施する。

##### ② 設計方針

設計要求を踏まえ、火山防護設計において想定される火山事象は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた「降下火碎物」であり、その直接的影響及び間接的影響について考慮する。

降下火碎物は、層厚、密度及び粒径の設定をし、降下火碎物の特徴を考慮する。

(4.2.3.8 参照)。

### C) 外部火災防護

#### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）及び技術基準規則第七条（4.1.2.5 参照）に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置他適切な措置を講じなければならない。

また、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.20 参照）及び技術基準規則第五十四条（4.1.2.12 参照）に従い、重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、外部火災の影響を考慮する施設を選定し、火災源ごとに危険距離等を算出し、離隔距離と比較する方法、建屋表面温度及び屋外施設の温度を算出し、許容温度と比較する方法等にて外部火災の影響を評価し、防護設計を実施する。

#### ② 設計方針

設計要求を踏まえ、発電用原子炉施設の外部火災防護設計は、外部火災防護施設について外部火災により安全機能を損なうおそれがないこと及び安全性を損なうおそれがある場合は防護措置その他の適切な措置を講じなければならないこと、重大事故等対処設備については外部火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。（4.2.3.7 参照）

## 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

#### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条（4.1.1.6 参照）に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。また、当該設備は設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処施設に該当するため、設置許可基準規則第四十一条（4.1.1.19 参照）に従い、火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

## ②設計方針

原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。(4.2.3.2 参照)

## 5) 溢水による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第九条（4.1.1.7 参照）に従い、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

原子炉施設内で溢水が発生した場合において、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防護対象設備がその要求される機能を損なうおそれのない設計とする。

使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。

また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために、建屋内の堰等により管理区域外へ伝播しない設計とする。

(4.2.3.3 参照)

## 6) 耐環境性

### ①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条（参照）に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

### ②設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及

び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

安全施設及び重大事故等対処設備について、これらの環境条件は参考図書（4.2.4.1 参照）にて規定している。

## 7) 飛散物による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.8 参照）に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.20 参照）に従い、工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする必要がある。

### ②設計方針

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。（4.2.3.5 参照）

### 3. 設備の概略仕様及び確認事項

2章で記載した建物に係る設計要件を達成するために必要となる構造物を表3.1に示す。

なお、構造物のうち3，4号機共用設備については、大飯3号機 設計基準文書 構造物編建物に示される。(4.2.3.15参照)

表 3.1 建物に関する概略仕様

建物・構築物名称	設計要件の種類		安全 重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 重要度	確認事項に関する 設計要件関連図書
	建物部位 ※2	2.2.1	2.2.2.2			
原子炉建屋	—	2.2.2.2 1) 地震による損傷の防止（間接支持機能） 3) 外部からの衝撃による損傷の防止 A) 風災防護 B) 火山防護 C) 外部火災防護 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護） 5) 淹水による損傷の防止	—	—／—	—	設計基準文書 耐震 設計基準文書 内部火災 防護 設計基準文書 淹水防護 設計基準文書 風災防護 設計基準文書 外部火災 防護 設計基準文書 火山防護
外部遮へい	2.2.1 1) 放射線の遮蔽機能	—	—	—／—	S	設計基準文書 放射線管 理施設
使用済燃料ピット	2.2.1 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ に直接接続されていないものであ って、放射性物質を貯蔵する機能 (放射性物質を貯蔵する機能)	—	—	—／—	S	設計基準文書 燃料貯蔵 設備及び取扱設備 設計基準文書 風災防護
燃料取替用ピット	2.2.1 3) 未臨界維持機能 4) 炉心冷却機能 5) 放射性物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減機能 6) 燃料プール水の補給機能	—	—	—／—	S	設計基準文書 燃料貯蔵 設備及び取扱設備
格納容器再循環サンプ	2.2.1 4) 炉心冷却機能 5) 放射性物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減機能	—	—	—／—	S	設計基準文書 安全注入 系統
原子炉格納容器	2.2.1 5) 放射性物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減機能	—	—	—／—	S	設計基準文書 原子炉格 納施設 設計基準文書 風災防護
アニュラス	2.2.1 5) 放射性物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減機能	—	—	—／—	S	設計基準文書 原子炉格 納施設
復水ピット	2.2.1 7) 原子炉停止後の除熱機能	—	—	—／—	S	設計基準文書 補助給水 系統

※1：対象となる建物を構成する部位の耐震計算書に関する記載は、確認事項に関する設計要件関連図書を参照。

※2：建物を構成する部位のうち、耐震重要度Sクラスに該当する部位及び重大事故等対処設備に該当する部位を記載する。

## 4. 参照文献

### 4.1. 規制要件関連図書

#### 4.1.1. 設置許可基準規則

- 4.1.1.1. 第二条 定義
- 4.1.1.2. 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.1.3. 第四条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.4. 第五条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.5. 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.1.6. 第八条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.7. 第九条 溢水による損傷の防止等
- 4.1.1.8. 第十二条 安全施設
- 4.1.1.9. 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時の拡大防止
- 4.1.1.10. 第十九条 非常用炉心冷却設備
- 4.1.1.11. 第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統
- 4.1.1.12. 第二十六条 原子炉制御室等
- 4.1.1.13. 第二十九条 工場等周辺における直接ガンマ線からの防護
- 4.1.1.14. 第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護
- 4.1.1.15. 第三十二条 原子炉格納施設
- 4.1.1.16. 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 4.1.1.17. 第三十九条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.18. 第四十条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.19. 第四十一条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.20. 第四十三条 重大事故等対処設備

#### 4.1.2. 技術基準規則

- 4.1.2.1. 第二条 定義
- 4.1.2.2. 第四条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.2.3. 第五条 地震による損傷の防止
- 4.1.2.4. 第六条 津波による損傷の防止
- 4.1.2.5. 第七条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.2.6. 第十一条 火災による損傷の防止

- 4.1.2.7. 第十二条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
- 4.1.2.8. 第四十九条 重大事故等対処施設の地盤
- 4.1.2.9. 第五十条 地震による損傷の防止
- 4.1.2.10. 第五十一条 津波による損傷の防止
- 4.1.2.11. 第五十二条 火災による損傷の防止
- 4.1.2.12. 第五十四条 重大事故等対処設備

#### 4.1.3. ガイド

- 4.1.3.1. 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
- 4.1.3.2. 耐震設計に係る工認審査ガイド

#### 4.1.4. 指針

- 4.1.4.1. 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- 4.1.4.2. 安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 JEAG4612-2010
- 4.1.4.3. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1987
- 4.1.4.4. 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補 - 1984
- 4.1.4.5. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1991 追補版
- 4.1.4.6. 配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998

## 4.2. 設計要件関連図書

### 4.2.1. 設置許可申請書

4.2.1.1. 添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

### 4.2.2. 工事計画認可申請書

4.2.2.1. 要目表

### 4.2.3. 設計基準文書

4.2.3.1. 設計基準文書 一般事項編 耐震

4.2.3.2. 設計基準文書 一般事項編 内部火災防護

4.2.3.3. 設計基準文書 一般事項編 溢水防護

4.2.3.4. 設計基準文書 一般事項編 龍巻防護

4.2.3.5. 設計基準文書 一般事項編 飛散物防護

4.2.3.6. 設計基準文書 一般事項編 津波防護

4.2.3.7. 設計基準文書 一般事項編 外部火災防護

4.2.3.8. 設計基準文書 一般事項編 火山防護

4.2.3.9. 設計基準文書 系統編 放射線管理施設

4.2.3.10. 設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱施設

4.2.3.11. 設計基準文書 系統編 安全注入系統

4.2.3.12. 設計基準文書 系統編 原子炉格納施設

4.2.3.13. 設計基準文書 系統編 補助給水系統

4.2.3.14. 設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備

4.2.3.15. 大飯3号機 設計基準文書 構造物編 建物

### 4.2.4. 設備図書

4.2.4.1. 健全性に関する説明書

4.2.4.2. 耐震計算書

4.2.4.2.1. 原子炉格納施設等の基礎の耐震計算書

4.2.4.2.2. 原子炉格納容器の耐震計算書（コンクリート部）

4.2.4.2.3. 原子炉周辺建屋の耐震計算書

4.2.4.2.4. 内部コンクリートの耐震計算書

以上

## (28) 土木構造物

## 目次

1.	概要 .....	1.3-(28)-3
1.1.	本書の目的 .....	1.3-(28)-3
1.2.	土木構造物の概要 .....	1.3-(28)-3
1.3.	各章の構成 .....	1.3-(28)-4
2.	設計要件 .....	1.3-(28)-5
2.1.	準拠すべき設置許可基準規則等 .....	1.3-(28)-5
2.2.	構造物の設計要件 .....	1.3-(28)-7
2.2.1.	安全機能に関する設計要件 .....	1.3-(28)-8
2.2.2.	信頼性に関する設計要件 .....	1.3-(28)-9
3.	設備の概略仕様及び確認事項 .....	1.3-(28)-13
4.	参照文献 .....	1.3-(28)-15
4.1.	規制要件関連図書 .....	1.3-(28)-15
4.1.1.	設置許可基準規則 .....	1.3-(28)-15
4.1.2.	技術基準規則 .....	1.3-(28)-15
4.1.3.	ガイド .....	1.3-(28)-16
4.1.4.	指針 .....	1.3-(28)-16
4.2.	設計要件関連図書 .....	1.3-(28)-17
4.2.1.	設置許可申請書 .....	1.3-(28)-17
4.2.2.	工事計画認可申請書 .....	1.3-(28)-17
4.2.3.	設計基準文書 .....	1.3-(28)-17
4.2.4.	設備図書 .....	1.3-(28)-17

# 1. 概要

## 1.1. 本書の目的

本書は設計基準文書 構造物編のうち、大飯 4 号機の土木構造物について記載するものであり、設計要件 (Design Requirements) について、関連法令、規則、基準、及び許認可申請図書等に準拠して記載する。

## 1.2. 土木構造物の概要

本書では、土木構造物のうち工事計画認可申請において評価対象となる屋外重要土木構造物およびその他の土木構造物を対象とする。なお、S クラスの施設に対して津波による影響が発生することを防止する施設・設備に該当するものについては、設計基準文書 一般事項編 津波防護（4.2.3.5 参照）に記載する。

屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、もしくは、非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物である。機器の間接支持機能については、設計基準文書 一般事項編（耐震）（4.2.3.1 参照）に記載する通り、間接支持される設備の耐震設計上の重要度に応じた耐震評価を実施する。なお、これらの要求機能のうち、間接支持機能に直接的な法令要求はない。

本書で対象とする土木構造物の概要を記載する。

### (1) 燃料油貯蔵タンク基礎

燃料油貯油そう基礎は、S クラス機器である燃料油貯油そうの間接支持機能が要求される延長約 30m、高さ約 8.4m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である。

### 1.3. 各章の構成

2章においては、土木構造物に係る要求機能について記載する。

また、3章においては、2章にて記載される要求機能を踏まえ、土木構造物に関する各施設について整理する。

章構成の詳細を、表1.3-1に示す。

表1.3-1 各章における記載事項

章番号	章題	記載事項
1	概要	
1.1	本書の目的	当該DBDの対象機器を明確にする。
1.2	土木構造物の概要	土木構造物の主たる機能、安全重要度、構成、核設計及び熱水力設計について概略記載する。
1.3	章構成と記載事項	本表の2章以降の記載に倣い、当該DBDについて記載内容の大筋を記載する。
2	設計要件	
2.1	準拠すべき設置許可 基準規則等	当該構造物の設計に係り、準拠すべき設置許可基準規則等を抽出して記載する。
2.2	土木構造物の設計要件	2.1で抽出した準拠すべき設置許可基準規則条文を、以下の安全機能と信頼性確保の2つの観点に区分して記載する。
2.2.1	安全機能に関する設計要件	当該土木構造物の安全機能を記載する。安全機能毎にそれに関する設計要件を記載する。
2.2.2	信頼性に関する設計要件	次の2つの観点で、当該土木構造物に必要な信頼性に関する設計要件を記載する。
2.2.2.1	重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件	当該土木構造物の安全重要度を踏まえ、多重性／多様性、独立性に関する設計要件を記載する。
2.2.2.2	その他的一般的な設計要件	外部／内部ハザードに対する損傷防止、耐環境性など、上記2.2.1及び2.2.2.1以外の設計要件を記載する。
3	設備の仕様及び確認事項	2.2.1を踏まえ、安全機能を達成するための主要な土木構造物の概略仕様を整理する。
4	参照文献	1～3章において参照した文献一覧を記載する。

## 2. 設計要件

### 2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

土木構造物は、以下に示す設置許可基準規則等に基づき設計する。

#### [設置許可基準規則]

- 第二条 定義
- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第二十二条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十一条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備

#### [技術基準規則]

- 第四条 設計基準対象施設の地盤
- 第五条 地震による損傷の防止
- 第六条 津波による損傷の防止
- 第七条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第十一条 火災による損傷の防止
- 第四十九条 重大事故等対処施設の地盤
- 第五十条 地震による損傷の防止
- 第五十一条 津波による損傷の防止
- 第五十二条 火災による損傷の防止
- 第五十四条 重大事故等対処設備

＜関連する基準・ガイド等＞

- ・ 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（4.1.3.1 参照）
- ・ 耐震設計に係る工認審査ガイド（4.1.3.2 参照）
- ・ 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（4.1.3.3 参照）
- ・ 耐津波設計に係る工認審査ガイド（4.1.3.4 参照）

## 2.2. 構造物の設計要件

2.1 で示した土木構造物が準拠すべき設置許可基準規則を次の通り区分して、区分ごとに土木構造物の設計要件を示す。但し、第二条は全般にかかる事項であるため除く。

### ① 安全機能に関する設計要求 (2.2.1 章)

- 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止
- 第二十二条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備

### ② 信頼性に関する設計要件 (2.2.2 章)

- 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 第四条 地震による損傷の防止
- 第五条 津波による損傷の防止
- 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 第八条 火災による損傷の防止
- 第十二条 安全施設
- 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十一条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備

## 2.2.1. 安全機能に関する設計要件

土木構造物には、以下の安全機能が要求される。

- 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

### 1) 安全上特に重要な関連機能（直接関連系）

設計基準事故時に必要な原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し、海水ポンプへ導水するための流路を構築するために、貯水堰及び海水ポンプ室を設置することで、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。

また、基準津波に対して海水ポンプが引き波時においても機能維持できるよう、貯水堰を設置することで、原子炉補機冷却水系の冷却に必要な海水が確保できる設計とする。（4.2.1.1 参照）

## 2.2.2. 信頼性に関する設計要件

### 2.2.2.1. 重要度が特に高い安全機能を有する系統に関する設計要件

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(4.1.4.1 参照)

及び「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010)」(4.1.4.2 参照) を参照すると、非常用取水設備は、『安全上特に重要な関連機能』を有する MS-1 (直接関連系) に分類され、設置許可基準規則による「重要安全施設」に分類される。

従って、設置許可基準規則第十二条 (4.1.1.7 参照) 6 項に従い、原子炉施設間で共用又は相互接続しない設計としなければならない。(ただし、共用又は相互接続することによって原子炉施設の安全性が向上する場合はこの限りではない。)

この設計構成を維持することが、重要安全施設としての設計要件となる。

### 2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1 で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1 以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止 (内部火災防護)
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止

各項目の具体的な対策事項は、設計基準文書 一般事項編(4.2.3.1, 4.2.3.2, 4.2.3.3, 4.2.3.4, 4.2.3.5)に明記される。

#### 1) 地震による損傷の防止

##### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条 (4.1.1.1 参照) にて規定される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三条 (4.1.1.2 参照) 及び第四条 (4.1.1.3 参照)、第三十八条 (4.1.1.10 参照)、第三十九条 (4.1.1.11 参照)、技術基準規則第四条 (4.1.2.1 参照) 及び第五条 (4.1.2.2 参照)、第四十九条 (4.1.2.7 参照)、第五十条 (4.1.2.8 参照) に従い、地震により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

ここで耐震 S クラスの設備を間接支持する土木構造物については、耐震設計に係る工認審査ガイドに基づき、基準地震動 S s による地震力に対して安全上支障が無い設計とする。

## ② 設計方針

設計要求を踏まえ、耐震 S クラスの設備を間接支持する土木構造物については、基準地震動 Ss による地震力に対して、構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とし、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。

対象設備については、表 3-1 に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各間接支持構造物の計算書：4.2.4.2 参照）としている。

## 2) 津波による損傷の防止

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設は、設置許可基準規則第五条（4.1.1.4 参照）に従い、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれない設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十条（4.1.1.12 参照）に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

### ② 設計方針

設計要求を踏まえ、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。（4.2.3.5 参照）

## 3) 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第六条（4.1.1.5 参照）及び技術基準規則第七条（4.1.2.5 参照）に従い、発電用原子炉施設内における外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設が想定される自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置他適切な措置を講じなければならない。

また、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.14 参照）及び技術基準規則第五十四条（4.1.2.11 参照）に従い、重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

具体的には、設置許可基準規則、技術基準規則、ガイドに基づき、設計竜巻、設計飛来物、竜巻の影響を考慮する施設、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界等を定めて竜巻の影響を評価し、防護設計を実施する。

## ② 設計方針

設計要求を踏まえ、防護対象施設が、竜巻により、その安全機能が損なわれないよう、施設の設置状況等を考慮して竜巻からの影響を評価し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。重大事故等対処設備は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、重大事故等対処設備が使用される条件の下における悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。

(4.2.3.3 参照)

## 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される設計基準対象施設に該当するため、設置許可基準規則第八条（4.1.1.6 参照）に従い、火災によりその安全性が損なわれない設計とする必要がある。また、当該設備は設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処施設に該当するため、設置許可基準規則第四十一条（4.1.1.13 参照）に従い、火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

### ② 設計方針

原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。（4.2.3.2 参照）

## 5) 耐環境性

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.7 参照）に従い、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができる設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.15 参照）に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

### ② 設計方針

安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できるよう設計している。安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮している。

安全施設及び重大事故等対処設備について、これらの環境条件は参考図書（4.2.4.1 参照）にて規定している。

## 6) 飛散物による損傷の防止

### ① 設置許可基準規則に基づく要求

設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される安全施設は、設置許可基準規則第十二条（4.1.1.7 参照）に従い、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする必要がある。また、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 参照）にて規定される重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.14 参照）に従い、工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする必要がある。

### ② 設計方針

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする。（4.2.3.4 参照）

### 3. 設備の概略仕様及び確認事項

2章で記載した土木構造物に係る設計要件を達成するために必要となる構造物を表3.1に示す。

なお、構造物のうち3，4号機共用設備については、大飯3号機 設計基準文書 構造物編 土木構造物に示される。

表 3.1 土木構造物に関する概略仕様

土木構造物名称	設計要件の種類		安全重要度	機器クラス (DB／SA)	耐震重要度	確認事項に関する 設計要件関連図書
	2.2.1	2.2.2.2				
燃料油貯蔵タンク基礎	—	<b>2.2.2.2</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地震による損傷の防止（間接支持機能）</li> <li>3) 外部からの衝撃による損傷の防止           <ul style="list-style-type: none"> <li>A) 風災防護</li> </ul> </li> <li>4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）</li> </ul>	—	—／—	C	設計基準文書 耐震 設計基準文書 内部火災防護 設計基準文書 風災防護

## 4. 参照文献

### 4.1. 規制要件関連図書

#### 4.1.1. 設置許可基準規則

- 4.1.1.1. 第二条 定義
- 4.1.1.2. 第三条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.1.3. 第四条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.4. 第五条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.5. 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.1.6. 第八条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.7. 第十二条 安全施設
- 4.1.1.8. 第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時の拡大防止
- 4.1.1.9. 第二十二条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備
- 4.1.1.10. 第三十八条 重大事故等対処施設の地盤
- 4.1.1.11. 第三十九条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.12. 第四十条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.13. 第四十一条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.14. 第四十三条 重大事故等対処設備

#### 4.1.2. 技術基準規則

- 4.1.2.1. 第二条 定義
- 4.1.2.2. 第四条 設計基準対象施設の地盤
- 4.1.2.3. 第五条 地震による損傷の防止
- 4.1.2.4. 第六条 津波による損傷の防止
- 4.1.2.5. 第七条 外部からの衝撃による損傷の防止
- 4.1.2.6. 第十一条 火災による損傷の防止
- 4.1.2.7. 第四十九条 重大事故等対処施設の地盤
- 4.1.2.8. 第五十条 地震による損傷の防止
- 4.1.2.9. 第五十一条 津波による損傷の防止
- 4.1.2.10. 第五十二条 火災による損傷の防止
- 4.1.2.11. 第五十四条 重大事故等対処設備

#### 4.1.3. ガイド

- 4.1.3.1. 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
- 4.1.3.2. 耐震設計に係る工認審査ガイド
- 4.1.3.3. 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
- 4.1.3.4. 耐津波設計に係る工認審査ガイド

#### 4.1.4. 指針

- 4.1.4.1. 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- 4.1.4.2. 安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 JEAG4612-2010
- 4.1.4.3. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1987
- 4.1.4.4. 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補 - 1984
- 4.1.4.5. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1991 追補版
- 4.1.4.6. 配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998

## 4.2. 設計要件関連図書

### 4.2.1. 設置許可申請書

4.2.1.1. 添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

### 4.2.2. 工事計画認可申請書

4.2.2.1. 要目表

### 4.2.3. 設計基準文書

4.2.3.1. 設計基準文書 一般事項編 耐震

4.2.3.2. 設計基準文書 一般事項編 内部火災防護

4.2.3.3. 設計基準文書 一般事項編 竜巻防護

4.2.3.4. 設計基準文書 一般事項編 飛散物防護

4.2.3.5. 設計基準文書 一般事項編 津波防護

4.2.3.6. 設計基準文書 系統編 原子炉補機冷却海水系統

### 4.2.4. 設備図書

4.2.4.1. 健全性に関する説明書

4.2.4.2. 耐震計算書

4.2.4.2.1. 燃料油貯蔵タンク基礎の地震応答解析

4.2.4.2.2. 燃料油貯蔵タンク基礎の耐震計算書

以上

## (29) 重大事故等対処設備

## 目次

1. 概要 .....	1.3-(29)-3
1.1. 本書の目的 .....	1.3-(29)-3
1.2. 系統の概要 .....	1.3-(29)-3
1.3. 章構成と記載事項 .....	1.3-(29)-5
2. 設計要件 .....	1.3-(29)-7
2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等 .....	1.3-(29)-7
2.2. 系統の設計要件 .....	1.3-(29)-9
2.2.1. 安全機能に関する設計要件 .....	1.3-(29)-9
2.2.2. 信頼性に関する設計要件 .....	1.3-(29)-95
3. 設備の仕様及び確認事項 .....	1.3-(29)-103
3.1. 系統構成設備 .....	1.3-(29)-103
3.2. 計測制御設備 .....	1.3-(29)-171
3.3. 電源設備 .....	1.3-(29)-176
4. 参照文献 .....	1.3-(29)-182
4.1. 規制要件関連図書 .....	1.3-(29)-182
4.1.1. 設置許可基準規則 .....	1.3-(29)-182
4.1.2. 技術基準規則 .....	1.3-(29)-183
4.1.3. 基準 .....	1.3-(29)-183
4.1.4. ガイド .....	1.3-(29)-183
4.1.5. 指針 .....	1.3-(29)-183
4.2. 設計要件関連図書 .....	1.3-(29)-184
4.2.1. 設置許可申請書 .....	1.3-(29)-184
4.2.2. 工事計画認可申請書 .....	1.3-(29)-184
4.2.3. 保安規定 .....	1.3-(29)-184
4.2.4. 設計基準文書 (DBD) .....	1.3-(29)-184
4.2.5. 社内標準 .....	1.3-(29)-185
4.2.6. 系統図及び技術図面 .....	1.3-(29)-185
4.2.7. 設備図書 .....	1.3-(29)-185

# 1. 概要

## 1.1. 本書の目的

本書は設計基準文書（DBD） 系統編のうち、大飯4号機の重大事故等対処設備について記載するものであり、設計要件（Design Requirements）について、関連法令、規則、基準、及び許認可申請図書等に準拠して記載する。

## 1.2. 系統の概要

重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備、及び重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備である。（4.1.1.1参照）

重大事故等対処設備は、上記の機能を達成するために以下を考慮した設計としている。（4.1.1.5 参照）

- ・ 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。
- ・ 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
- ・ 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。
- ・ 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- ・ 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- ・ 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置

を講じたものであること。

各重大事故等対処設備の具体的な安全機能及び安全機能を期待する事象は 2.2.1 に示される。

### 1.3. 章構成と記載事項

2章においては、重大事故等対処設備に係る設計基準及びその基準を満足するための設計要件の考え方について記載する。

また、3章においては、2章にて記載される設計要件の考え方を踏まえ、重大事故等対処設備それぞれについて、要求される機能が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項等を整理する。

章構成の詳細を、表 1.3-1 に示す。

表 1.3-1 各章における記載事項

章番号	章題	記載事項
1	概要	
1.1	本書の目的	当該 DBD の対象系統を明確にする。
1.2	系統の概要	当該系統の主たる機能、並びに構成について概略記載する。
1.3	章構成と記載事項	本表の 2 章以降の記載に倣い、当該 DBD について記載内容の大筋を記載する。
2	設計要件	
2.1	準拠すべき設置許可基準規則等	当該系統の設計に係り、準拠すべき設置許可基準規則等を抽出して記載する。
2.2	系統の設計要件	2.1 で抽出した準拠すべき設置許可基準規則条文を、以下の安全機能と信頼性確保の 2 つの観点に区分して記載する。
2.2.1	安全機能に関する設計要件	安全機能（重大事故等時の対処機能）に係る設備を抽出し、各々の設備の設計要件を記載する。
2.2.1.1	重大事故等に対処するための設備	重大事故等時の対処機能別に、重大事故等対処設備を抽出して記載する。
2.2.1.2	重大事故等に対処するための設備の設計要件	設備毎に、重大事故等対処設備としての設計要件を記載する。
2.2.2	信頼性に関する設計要件	次の 2 つの観点で、重大事故等対処設備に必要な信頼性に関する設計要件を記載する。
2.2.2.1	多重性／多様性、独立性に関する設計要件	重大事故等対処設備に対する多重性／多様性、独立性に関する設計要件を記載する。
2.2.2.2	その他の一般的な設計要件	外部／内部ハザードに対する損傷防止、耐環境性など、上記 2.2.1 及び 2.2.2.1 以外の設計要件

			を記載する。
3	設備の仕様及び確認事項	2.2.1 の設計要件を具体化する設備仕様と設備の確認事項を記載する。	
3.1	系統構成設備	2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備の概略仕様を整理する。併せて、2.2.1 で挙げられた設計要件に紐づいて各構成設備に要求される性能要求と、それが実機で達成されていることを確認するための性能確認事項と確認方法を記載する。	
3.2	計測制御設備	2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するために必要な手動動作を実現するため、当該系統の主な構成設備に対する中央制御室あるいは中央制御室外原子炉停止盤（EP 盤）からの監視・制御機能に関する仕様を整理する。なお、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。	
3.3	電源設備	2.2.1 を踏まえ、当該系統の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な電源の供給元を整理する。なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。	
4	参照文献	1～3 章において参照した文献一覧を記載する。	

## 2. 設計要件

### 2.1. 準拠すべき設置許可基準規則等

重大事故等対処設備は、以下に示す設置許可基準規則に基づき設計する。

#### [設置許可基準規則]

- 第三十九条 地震による損傷の防止
- 第四十条 津波による損傷の防止
- 第四十一条 火災による損傷の防止
- 第四十三条 重大事故等対処設備
- 第四十四条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- 第四十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 第四十六条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- 第四十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 第四十八条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- 第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- 第五十条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- 第五十二条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- 第五十三条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- 第五十四条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 第五十五条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- 第五十六条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- 第五十七条 電源設備
- 第五十八条 計装設備
- 第五十九条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- 第六十条 監視測定設備
- 第六十一条 緊急時対策所
- 第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備

[技術基準規則]

- 第五十五条 材料及び構造
- 第五十六条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 第五十七条 安全弁等
- 第五十八条 耐圧試験等
- 第七十八条 準用

## 2.2. 系統の設計要件

### 2.2.1. 安全機能に関する設計要件

重大事故等対処設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであることが要求される。重大事故等対処設備としては、以下の機能別に必要な設備の設置が求められる。

- 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- 10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- 11) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 12) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- 13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- 14) 電源設備
- 15) 計装設備
- 16) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- 17) 監視測定設備
- 18) 緊急時対策所
- 19) 通信連絡を行うために必要な設備

上記に含まれる設備が、要求される対処機能に対して有効性を持つことは、重大事故等対処設備の有効性評価により確認している。そのため、重大事故等対処設備の有効性評価の想定の範囲内であることが、原子炉施設全体の安全性を担保するための設計要件となる。以下では、上記項目ごとに関連する設備を取り上げたうえで、表 2.2.1-1 に示す重大事故等対処設備の動作を期待する有効性評価の事故シーケンスグループ（重要事故シーケンス）の想定に基づいて担保されるべき要件（制限事項）を示す。

なお、技術的能力に関する設計要件については、4.2.5.1 を参照する。

### 2.2.1.1. 重大事故等に対処するための設備

重大事故等対処設備として設置されている設備を、重大事故等に対処するための機能別に以下に示す。

#### 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

ATWS が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

##### 1-1) 原子炉トリップスイッチ (手動 (原子炉トリップスイッチ))

原子炉トリップスイッチは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備 (手動による原子炉緊急停止) として、手動による原子炉緊急停止ができる設計とする必要がある。

##### 1-2) ATWS 緩和設備

ATWS 緩和設備は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉 自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備 (手動による原子炉緊急停止) として、ATWS 緩和設備作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1 次冷却系から 2 次冷却系への除熱を過渡的に悪化させることで 1 次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする必要がある。

また、復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により 1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

また、蒸気発生器水位の低下を抑制するための信号発信設備として重大事故対処盤を設け、動作のための信号を出力する設計とする必要がある。

1 - 3 )

### 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、ATWS 緩和設備作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させることで1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする必要がある。

また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で閉操作できる設計とする必要がある。

1 - 4 )

### 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で起動できる設計とする必要がある。

1 - 5 )

### タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及

び主蒸気安全弁の動作により 1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

また、ATWS 緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、中央制御室での操作により、手動で起動できる設計とする必要がある。

#### 1 - 6) 復水ピット

復水ピットは、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への注水の際の水源として、十分な水量を貯蔵しなければならない。

#### 1 - 7) 蒸気発生器

蒸気発生器は、重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水と、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により 1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

#### 1 - 8) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、開操作することにより、1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

#### 1 - 9) 主蒸気安全弁

主蒸気安全弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、1 次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

#### 1－10) 加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、開操作することにより、1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

#### 1－11) 加圧器安全弁

加圧器安全弁は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護計装盤及び原子炉トリップしや断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）として、動作することにより、1次冷却系の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする必要がある。

#### 1－12) ほう酸タンク

ほう酸タンクは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしや断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸ポンプによるほう酸水の注水の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

#### 1－13) ほう酸ポンプ

ほう酸ポンプは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしや断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸タンクを水源とし、緊急ほう酸注入ライン補給弁を介して、充てんポンプにより原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

#### 1－14) 緊急ほう酸注入ライン補給弁

緊急ほう酸注入ライン補給弁は、制御棒クラスタ、原子炉トリップしや断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、それを介することで、ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプによる注入水

を充てんポンプにより原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

#### 1-1-5) 充てんポンプ

充てんポンプは、制御棒クラスタ、原子炉トリップしや断器及び原子炉安全保護計装盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプからの注入水を緊急ほう酸注入ライン補給弁を介して原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

また、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、燃料取替用水ピットを水源とする化学体積制御系により原子炉に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする必要がある。

#### 1-1-6) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、充てんポンプによる炉心注水の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

### 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

#### 2-1) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系のフィードアンドブリード）として、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉へのほう酸水の注水を行い、加圧器逃がし弁の開操作とあわせて、フィードアンドブリードができる設計とする必要がある。

#### 2-2) 加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポン

プ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により 2 次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1 次冷却系のフィードアンドブリード）として、高圧注入ポンプによる燃料取替用水ピットを水源とした原子炉へのほう酸水の注水とあわせて、開操作することでフィードアンドブリードができる設計とする必要がある。

#### 2-3) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、高圧注入ポンプを用いた炉心注水の際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

#### 2-4) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により 2 次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1 次冷却系のフィードアンドブリード）として、再循環自動切換に必要な水位を保有できる設計とする必要がある。

#### 2-5) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により 2 次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1 次冷却系のフィードアンドブリード）として、再循環運転時における保温材等のデブリの影響及び海水注水を行った場合の影響を考慮し、非常用炉心冷却設備の有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

#### 2-6) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により 2 次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1 次冷却系のフィードアンドブリード）の継続により、1 次冷却材圧力が余熱除去系統使用可能な状態まで減圧されたのち、1 次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

#### 2-7) 余熱除去冷却器

余熱除去冷却器は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポン

プ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系のファイアンドブリード）の継続により、1次冷却材圧力が余熱除去系統使用可能な状態まで減圧されたのち、1次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系による炉心冷却ができる必要とされる冷却能力を有しなければならない。

2-8) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作並びに人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とする必要がある。

2-9) タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水のため、人力による操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

2-10) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

2-11) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備の設計要件については、1-4) 電源設備を参照。

2-12) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

2-13) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

2－14) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、機能回復のために現場において人力で操作できる設計とする必要がある。

2－15) 加圧器水位計

本設備については、15) 計装設備を参照。

2－16) 蒸気発生器水位計（広域）

本設備については、15) 計装設備を参照。

2－17) 蒸気発生器水位計（狭域）

本設備については、15) 計装設備を参照。

2－18) 蒸気発生器補助給水流量計

本設備については、15) 計装設備を参照。

2－19) 復水ピット水位計

本設備の設計要件については、15) 計装設備を参照。

3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

3－1) 加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、開操作することにより1次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

また、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心溶融時における高圧溶融物放出及び格納容器内雰囲気直接加熱を防止するための重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、1次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する必要がある。

加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制、インターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁及び1次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する必要がある。

### 3-2) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、燃料取替用水ピットを水源とし、安全注入系により原子炉へほう酸水を注水できる設計とする必要がある。

### 3-3) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、1次冷却材圧力が余熱除去系統使用可能な状態まで減圧されたのち、1次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系として、必要とされる冷却能力を有しなければならない。

### 3-4) 余熱除去冷却器

余熱除去冷却器は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、1次冷却材圧力が余熱除去系統使用可能な状態まで減圧されたのち、1次冷却材高温側配管から取水することで余熱除去系による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

### 3-5) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系の減圧を

行う設計とする必要がある。

3-6) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系の減圧を行う設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする必要がある。

3-7) タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）は、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水のため、人力による操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする必要がある。

3-8) 蒸気発生器

蒸気発生器は、加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系の減圧ができる設計とする必要がある。

3-9) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、加圧器逃がし弁の故障等により 1 次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器 2 次側による炉心冷却）として、開操作することで蒸気発生器 2 次側での炉心冷却による 1 次冷却系の減圧を行う設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（主蒸気逃がし弁の機能回復）として、現場において可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ等を接続するのと同等以上の作業の迅速性、駆動軸を人力で直接操作することによる操作の確実性及び空気作動に対する多様性を有するため、手動設備として設計する必要がある。

### 3-10) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、高圧注入ポンプを用いた安全注入系による原子炉へのほう酸水の注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

### 3-11) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を用いた 1 次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、再循環自動切換に必要な水位を保有できる設計とする必要がある。

### 3-12) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を用いた 1 次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、非常用炉心冷却設備の有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

### 3-13) 復水ピット

復水ピットは、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への注水の際の水源として十分な量を保有しなくてはいけない。

### 3-14) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで1次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

3-15) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで1次冷却系を減圧できる設計とする必要がある。

3-16) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

3-17) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

3-18) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

3-19) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

3-20) 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）

可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した加圧器逃がし弁の機能回復のための設備として以下の可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、加圧器逃がし弁の電磁弁へ給電できる設計とする必要がある。

3-21) 可搬式整流器

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

#### 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

##### 4-1) 充てんポンプ

充てんポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合及び格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の常設重大事故防止設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

さらに、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、化学体積制御系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、原子炉へ注水できる設計とする。

##### 4-2) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、充てんポンプを用いた炉心注水及び代替炉心注水、格納容器スプレイポンプを用いた代替炉心注水及び格納容器へのスプレイ、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水及び格

納容器へのスプレイ、高圧注入ポンプを用いた炉心注水、余熱除去ポンプを用いた炉心注水の際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

#### 4-3) 復水ピット

復水ピットは、充てんポンプを用いた炉心注水、及び代替炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水、及び代替格納容器スプレイ、蒸気発生器、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器2次側による炉心冷却のための蒸気発生器2次側への注水の際の水源として十分な量を保有しなくてはいけない。

#### 4-4) 格納容器スプレイポンプ

A格納容器スプレイポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、A格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環運転できる設計とする必要がある。

さらに、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とするA格納

容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

#### 4-5) 格納容器スプレイ冷却器

A格納容器スプレイ冷却器は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中ににおいて余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替再循環運転）として、代替再循環運転できる設計とする必要がある。

#### 4-6) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した常設重大事故防止設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする必要がある。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（代替炉心注水）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

4-7)

#### 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする必要がある。

4-8)

#### 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低压再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（高圧再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、安全注入系により高圧再循環運転できる設計とする必要がある。

また、運転中の1次冷却材喪失事象時において格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とし、安全注入系により原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

加えて、格納容器再循環サンプを水源とし、代替補機冷却を用いることで高圧代替再循環運転ができ、原子炉格納容器内の冷却とあわせ

て原子炉を冷却できる設計とする必要がある。

4-9) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、高圧注入ポンプを用いた高圧再循環運転、B高圧注入ポンプを用いた高圧代替再循環運転、A格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある

4-10) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする必要がある。

4-11) A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁

A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合、並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故防止設備（代替再循環運転）として、格納容器再循環サンプから格納容器スプレイポンプに通水できる設計とする必要がある。

4-12) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

4-13) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、運転中及び運転停止中において、余

熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

#### 4-14) 蒸気発生器

蒸気発生器は、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

#### 4-15) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、開操作することにより蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする必要がある。

#### 4-16) 蓄圧タンク

蓄圧タンクは、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（炉心注水及び代替炉心注水）として、原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

#### 4-17) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合における溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止を目的とした重大事故等対処設備（炉心注水）として、燃料取替用水ピットを水源とし、

原子炉へ注水できる設計とする必要がある。

#### 4-18) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、

- ・ 運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、
  - ・ 余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、
  - ・ 運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合
- を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）、及び
- ・ 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、

原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの水源として十分な海水を貯蔵しなければならない。

#### 4-19) 送水車

送水車は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプによる再循環運転又はA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

また、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

4-20) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）の電源として、又は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合における原子炉容器内の残存溶融デブリの冷却を目的とした重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の電源として、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

4-21) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

4-22) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

4-23) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

4-24) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

4-25) 軽油ドラム缶（3・4号機共用）

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

## 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

### 5-1) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水できる設計とする。

### 5-2) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とし、蒸気発生器へ注水できる設計とする。

### 5-3) 蒸気発生器

蒸気発生器は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、復水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる、蒸気発生器へ注水と主蒸気逃がし弁を、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器2次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

### 5-4) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発

生器 2 次側による炉心冷却) として、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器 2 次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

5 - 5 ) 復水ピット

復水ピットは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器 2 次側による炉心冷却）として、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプによる、蒸気発生器へ注水の際の水源として十分な量を保有しなくてはいけない。

5 - 6 ) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5 - 7 ) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5 - 8 ) 重油タンク（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5 - 9 ) タンクローリー（3・4 号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

5 - 10 ) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットは、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における 1 次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプを、A、B 海水ストレーナブロー配管又は A 系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して、A、D 格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。

5 - 11 ) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度 (S A) 用）

本設備については、15) 計装設備を参照。

#### 5-12) 高圧注入ポンプ

B高圧注入ポンプは、原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替補機冷却）として、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。

### 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

#### 6-1) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、さらに、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、B原子炉補機冷却水ポンプによる原子炉補機冷却水の通水により格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、さらに、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、A、B海水ストレーナブロード配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

さらに、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備

(格納容器内自然対流冷却)として、A、B原子炉補機冷却水ポンプによる原子炉補機冷却水の通水により格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。また、格納容器内自然対流冷却とあわせて代替格納容器スプレイを行うことにより放射性物質濃度を低下できる設計とする必要がある。

さらに、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。また、格納容器内自然対流冷却とあわせて代替格納容器スプレイを行うことにより放射性物質濃度を低下できる設計とする。

#### 6-2) 原子炉補機冷却水ポンプ

原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）及び格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 6-3) 原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）及び格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海水ポンプを用いて海水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6 - 4 )

#### 原子炉補機冷却水サージタンク

原子炉補機冷却水サージタンクは、原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）及び格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6 - 5 )

#### 窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）

窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

また、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

6 - 6 )

#### 海水ポンプ

海水ポンプは、原子炉補機冷却水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、また、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発

生した場合の重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 6 - 7) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

さらに、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

さらに、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

#### 6 - 8) 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の

重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

#### 6-9) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

#### 6-10) 復水ピット

復水ピットは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量を保有しなくてはいけない。

#### 6-11) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な海水を貯槽しなければならない。

#### 6-12) 送水車

送水車は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、

海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

6-13) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S A)用)

本設備については、1-5) 計装設備を参照。

6-14) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

6-15) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）、及び全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の電源として、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

6-16) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

6-17) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

## 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

#### 7-1) 格納容器スプレイポンプ

格納容器スプレイポンプは、重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

#### 7-2) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、B原子炉補機冷却水ポンプによる原子炉補機冷却水の通水により格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。

また、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海を水源とする大容量ポンプと、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、原子炉補機冷却水系を介して海水を直接供給することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 7-3) 原子炉補機冷却水ポンプ

原子炉補機冷却水ポンプは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 7-4) 原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水冷却器は、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、海水ポンプを用いて海水を通水することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 7-5) 原子炉補機冷却水サージタンク

原子炉補機冷却水サージタンクは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を接続して窒素加圧することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 7-6) 窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）

窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して窒素加圧し、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする必要がある。

#### 7-7) 海水ポンプ

海水ポンプは、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、A原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水できる設計とする必要がある。

#### 7-8) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

#### 7-9) 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、送水車により海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする必要がある。

#### 7-10) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、格納容器スプレイポンプを用いた格納容器スプレイ、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

#### 7-11) 復水ピット

復水ピットは、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量を保有しなくてはいけない。

7-1-2) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として十分な海水を貯槽しなければならない。

7-1-3) 送水車

送水車は、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽への注水量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる設計とする必要がある。

7-1-4) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S A）用）

本設備については、1-5) 計装設備を参照。

7-1-5) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

7-1-6) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）の電源として、可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

7-1-7) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

7-1-8) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

7-1-9) 軽油ドラム缶（3・4号機共用）

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

7-20) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）  
本設備については、14) 電源設備を参照。

#### 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するため必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

##### 8-1) 高圧注入ポンプ

本設備については、4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

##### 8-2) 充てんポンプ

本設備については、4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

##### 8-3) 余熱除去ポンプ

本設備については、4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

##### 8-4) 格納容器スプレイポンプ

格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピットを水源とし、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

##### 8-5) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とし、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水

が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする必要がある。

8-6) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）として、格納容器スプレイポンプを用いた格納容器スプレイ、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量のほう酸水を貯蔵できる設計とする必要がある。

8-7) 復水ピット

復水ピットは、原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの際の水源として、十分な量を保有しなくてはいけない。

8-8) 空冷式非常用発電装置

本設備については、14) 電源設備を参照。

8-9) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

8-10) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

8-11) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要があるため、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を

低減するための水素濃度制御設備（水素濃度低減）、及び原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素濃度監視）を以下に示す。なお、水素濃度制御設備（水素濃度低減）を設けることから、水素ガスを原子炉格納容器外に排出する設備は設けない。

9-1) 静的触媒式水素再結合装置

静的触媒式水素再結合装置は、ジルコニウムー水反応等で短期的に発生する水素及び水の放射線分解等で長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去することにより、原子炉格納容器内の水素濃度を継続的に低減できる設計とする必要がある。

9-2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置

静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は、中央制御室にて静的触媒式水素再結合装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする必要がある。

9-3) 原子炉格納容器水素燃焼装置

原子炉格納容器水素燃焼装置は、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、原子炉格納容器内の水素濃度ピークを制御できる設計とする必要がある。

9-4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置

原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、中央制御室にて原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする必要がある。

9-5) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

9-6) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

9-7) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1-4) 電源設備を参照。

9-8) 可搬型格納容器水素ガス濃度計

可搬型格納容器水素ガス濃度計は、格納容器水素ガス試料採取系統に接続することで、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする必要がある。

9-9) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置

可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、格納容器水素ガス試料採取系統に接続することで、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを可搬型格納容器水素ガス濃度計へ供給できる設計とする必要がある。

9-10) 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ

格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプは、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする必要がある。

9-11) 格納容器水素ガス試料冷却器

サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることができる設計とする。

9-12) 格納容器水素ガス試料湿分分離器

サンプリングガスの湿分を計測可能な範囲に収めることができる設計とする必要がある。

9-13) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁を開操作できる設計とする必要がある。

9-14) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁を開操作できる設計とする必要がある。

10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下

「原子炉建屋等」という。) の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備のアニュラス空気浄化系統の一部を流用し、そのサポート設備として、代替電源設備及びアニュラス空気浄化系の弁、ダンパの駆動用空気を供給する制御用空気系統代替空気供給系統を設置する。また、水素濃度を監視できる設備としてアニュラス水素濃度計を設置する。

10-1) アニュラス空気浄化ファン

アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸入し、排気筒から排出することでアニュラス部に水素が滞留しないことができる設計とする。

10-2) アニュラス空気浄化フィルタユニット

アニュラス空気浄化フィルタユニットは、アニュラス空気浄化ファンによりアニュラス部空気を排気筒から排出する際に、放射性物質を低減できる設計とする。

10-3) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気浄化系の弁を開操作できる設計とする。

10-4) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気浄化系の弁を開操作できる設計とする。

10-5) 空冷式非常用発電装置

本設備については、14) 電源設備を参照。

10-6) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

10-7) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

10-8) タンクローリー（3・4号機共用）  
本設備については、14) 電源設備を参照。

10-9) アニュラス水素濃度計  
本設備については、15) 計装設備を参照。

11) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。（使用目的①）

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。（使用目的②）

11-1) 送水車（使用目的：①②）

送水車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止できるように可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）として、可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して海水を使用済燃料ピットへスプレイできる設計とする必要がある。

なお、上記のうち臨界防止機能については、3章 設備の仕様及び確認事項が、『設計基準文書 系統編燃料貯蔵設備及び取扱設備』の設計要件（2.2.1.5) C)臨界防止）に対する内容と重複するため、以降の記載を割愛する。

11-2) 空冷式非常用発電装置（使用目的：①②）  
本設備については、14) 電源設備を参照。

11-3) スプレイヘッダ（使用目的：②）  
スプレイヘッダは、送水車送水用 20m、10m ホースと接続し、送水

車により使用済燃料ピット（A エリア及び B エリア）へスプレイ及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。

1 1 - 4) 使用済燃料ピット水位（AM用）（使用目的：①②）

使用済燃料ピット水位（AM用）は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

1 1 - 5) 使用済燃料ピット温度（AM用）（使用目的：①②）

使用済燃料ピット温度（AM用）は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

1 1 - 6) 可搬式使用済燃料ピット水位（使用目的：①②）

可搬式使用済燃料ピット水位は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする必要がある。また、測定結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

加えて、使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする必要がある。また、使用済燃料ピット内の構造等に影響を受けないよう、吊込装置（フロート、シンカーを含む。）、延長ワイヤ、フリーローラ及び水位発信器を可搬型とし、使用時に接続する設計とする必要がある。

1 1 - 7) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ（使用目的：①②）

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視に必要な設備として、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とともに、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする必要がある。

加えて、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする必要がある。

#### 1 1 - 8) 使用済燃料ピット監視カメラ（使用目的：①②）

使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時において、赤外線の機能により使用済燃料ピットの状態及び使用済燃料ピットの水温の傾向を中央制御室で監視できる設計とする必要がある。

#### 1 1 - 9) 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置（使用目的：①②）

使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、原子炉周辺建屋での重大事故等時における高温環境下においても使用済燃料ピット監視カメラの機能維持を図るためにカメラ本体を冷却するための空気を供給できる設計とする必要がある。

また、使用済燃料ピット監視カメラに空気を供給するコンプレッサ、コンプレッサの発生する熱等により供給する空気の温度が上昇することを防止するためのドライヤ及び断熱ホース等で構成され人力により運搬、移動ができる設計とする必要がある。

加えて、使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の接続は、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とともに、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする必要がある。

### 1 2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

#### 1 2 - 1) 送水車

送水車は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源とし、スプレイヘッダを介して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う設計とする必要がある。

#### 1 2 - 2) スプレイヘッダ

スプレイヘッダは、送水車送水用 20m、10m ホースと接続し、送水車により使用済燃料ピット（A エリア及び B エリア）へスプレイ及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする必要がある。

### 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

#### 1.3-1) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットは、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、使用する。

また、復水ピット枯渇又は破損時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、No. 3淡水タンク、2次系統水タンク及び脱気器タンク並びに蒸気発生器2次側による炉心冷却の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、使用する。

#### 1.3-2) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（高圧再循環運転）として、格納容器再循環サンプを水源とし、安全注入系により高圧再循環運転できる設計とする必要がある。

#### 1.3-3) 加圧器逃し弁

本設備については、2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を参照。

#### 1.3-4) 送水車

送水車は、重大事故等で以下の項目に対応できる設計とする必要がある。

重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海から復水ピットへの補給）として、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。

重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源である仮設組立式水槽に海水を送水できる設計とする必要がある。

重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、海を水源とし、可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする必要がある。

重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備である可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）又は放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う設計とする必要がある。

#### 1.3-5) 軽油ドラム缶（3・4号機共用）

軽油ドラム缶は、送水車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する送水車燃料タンクへ燃料を補給できる設計とする必要がある。

#### 1.3-6) 復水ピット

復水ピットは、重大事故等で以下の場合に使用する際の水源として、十分な量を保有しなくてはいけない。

炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び充てんポンプによる代替炉心注水の水源として、使用する。

格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、使用する。

また炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給）として、使用する。復水ピットは、復水ピットから燃料取替用水ピットへの移送ラインにより、燃料取替用水ピットへ水頭圧にて補給できる設計とする必要がある。

#### 1 3 - 7) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水及び代替格納容器スプレイとして、代替水源である給水処理設備の復水ピットを水源とし、原子炉又は原子炉格納容器へ水を注水できる設計とする必要がある。

#### 1 3 - 8) 充てんポンプ

充てんポンプは、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替水源である給水処理設備の復水ピットから、代替炉心注できる設計とする必要がある。

充てんポンプは、原子炉へ水を注水する設計とし、また、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする必要がある。

#### 1 3 - 9) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

#### 1 3 - 1 0) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

#### 1 3 - 1 1) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

#### 1 3 - 1 2) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、1 4) 電源設備を参照。

### 1.3-1.3) 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプは、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替炉心注水及び代替格納容器スプレイとして、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とし、余熱除去系を介して原子炉への注水及び格納容器スプレイ系を介して格納容器スプレイができる設計とする必要がある。

### 1.3-1.4) 電源車（可搬式代替低圧注入ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注入ポンプ用）は、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故防止設備（代替炉心注水、代替格納容器スプレイ）の電源として、の代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として可搬式代替低圧注水ポンプに給電できる設計とする必要がある。

### 1.3-1.5) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽は、重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、十分な海水を貯槽しなければならない。

### 1.3-1.6) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の高圧再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある。

格納容器再循環サンプは、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環運転の水源として十分な量を保有できる設計とする必要がある。

格納容器再循環サンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した高圧代替再循環運転の水源として十分な量を保有できる

設計とする必要がある。

13-17) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。

13-18) A格納容器スプレイポンプ（R H R S - C S S 連絡ライン使用）

A格納容器スプレイポンプは、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転ができる設計とする必要がある。

13-19) A格納容器スプレイ冷却器

A格納容器スプレイ冷却器は、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転ができる設計とする必要がある。

13-20) B高压注入ポンプ（海水冷却）

B高压注入ポンプは、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高压代替再循環運転）として、代替補機冷却を用いることで高压代替再循環運転ができる設計とする必要がある。B高压注入ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする必要がある。

13-21) スプレイヘッダ

スプレイヘッダは、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な

量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備、及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備である可搬型スプレイ設備（使用済燃

料ピットへのスプレイ) 又は放水設備 (原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水) として、使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水ができる設計とする必要がある。

#### 13-22) 大容量ポンプ (放水砲用) (3・4号機共用)

大容量ポンプ (放水砲用) は、放水設備 (原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水) として、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) に向けて放水できる設計とする。

#### 13-23) 放水砲 (3・4号機共用)

放水砲は、放水設備 (原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水) として、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ (放水砲用) に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) に放水できる設計とともに、原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする必要がある。また、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋 (貯蔵槽内燃料体等) に向けて放水できる設計とする必要がある。

### 14) 電源設備

設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

#### 14-1) 空冷式非常用発電装置

空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びR C P シール L O C A が発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給できる常設代替電源設備として中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接

続することで設計する必要がある。

また、空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 4 - 2) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

燃料油貯蔵タンクは、重大事故等が発生した場合において、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注入ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプに対して、タンクローリーを用いて、燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 4 - 3) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

重油タンクは、重大事故等が発生した場合において、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注入ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプに対して、タンクローリーを用いて、燃料を補給できる設計とする必要がある。

1 4 - 4) 号機間電力融通恒設ケーブル（3・4号機共用）

号機間電力融通恒設ケーブルは、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、あらかじめ敷設し、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする必要がある。

1 4 - 5) ディーゼル発電機（3（4）号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用）

他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、電力融通できる設計とする必要がある。

1 4 - 6) 蓄電池（安全防護系用）

蓄電池（安全防護系用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、電力融通できる設計とする必要がある。

#### 1 4 - 7 ) 代替所内電気設備変圧器

代替所内電気設備変圧器は、2 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置からの電源電圧を降圧し、代替所内電気設備分電盤に電力を供給できる設計とする必要がある。

#### 1 4 - 8 ) 代替所内電気設備分電盤

代替所内電気設備分電盤は、2 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置及び代替所内電気設備変圧器からの電力を供給できる設計とする必要がある。

#### 1 4 - 9 ) タンクローリー（3・4号機共用）

タンクローリーは、重大事故等が発生した場合において、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプに燃料を補給できる設計とする必要がある。

#### 1 4 - 1 0 ) 号機間電力融通予備ケーブル（3・4号機共用）

号機間電力融通予備ケーブルは、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するために、号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合に、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする必要がある。

#### 1 4 - 1 1 ) 電源車

電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に交流電力を供給する可搬型代替電源設備として、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする必要がある。

また、電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、可搬式整流器を経由して直流母線へ接続することにより、24 時間にわたり電力を供

給できる設計とする必要がある。

#### 1 4 – 1 2) 可搬式整流器

可搬型整流器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯済）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、電源車からの交流電源を整流し直流母線へ接続することにより、24 時間にわたり電力を供給できる設計とする必要がある。

#### 1 4 – 1 3) ディーゼル発電機（重大事故時のみ3・4号機共用）

ディーゼル発電機は、重大事故等時に電力供給が可能な場合には、重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。

### 1 5) 計装設備

計装設備は、重大事故等時において、当該事故に対処するために監視が必要なパラメータ、及び炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策のために必要な原子炉施設の状態を把握するために必要なパラメータを監視するために、中央制御室において表示、及び記録できる設計とする。

また、重大事故等時において監視が必要なパラメータが監視不能となつた場合に推定するための代替パラメータのうち、重要なものは監視が必要なパラメータと同様に重大事故等時に監視できる設備を設け、中央制御室において表示、及び記録できる設計とする。

#### 1 5 – 1) 設計基準事故と兼用するパラメータ

監視パラメータのうち、設計基準事故における監視パラメータと同じであり、計測範囲などの要求を満足する場合には、演算処理を行う設備を除き兼用する設計とする。

重大事故等時に監視するパラメータのうち兼用するものを以下に示す。

- ・ 1次冷却材高温側温度（広域）
- ・ 1次冷却材低温側温度（広域）
- ・ 1次冷却材圧力
- ・ 加圧器水位
- ・ 高圧注水流量
- ・ 低圧注水流量
- ・ 原子炉格納容器内温度

- ・ 原子炉格納容器圧力（広域）
- ・ AM用原子炉格納容器圧力
- ・ 格納容器再循環サンプ水位（広域）
- ・ 格納容器再循環サンプ水位（狭域）
- ・ 出力領域中性子束
- ・ 中間領域中性子束
- ・ 中性子源領域中性子束
- ・ 蒸気発生器水位（広域）、（狭域）
- ・ 蒸気発生器補助給水流量
- ・ 主蒸気圧力
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク水位
- ・ 燃料取替用水ピット水位
- ・ ほう酸タンク水位
- ・ 復水ピット水位
- ・ 制御用空気圧力
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）

#### 15-2) 重大事故等時用として設置するパラメータ

重大事故等時に監視するパラメータとして、重大事故等専用に設置するものを以下に示す。

- ・ 原子炉水位
- ・ 恒設代替低圧注水積算流量
- ・ 格納容器スプレイ積算流量
- ・ 原子炉格納容器水位
- ・ 原子炉下部キャビティ水位
- ・ 静的触媒式水素再結合装置温度
- ・ 原子炉格納容器水素燃焼装置温度
- ・ アニュラス水素濃度
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力
- ・ 格納容器水素ガス濃度
- ・ 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度

#### 16) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

原子炉制御室（以下「中央制御室」という。）には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置

及び保管する。

重大事故等対処設備は、中央制御室遮蔽及び設計基準事故対処設備の中央制御室空調系統を流用する。また、可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する。

16-1) 中央制御室遮蔽（3・4号機共用）

中央制御室遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度な被ばくを受けないように設計する。

16-2) 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減のために中央制御室非常用循環フィルタを通して循環できる設計とする。

16-3) 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）

中央制御室空調ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減及び冷却のために中央制御室の空気を循環できる設計とする。

16-4) 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室循環ファンは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質の低減及び冷却のために中央制御室の空気を循環できる設計とする。

16-5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環フィルタユニットは、重大事故等時において、中央制御室の空気中の放射性物質を低減できる設計とする。

16-6) 中央制御室空調ユニット（3・4号機共用）

中央制御室空調ユニットは、重大事故等時において、中央制御室を冷却できる設計とする。

16-7) アニュラス空気浄化ファン

アニュラス空気浄化ファンは、アニュラス内を負圧に保ち、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいした空気をアニュラス空気浄化フィルタユニットに通し、排気中の微粒子及び放射性よう素を除去低減したのち排気

筒から大気へ放出することができる設計とする。

16-8) アニュラス空気浄化フィルタユニット

本設備については、10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

16-9) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）

本設備については、10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

16-10) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

本設備については、10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備を参照。

16-11) 空冷式非常用発電装置

本設備については、14) 電源設備を参照。

16-12) 燃料貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

16-13) 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

16-14) タンクローリー（3・4号機共用）

本設備については、14) 電源設備を参照。

17) 監視測定設備

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備、並びに重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備は、すべて3号機、3・4号機共用であるため、本安全機能に係る設備並びに安全機能を受けた性能要求が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項及び確認方法は、大飯3号機設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備に示される。

#### 1 8 ) 緊急時対策所

重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまるために必要な重大事故等対処設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる重大事故等対処設備、及び原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な重大事故等対処設備は、すべて3号機設備、3・4号機共用であるため、本安全機能に係る設備並びに安全機能を受けた性能要求が実機において確保されていることを確認するための性能確認事項及び確認方法は、大飯3号機 設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備に示される。

#### 1 9 ) 通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な重大事故等対処設備を以下に示す。

##### 1 9 - 1 ) 空冷式非常用発電装置

本設備については、1 4 ) 電源設備を参照。

##### 1 9 - 2 ) 燃料油貯蔵タンク (重大事故当時のみ3・4号機共用)

本設備については、1 4 ) 電源設備を参照。

#### 2.2.1.2. 重大事故等に対処するための設備の設計要件

2.2.1.1にて示した重大事故等対処設備に対する設計要件を以下に示す。

##### 1 ) 充てんポンプ

充てんポンプが2.2.1.1章の1)、4)、8)、13)の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

##### A) 流量

充てんポンプの流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用

された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象において使用された解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、化学体積制御系統の設計基準文書 2.2.1 章 5-2) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、化学体積制御系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

#### B) 自己冷却機能

B 充てんポンプは、表 2.2.1.2-1 において示す想定事象において、自己冷却ラインを用いて代替補機冷却する機能を有する必要がある。

### 2) ほう酸ポンプ

ほう酸ポンプが 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、化学体積制御系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

### 3) 高圧注入ポンプ

高圧注入ポンプが 2.2.1.1 章の 2)、3)、4)、5)、8)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 流量

高圧注入ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の事象において使用された解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、安全注入系統の設計基準文書 2.2.1 章 1-1) -A) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては

非常用炉心冷却設備と兼用であることから、安全注入系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) B 高圧注入ポンプの高圧代替再循環運転時における海水冷却機能

B 高圧注入ポンプは、表 2.2.1.2-1 に示される想定事象のうち、一部の想定事象においては、高圧代替再循環運転時に海水冷却の機能を有する必要がある。

加えて、これらの想定事象のうち重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては非常用炉心冷却設備と兼用であることから、安全注入系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

4) 余熱除去ポンプ

余熱除去ポンプが、2.2.1.1 の 2)、3)、4)、8) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 流量

余熱除去ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象において使用された流量は設計基準事象での想定と同じであり、余熱除去系統の設計基準文章 2.2.1 章 2-1) 項の設計要件に対応する。

加えて、上記以外の一部の想定事象においては、重大事故等対策の有効性評価において解析使用値として使用されているものの、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる炉心流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは余熱除去ポンプの供給流量の安全上の影響は小さい。このことから、余熱除去ポンプの流量は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

ただし、重大事故等時緩和機能に関する固有設計要件として、重大事故等対策の有効性評価において想定している流量（解析使

用値) が運用面で設定される場合は、安全性を担保するための設備の性能要求としての要件ではなく運用管理値となる。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において余熱除去系統を対処設備として期待しているものである。

#### B) 動作遅れ時間

余熱除去ポンプにおける動作遅れ時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象における動作遅れ時間は設計基準事象での想定と同じであり、余熱除去系統の設計基準文章 2.2.1 章 2-1) 項の設計要件に対応する。

### 5) タービン動補助給水ポンプ

タービン動補助給水ポンプが、2.2.1.1 の 1)、2)、3)、4)、5) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 供給流量

タービン動補助給水ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された解析使用値を上回る必要がある。なお、タービン動補助給水ポンプのみによる給水を想定している事象と、電動補助給水ポンプとタービン動補助給水ポンプの両方による給水を想定している事象があるため、補助給水系統全体として流量が確保されるかを確認する必要がある。

また、補助給水系統からの給水によって蒸気発生器が満水に至ることのないよう、蒸気発生器水位を所定の水位に維持するための流量調整が必要であるが、この機能は補助給水系統の設計基準文書 2.2.1 の 1) の F)の設計要件に対応する。

#### B) 供給開始時間

タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された想定時間以内とする必要がある。この想定時間は、設計基準事象での取り扱いと同じであり、補助給水系統の設計基準文書 2.2.1 の

1) の C)の設計要件に対応する。

C) 手動操作機能

タービン動補助給水ポンプは、中央制御室での操作による手動での起動、及び、現場操作による手動での起動を可能とする必要がある。

6) 電動補助給水ポンプ

電動補助給水ポンプが、2.2.1.1の1)、3)、4)、5)の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 供給流量

電動補助給水ポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された解析使用値を上回る必要がある。なお、蒸気発生器への給水は電動補助給水ポンプ単独によるものでなく、電動補助給水ポンプとタービン動補助給水ポンプの両方による給水が想定されているため、補助給水系統全体として流量が確保されるかを確認する必要がある。

また、補助給水系統からの給水によって蒸気発生器が満水に至ることのないよう、蒸気発生器水位を所定の水位に維持するための流量調整が必要であるが、この機能は補助給水系統の設計基準文書 2.2.1 の 1) の F)の設計要件に対応する。

B) 供給開始時間

電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象の有効性評価において使用された想定時間以内とする必要がある。この想定時間は、設計基準事象での取り扱いと同じであり、補助給水系統の設計基準文書 2.2.1 の 1) の C)の設計要件に対応する。

C) 手動起動機能

電動補助給水ポンプは、中央制御室での操作による手動での起動を可能とする必要がある。

7) 格納容器スプレイポンプ

格納容器スプレイポンプが 2.2.1.1 章の 4)、6)、7)、8)、13)

の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 流量

格納容器スプレイポンプによる流量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値内に収まる必要がある。

このうち一部の想定事象において用いられた解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、格納容器スプレイ系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -B) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては格納容器スプレイ設備と兼用であることから、格納容器スプレイ系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

#### B) 格納容器スプレイの遅れ時間

格納容器スプレイの遅れ時間は、定速達成までの時間や配管遅れ時間を考慮した値が参考されており、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値内に収まる必要がある。

しかし設計基準事象での想定と同等であることから、本設計要件は格納容器スプレイ系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -C) 項の設計要件に対応する。

#### C) A 格納容器スプレイポンプによる R H R S - C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能

A 格納容器スプレイポンプは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、R H R S - C S S 連絡ラインを用いることにより、代替再循環運転ができるようにする必要がある。

### 8) 原子炉補機冷却水ポンプ

原子炉補機冷却水ポンプが、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 流量

原子炉補機冷却水ポンプの流量は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注

入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、原子炉補機冷却水ポンプの供給流量の安全上の影響は小さい。このことから、原子炉補機冷却水ポンプの供給流量は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において原子炉補機冷却水系統を対処設備として期待しているものである。

#### 9) 海水ポンプ

海水ポンプが、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

##### A) 流量

海水ポンプの流量は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、海水ポンプの供給流量の安全上の影響は小さい。このことから、海水ポンプの供給流量は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において原子炉補機冷却海水系統を対処設備として期待しているものである。

#### 10) 恒設代替低圧注水ポンプ

恒設代替低圧注水ポンプが、2.2.1.1 の 4)、6)、7)、8) 及び 13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 原子炉へ注水する場合の容量

全交流動力電源喪失（添付書類十 7.1.2）、原子炉補機冷却

機能喪失（添付書類十 7.1.3）、崩壊熱除去機能喪失（添付書類十 7.4.1）及び全交流動力電源喪失（添付書類十 7.4.2）において有効性が確認されている原子炉への注水流量を上回ることが安全性を担保するための設計要件となる。

B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量

雰囲気圧力・温度による静的負荷（添付書類十 7.2.1）及び水素燃焼（添付書類十 7.2.4）において有効性が確認されている原子炉格納容器スプレイ流量を上回ることが安全性を担保するための設計要件となる。

1 1 ) 可搬式代替低圧注水ポンプ

可搬式代替低圧注水ポンプが、2.2.1.1 の 4)、6)、7) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 原子炉容器に注水する場合の容量

恒設代替低圧注入ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプにおいて有効性が確認されている原子炉への注入流量を上回ることが安全を担保するための設計要件となる。

B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量

恒設代替低圧注入ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプにおいて有効性が確認されている格納容器への注水流量を上回ることが安全を担保するための設計要件となる。

1 2 ) 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ

格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプが、2.2.1.1 の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故発生時に原子炉格納容器内の雰囲気ガスを一部サンプルガスとして格納容器水素ガス試料冷却器にて冷却するために必要な原子炉補機冷却水流量を上回ることが設計要件である。

1 3 ) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）が 2.2.1.1 章の 3)、9)、10) 及び 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の

通りである。

A) 空気供給

可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していないが、機能として、重大事故時に動作が必要な弁・ダンパへ空気を供給できることが必要となる。

1 4) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置

可搬式格納容器水素ガス試料圧縮装置が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 空気供給

可搬式格納容器水素ガス試料圧縮装置は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していないが、機能として、重大事故時に原子炉格納容器内の雰囲気ガスを可搬型格納容器水素ガス濃度計へ供給が必要となる。

1 5) アニュラス空気浄化ファン

アニュラス空気浄化ファンが、2.2.1.1 の 10) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 水素排出機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素を含む空気を排出するために起動できることが設計要件となるとともにアニュラス内に放射性物質を閉じ込める有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

B) 放射性物質閉じ込め機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質を閉じ込めるために、有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

C) 放射性物質低減機能

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質等を含む空気を排出するるために起動できることが設計要件となる。とともにアニュラス内に放射性物質を閉じ込める有効性評価において使用されている時間以内にアニュラスを負圧達成することが設計要件となる。尚、重大事故等時の負圧達成時間は通常時に確認できないため、その代わりにアニュラス設計排気流量が確立することが設計要件となる。

1 6) 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環ファンが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するためには効率性評価において使用されているファン設計風量を確保できることが設計要件である。

1 7) 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）

中央制御室空調ファンが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 中央制御室循環流量

重大事故等時に中央制御室内で発生する放散熱量を除去するためにファン設計風量を確保できることが設計要件である。

1 8) 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）

中央制御室循環ファンが、2.2.1.1 の 1 6) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 中央制御室循環流量

重大事故等時に中央制御室内で発生する放散熱量を除去するためにファン設計風量を確保できることが設計要件である。

1 9) 蒸気発生器

蒸気発生器が 2.2.1.1 章の 1)、3)、4)、5) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 伝熱性能

蒸気発生器の伝熱性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を上回る必要がある。これらの解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、1 次冷却系統の設計基準文書 2. 2.1 章 2) -A) 項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては 1 次冷却系統設備と兼用であることから、1 次冷却系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

### 2 0) 余熱除去冷却器

余熱除去冷却器が、2.2.1.1 の 2)、3) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 冷却性能

余熱除去冷却器の冷却性能は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象となっており、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、余熱除去冷却器の冷却性能の安全上の影響は小さい。このことから、余熱除去冷却器の冷却性能は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において余熱除去系統を対処設備として期待しているものである。

### 2 1) 格納容器スプレイ冷却器

格納容器スプレイ冷却器が 2.2.1.1 章の 4)、1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 冷却性能

格納容器スプレイ冷却器による冷却性能は、表 2.2.1.2-1 にしめす想定事象において使用された解析使用値を上回る必要があ

る。ただし、これらの解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、格納容器スプレイ系統の設計基準文書 2. 2.1 章 1) -A) 項の設計要件に対応する。

また、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては格納容器スプレイ設備と兼用であることから、格納容器スプレイ系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

B) A 格納容器スプレイ冷却器による R H R S - C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能

A 格納容器スプレイ冷却器は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、R H R S - C S S 連絡ラインを用いることにより、代替再循環運転ができるようにする必要がある。ただし、代替再循環運転時における格納容器スプレイ冷却器自体に求められる機能は冷却機能であり、この機能に対応する設計要件は前項 A) と同じ（格納容器スプレイ系統の設計基準文書 2. 2.1 章 1) -A) 項の設計要件が対応）である。

2 2) 原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水冷却器が、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 冷却性能

原子炉補機冷却水冷却器の冷却性能は、原子炉停止後の除熱機能として、表 2.2.1.2-1 に示す重大事故等対策の有効性評価において考慮されているが、当該事象では、炉心における崩壊熱、高圧注入ポンプによる注入流量並びに蒸気発生器における 1 次側・2 次側の熱伝達等が重要な現象であり、重大事故等対策の有効性評価の観点からは、原子炉補機冷却水冷却器の冷却性能の安全上の影響は小さい。このことから、原子炉補機冷却水冷却器の冷却性能は設計要件として挙げられるものの、安全性を担保するための確認項目とする必要はない。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象は、事象収束後の低温停止移行操作等において原子炉補機冷却水系統を対処設備として期待してい

るものである。

### 2 3) 格納容器水素ガス試料冷却器

格納容器水素ガス試料冷却器が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 冷却性能

格納容器水素ガス試料冷却器は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては、サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることであり、設計要件となるが、流路が確保されていることが前提となるため、管理項目から除外される。

### 2 4) 格納容器再循環ユニット

格納容器再循環ユニットが 2.2.1.1 章の 5)、6)、7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 冷却性能

A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器気相部の除熱は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

また、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては先に述べた機能と同等であることから、上述の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

### 2 5) 中央制御室空調ユニット

中央制御室空調ユニットが、2.2.1.1 の 16) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

#### A) 中央制御室循環流量

重大事故等時に中央制御室内で発生する放散熱量を除去するために設計風量を確保できることが設計要件である。

### 2 6) 加圧器逃がし弁

加圧器逃がし弁が 2.2.1.1 章の 1)、2)、3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 容量

加圧器逃がし弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。1 次冷却系統の設計準文書において、加圧器逃がし弁の最小容量に対する具体的な設計要件はないものの、逃がし弁の容量としては管理項目に挙げており、有効性評価においてこの機能を達成するための性能確認事項と確認方法は 1 次冷却系統の設計基準文書 2.2.1 章 6・1 項と共に通である。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては 1 次冷却系統設備と兼用であることから、1 次冷却系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

#### B) 自動作動

加圧器逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、加圧器逃がし弁作動信号を受けて自動作動する機能を有しなければならない。

#### C) 中央制御室からの手動操作

加圧器逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作によって弁を開閉することで、1 次冷却系統を適切に減圧できる機能を有しなければならない。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、1 次冷却系統の設計基準文書 2.2.1 章 6・1 項の設計要件に対応する。

なお、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては 1 次冷却系統設備と兼用であることから、1 次冷却系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

### 27) 加圧器安全弁

加圧器安全弁が 2.2.1.1 章の 1)、2)、3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 最小容量

加圧器安全弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、1 次冷却系統の設計基準文書 2.2.1 章 3) -A) 項の設計要件に対応する。

#### B) 作動圧力

加圧器安全弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された作動圧力の解析使用値で作動する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、1 次冷却系統の設計基準文書 2.2.1 章 3) -B) 項の設計要件に対応する。

### 28) 緊急ほう酸注入ライン補給弁

緊急ほう酸注入ライン補給弁が 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

緊急ほう酸注入ライン補給弁は、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、化学体積制御系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

### 29) 主蒸気逃がし弁

主蒸気逃がし弁が 2.2.1.1 章の 1)、2)、3)、4)、5) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 容量

主蒸気逃がし弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、主蒸気・主給水系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -C) 項の設計要件に対応する。

#### B) 自動作動

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 において示す想定事象において、主蒸気逃がし弁作動信号を受けて自動作動する機能を有しなければならない。

### C) 中央制御室からの手動操作

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1において示す想定事象において、中央制御室からの手動操作によって弁を開閉することで、蒸気発生器を介して 1 次冷却系統を適切に冷却できる機能を有しなければならない。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、主蒸気・主給水系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -C) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては主蒸気・主給水系統設備と兼用であることから、主蒸気・主給水系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

### D) 現場での手動操作

主蒸気逃がし弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、現場での手動操作によって弁を開閉することで、蒸気発生器を介して 1 次冷却系統を適切に冷却できる機能を有しなければならない。

## 3 0) 主蒸気安全弁

主蒸気安全弁が 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

### A) 容量

主蒸気安全弁の容量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。これらのうち、一部の想定事象の解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、主蒸気・主給水系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -A) 項の設計要件に対応する。

### B) 作動圧力

主蒸気安全弁の作動圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、主蒸気・主給水系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -B) 項の設計要件に対応する。

## 3 1) 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁が 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設

計要件は以下の通りである。

A) 最大閉止時間

主蒸気隔離弁の最大閉止時間は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。この解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、主蒸気・主給水系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -D) 項の設計要件に対応する。

B) ATWS 緩和設備による自動閉止

主蒸気隔離弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、ATWS 緩和設備作動により自動閉止する機能を有しなければならない。

C) 中央制御室からの手動操作

主蒸気隔離弁は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、中央制御室からの手動操作によって弁を閉止できる機能を有しなければならない。この機能は、設計基準事象での想定と同じであり、主蒸気・主給水系統の設計基準文書 2.2.1 章 1) -D) 項の設計要件に対応する。

加えて、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては主蒸気・主給水系統設備と兼用であることから、主蒸気・主給水系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

3 2) タービン動補助給水ポンプ起動弁

タービン動補助給水ポンプ起動弁が、2.2.1.1 の 2)、3) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 手動操作機能

タービン動補助給水ポンプ起動弁は、現場操作による開操作を可能とする必要がある。

3 3) A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁

A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁が 2.2.1.1 章の 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁は、

重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては格納容器スプレイ系統と兼用であることから、格納容器スプレイ系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

#### 3 4) ほう酸タンク

ほう酸タンクが 2.2.1.1 章の 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

ほう酸タンクは、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては化学体制制御設備と兼用であることから、設計要件となるが管理項目から除外される。

#### 3 5) 蓄圧タンク

蓄圧タンクが 2.2.1.1 章の 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

##### A) 保持圧力

蓄圧タンクの保持圧力は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

このうち、一部の想定事象において使用された解析使用値は設計基準事象での想定と同じであり、安全注入系統の設計基準文書 2.2.1 章 1-2) -A) 項の設計要件に対応する。

##### B) 保有水量

蓄圧タンクの保有水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値を満足する必要がある。

いずれの想定事象においても、蓄圧タンクの保有水量は設計基準事象での想定と同じであり、安全注入系統の設計基準文書 2.2.1 章 1-2) -B) 項の設計要件に対応する。

##### C) 非凝縮性ガス混入防止のための隔離機能

蓄圧注入系は、1 次冷却材圧力が蓄圧タンクの保持圧力以下に低下すると、自動的にはう酸水が 1 次冷却系に注入される。

蓄圧注入系からの注入量は有限であることから、その機能が求

められる状態が解消すれば出口弁を閉止して蓄圧機能を停止することになる。特に、蓄圧タンク内の水が全て注入後も出口弁の開状態を継続すると、窒素ガス（非凝縮性ガス）が1次冷却系内に流入し、1次冷却材ポンプ停止後における1次冷却系自然循環が阻害されることから、注水終了前に出口弁を閉止できなければならない。

そこで、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象のうち、一部の想定事象においては、重大事故等時緩和機能に関する固有設計要件として、非凝縮性ガス混入防止のための隔離できることが安全性を担保するための確認項目となる。

#### D) 手動開操作機能

表 2.2.1.2-1 に示す想定事象のうち、「運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故」における一部の想定事象においては、運転員による出口弁の手動開操作による炉心注水が想定されている。したがって、重大事故等時緩和機能に関する固有設計要件として、蓄圧タンクは出口弁の手動開操作機能を有することが安全性を担保するための確認項目となる。

### 3 6) 原子炉補機冷却水サージタンク

原子炉補機冷却水サージタンクが、2.2.1.1 の 6)、7) の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 格納容器再循環ユニットへ通水する原子炉補機冷却水の沸騰防止のための加圧機能

原子炉補機冷却水サージタンクは、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、重大事故等時の格納容器再循環ユニットを用いた自然対流冷却を実施するため、原子炉補機冷却水を加圧することで原子炉補機冷却水の沸騰を防止できる必要がある。

### 3 7) 格納容器水素ガス試料湿分分離器

格納容器水素ガス試料湿分分離器が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 湿分低減

格納容器水素ガス試料湿分分離器は、表 2.2.1.2-1 に示してい

る想定事象において、重大事故対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては、サンプリングガスの湿分を低減し、計測可能な温度範囲に収めることであり、設計要件となるが、流路が確保されていることが前提となるため、管理項目から除外される。

### 3 8) 復水ピット

復水ピットが、2.2.1.1の1)、3)、4)、5)、6)、7)、8)、13)の対処設備としての有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) 復水ピット水量

復水ピットは、有効性評価における必要な要員及び資源の評価で想定している有効水量を確保しておくことで、重大事故等対処設備として必要な対処能力を有していることが保証される。

### 3 9) 燃料取替用水ピット

燃料取替用水ピットが 2.2.1.1 章の 1)、2)、3)、4)、6)、7)、8)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

#### A) ほう素濃度

燃料取替用水ピット水のほう素濃度は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。ただし、これらの解析使用値は、設計基準事象での想定と同じであり、燃料貯蔵設備及び取扱設備の設計基準文書 2. 2.1 章 1) -A) 項の設計要件に対応する。

#### A) 水量

燃料取替用水ピット水の水量は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において、高圧注入系、低圧注入系及び格納容器スプレイの水源として必要な水量を保有しなければならない。これらは、設計基準事象での想定と同じであり、燃料貯蔵設備及び取扱設備の設計基準文書 2. 2.1 章 2) -A) 項、3) -A) 項の設計要件に対応する。

また、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない想定事象については、機能としては燃料貯蔵設備及び取扱設備と兼用であることから、燃料貯蔵設備

及び取扱設備の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが管理項目から除外される。

#### 4 0) 格納容器再循環サンプ

格納容器再循環サンプが 2.2.1.1 章の 2)、3)、4)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

##### A) 形状

重大事故等の有効性評価では、格納容器最下層部を格納容器再循環サンプ形状として扱っており、再循環運転時の水位の確保、下部キャビティへの注水経路の機能がある。したがって、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において使用された解析使用値、および要求される機能を満足する必要がある。

#### 4 1) 格納容器再循環サンプスクリーン

格納容器再循環サンプスクリーンが 2.2.1.1 章の 2)、3)、4)、13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

##### A) 流路の確保

格納容器再循環サンプスクリーンは、表 2.2.1.2-1 に示している想定事象において、重大事故等対処設備として期待しているものの有効性評価では使用していない。機能としては、安全注入系統と兼用であることから、安全注入系統の設計基準文書の設計要件を満たすことが前提となるので、設計要件となるが、管理項目から除外される。

#### 4 2) アニュラス空気浄化フィルタユニット

アニュラス空気浄化フィルタユニットが、2.2.1.1 の 10) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした放射性物質を排気筒から大気へ放出する際に有効性評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件となる。

#### 4 3) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3・4号機共用）

中央制御室非常用循環フィルタユニットが、2.2.1.1 の 16) の対処

機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 放射性物質低減機能

重大事故等時に中央制御室内に流入した放射性物質を低減するためには、有効性評価において使用されているよう素除去効率及び粒子除去効率を確保することが設計要件となる。

4 4) 送水車

送水車が、2.2.1.1 の 4)、6)、7)、11)、12) 及び 13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時における使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットへのスプレイ、格納容器スプレイ時の仮設組立式水槽への補給、炉心注水時の仮設組立式水槽への補給及び蒸気発生器への注水時の復水ピットへの補給の機能について、同時に実施することが想定されるすべての組み合わせに対して必要な容量を上回ることが設計要件である。

4 5) 仮設組立式水槽

仮設組立式水槽が、2.2.1.1 の 4)、6)、7) 及び 13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

可搬式代替低圧注水ポンプ入口における必要吸込み高さを上回る高さに相当する容量が設計要件である。

4 6) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）

窒素ボンベ（制御用空気供給用）が、2.2.1.1 の 3)、9)、10) 及び 16) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時に動作が必要な加圧器逃がし弁、格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁、アニュラス空気浄化系の弁、ダンパーへ窒素を供給するのに必要な窒素量を上回ることが設計要件である。

4 7) 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）

可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）が、2.2.1.1 の 3) の対処機能

が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の解放に用いる電磁弁に対して、可搬式整流器を用いて直流電源を供給するまでの時間、給電できることが設計要件である。

4 8) 氮素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）

窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）が、2.2.1.1 の 6) 及び 7) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 容量

重大事故等時に原子炉補機冷却水の沸騰を防止するために原子炉補機冷却水サージタンクの気相部を加圧するのに必要な窒素量を上回ることが設計要件である。

4 9) スプレイヘッダ

スプレイヘッダが、2.2.1.1 の 1 1)、1 2) 及び 1 3) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 外径

先行 PWR プラント実績に基づき定めた標準流速における流量が、当該配管に要求される設計流量を上回る外径とすることが設計要件である。

5 0) 静的触媒式水素再結合装置

静的触媒式水素再結合装置が 2.2.1.1 章の 9) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

A) 水素処理性能

静的触媒式水素再結合装置による水素処理性能は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において用いた、性能評価式通りの水素処理性能が発揮される必要がある

B) 台数及び配置

静的触媒式水素再結合装置の設置台数及び配置場所は、表 2.2.1.2-1 に示す想定事象において用いた解析条件に準ずる必要が

ある。

#### 5 1) 原子炉格納容器水素燃焼装置

原子炉格納容器水素燃焼装置が 2.2.1.1 章の 9) の設計要件対処機能が有効性を持つための設計要件は以下の通りである。

##### A) 水素処理性能

原子炉格納容器水素燃焼装置は、所定の水素濃度以下において着火できる必要がある。

##### B) 個数及び配置

原子炉格納容器水素燃焼装置は、原子炉格納容器内の水素放出の想定個所に加え、その隣接区画、水素の通過経路及び上部ドーム区画に所定の個数を配置する必要がある。

#### 5 2) 原子炉トリップスイッチ (手動 (原子炉トリップスイッチ))

設計基準事故時と設計要件が同じ設備であることから、重大事故等時としての設計要件はない。

#### 5 3) ATWS 緩和設備

ATWS 緩和設備が、2.2.1.1 の 1) の有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

重大事故対処盤から機器動作のための信号を出力することが設計要件である。

- ・蒸気発生器水位 (狭域) (ATWS 緩和設備動作信号)

#### 5 4) 中央制御室遮蔽 (3・4号機共用)

中央制御室遮蔽が、2.2.1.1 の 16-1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。なお、当該項目は 3 号機との共用設備であり、いずれの設計基準文書にも記載している。

##### A) 遮蔽厚

重大事故等時の中央制御室の放射線の遮蔽評価に使用されている設備仕様上の遮蔽厚を確保することが設計要件となる。

##### B) 密度

重大事故等時の中央制御室の放射線の遮蔽評価に使用されてい

る設備仕様上の密度を確保することが設計要件となる。

7 1) 空冷式非常用発電装置

空冷式非常用発電装置が、2.2.1.1 の 2) ~ 11)、13)、14)、16)、18) 及び 19) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 発電機容量

空冷式非常用発電装置は、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

7 2) 号機間電力融通恒設ケーブル（3・4号機共用）

号機間電力融通恒設ケーブル（3・4号機共用）が、2.2.1.1 の 14) の対処機能が有効性を持つための設計要件は 3 号機の重大事故等対処設備の設計基準文書に記載される。

7 3) ディーゼル発電機（3（4）号機設備、重大事故等時のみ 3・4号機共用）

ディーゼル発電機（他号炉）が、2.2.1.1 の 14) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 発電機容量

ディーゼル発電機（他号炉）は、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、非常用電源系統の設計基準文書 2.2.1 章のうち、1)、A) に記載の通りである。

7 4) 電源車

電源車が、2.2.1.1 の 13) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合（全交流電源喪失（24 時間）+原子炉補機冷却機能喪失）に、重大事故等時の対応に最低限必要とされる蒸気発生器による 1 次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持するための所要負荷を上回ることが設計要件である。

7 5) 号機間電力融通予備ケーブル（3・4号機共用）

号機間電力融通予備ケーブル（3・4号機共用）が、2.2.1.1 の 14)

の対処機能が有効性を持つための設計要件は3号機の重大事故等対処設備の設計基準文書に記載される。

#### 7 6) 蓄電池（安全防護系用）

蓄電池（安全防護系用）が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 蓄電池容量

蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに 8 時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する必要がある。

#### 7 7) 可搬式整流器

可搬式整流器が、2.2.1.1 の 3) 及び 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 容量

設計基準対象施設の電源が喪失後、蓄電池（安全防護系用）が枯渇する 24 時間後も継続して供給することを想定し、事象発生後 9 時間以降に必要とされる負荷に加え、加圧器逃がし弁用電磁弁、メタクラ及びパワーセンタそれぞれ 1 系統動作可能な電力を直流へ変換できることが設計要件である。

#### 7 8) 代替所内電気設備分電盤

代替所内電気設備分電盤が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 容量

代替所内電気設備分電盤は、2 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する必要がある。

#### 7 9) 代替所内電気設備変圧器

代替所内電気設備変圧器が、2.2.1.1 の 1 4) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 容量

恒設代替低圧注水ポンプ及び代替所内電気設備分電盤を経由して、監視計器（A 又は C 及び、B 又は D 計装用電源）、蓄圧タンク出口弁、可搬式整流器、アニュラス空気浄化ファン及び加圧器逃がし弁用可搬式空気圧縮機の容量を供給できることが設計要件である。

#### 8 0) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ 3・4 号機共用）

ディーゼル発電機（自号炉）が、2.2.1.1 の 14) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 発電機容量

ディーゼル発電機は、非常用電源系統と兼用であり、設計要件は、非常用電源系統の設計基準文書 2.2.1 章のうち、1)、A) に記載の通りである。

#### 8 1) 設計基準事故と兼用するパラメータ

設計基準事故における監視パラメータと同じであり、計測範囲などの要求を満足することから、演算処理を行う設備を除き兼用する設計とする。重大事故等時に監視するパラメータのうち兼用するものは以下の通りである。

- ・ 1 次冷却材高温側温度（広域）
- ・ 1 次冷却材低温側温度（広域）
- ・ 1 次冷却材圧力
- ・ 加圧器水位
- ・ 高圧注水流量
- ・ 低圧注水流量
- ・ 原子炉格納容器内温度
- ・ 原子炉格納容器圧力（広域）
- ・ AM 用原子炉格納容器圧力
- ・ 格納容器再循環サンプ水位（広域）
- ・ 格納容器再循環サンプ水位（狭域）
- ・ 出力領域中性子束
- ・ 中間領域中性子束
- ・ 中性子源領域中性子束
- ・ 蒸気発生器水位（広域）、（狭域）
- ・ 蒸気発生器補助給水流量

- ・ 主蒸気圧力
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク水位
- ・ 燃料取替用水ピット水位
- ・ ほう酸タンク水位
- ・ 復水ピット水位
- ・ 制御用空気圧力
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）

設計基準事故と兼用するパラメータが、2.2.1.1 の 1 5) の対処機能に対する有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

設計基準事故時における設計要件と同様、事象発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

8 2) 重大事故等時用として設置するパラメータ

重大事故等時に監視するパラメータとして、重大事故等専用に設置するものを以下に示す。

- ・ 原子炉水位
- ・ 恒設代替低圧注水積算流量
- ・ 格納容器スプレイ積算流量
- ・ 原子炉格納容器水位
- ・ 原子炉下部キャビティ水位
- ・ 静的触媒式水素再結合装置温度\*
- ・ 原子炉格納容器水素燃焼装置温度\*
- ・ アニュラス水素濃度
- ・ 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力
- ・ 格納容器水素ガス濃度\*
- ・ 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度\*\*

設計基準事故と兼用するパラメータが、2.2.1.1 の 1 5) の対処機能に対する有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

\* 9) に対する有効性を持つための設計要件兼ねる

\*\* 5)、6) 及び7) に対する有効性を持つための設計要件を兼ねる

A) 表示及び記録

設計基準事故と兼用するものと同様、事象発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

8 3) 使用済燃料ピット水位（AM用）

使用済燃料ピット水位（AM用）が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

重大事故等発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

8 4) 使用済燃料ピット温度（AM用）

使用済燃料ピット温度（AM用）が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 表示及び記録

重大事故等発生時において、中央制御室に計測結果が表示できること、及び計測結果を記録できることが設計要件である。

8 5) 可搬式使用済燃料ピット水位

可搬式使用済燃料ピット水位が、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 計測範囲

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピット内の水位が異常に低下した場合においても、変動する可能性のある範囲にわたり水位を監視できるよう使用済燃料ピット底部近傍から使用済燃料ピット上端近傍の水位を計測可能とすることが設計要件である。

8 6) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが、2.2.1.1 の 1 1) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

A) 計測範囲

計測下限値及び上限値は、計測結果に対して、離隔距離や遮蔽物による計測場所までの減衰率を評価することで、使用済燃料ピ

ットの異常な水位の低下が発生した場合に使用済燃料ピットエリアの空間線量率が非常に高くなる状況でも推定できる範囲とすることが設計要件である。

#### 8 7) 使用済燃料ピット監視カメラ

使用済燃料ピット監視カメラが、2.2.1.1 の 1 1 ) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 使用済燃料ピット監視カメラ

燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、照明がない場合や蒸気雰囲気においても使用済燃料ピットの状態及び水温の傾向が監視できることが設計要件である。

#### 8 8) 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置

使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置が、2.2.1.1 の 1 1 ) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 容量

原子炉周辺建屋での重大事故等時における高温環境下においても使用済燃料ピット監視カメラの機能維持が可能な温度以下になるような空気の供給量を確保できることが設計要件である。

#### 8 9) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ）が、2.2.1.1 の 4 )、6 )、7 ) 及び 1 3 ) の対処機能が有効性を持つための設計要件は以下のとおりである。

##### A) 可搬型代替電源設備（交流）

供給電力が、最大所要負荷（可搬式代替低圧注水ポンプ 1 台運転時）を上回ることが設計要件である。

表 2.2.1-1(1/2) 有効性評価における重要事故シーケンスと重大事故等対処設備の関連

		技術的能力審査基準	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
事故シーケンスグループ等	設置許可基準規則／技術基準規則		44 条／ 59 条	45 条／ 60 条	46 条／ 61 条	47 条／ 62 条	48 条／ 63 条	49 条／ 64 条	50 条／ 65 条
		重要事故シーケンス等	るための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用の手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用の手順等	終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
事故運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事	2次冷却系からの除熱機能喪失	主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	—	●	●	—	—	—	—
	全交流動力電源喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故	—	●	●	●	●	●	—
		外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	●	●	●	●	—	—
	原子炉補機冷却機能喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故	—	●	●	●	●	●	—
	原子炉格納容器の除熱機能喪失	大破断LOCA時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	●	●	●	—	●	—
	原子炉停止機能喪失	主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	●	—	—	—	—	—	—
	ECCS注水機能喪失	中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故	—	●	●	●	—	—	—
	ECCS再循環機能喪失	大破断LOCA時に高圧再循環機能及び低圧再循環機能が喪失する事故	—	—	—	●	—	—	—
	格納容器バイパス	インターフェイスシステムLOCA 蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔壁に失敗する事故	—	●	●	●	—	—	—
	運転中の原子炉における重大事故	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●
それがある事故における重大事故に至るおそれがある事故	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	—	●	●	●	●	●	●
	高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接過熱	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	—	●	●	●	●	●	●
	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	●
	水素燃焼	大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故	—	—	—	●	—	—	●
	溶融炉心・コンクリート相互作用	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	●
	想定事故1	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	—	—	—	—	—	—	—
	想定事故2	サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	—	—	—	—	—	—	—
それがある事故における重大事故に至るおそれがある事故	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事	—	—	—	●	—	●	—
	全交流動力電源喪失	燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	—	—	●	●	●	—
	原子炉冷却材の流出	燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故	—	—	—	●	—	●	—
	反応度の誤投入	原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故	●	—	—	—	—	—	—

表 2.2.1-1(2/2) 有効性評価における重要事故シーケンスと重大事故等対処設備の関連

		技術的能力審査基準	1.8	1.9	1.1 0	1.11	1.12	1.13	1.14	1.15	1.1 6
事故シーケンスグループ等		設置許可基準規則／技術基準規則	51 条 ／ 66 条	52 条 ／ 67 条	53 条 ／ 68 条	54 条 ／ 69 条	55 条 ／ 70 条	56 条 ／ 71 条	57 条 ／ 72 条	58 条 ／ 73 条	59 条 ／ 74 条
		重要事故シーケンス等	ための手順等 ための炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止	水素爆発による原 子炉建屋等のための手順等 止するための手順等	水素爆発による原 子炉建屋等のための手順等 止するための手順等	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 ための手順等	上場等外への放射性物質の拡散を抑制する	ための手順等 順等重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	電源の確保に関する手順等	事故時の計装に関する手順等 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	2次冷却系からの除熱機能喪失	主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	全交流動力電源喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びR C P シール L O C A が発生する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
		外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉補機冷却機能喪失	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びR C P シール L O C A が発生する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉格納容器の除熱機能喪失	大破断 L O C A 時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	原子炉停止機能喪失	主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	—	—	●	—
	E C C S 注水機能喪失	中破断 L O C A 時に高圧注入機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	—	●	—	●
	E C C S 再循環機能喪失	大破断 L O C A 時に高圧再循環機能及び低圧再循環機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	格納容器バイパス	インターフェイスシステム L O C A 蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔壁に失敗する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
運転中の原子炉における重大事故	旁開気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	大破断 L O C A 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	旁開気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	高圧溶融物放出／格納容器旁開気直接過熱	外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	大破断 L O C A 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	水素燃焼	大破断 L O C A 時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事	●	●	●	—	—	●	—	●	—
	溶融炉心・コンクリート相互作用	大破断 L O C A 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	●	●	●	●	—	●	●	●	●
	想定事故 1	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	—	—	—	●	—	●	—	●	—
使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故	想定事故 2	サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	—	—	—	●	—	●	—	●	—
	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事	—	—	—	—	—	●	—	●	—
	全交流動力電源喪失	燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	—	—	●	●	—	●	●	●	●
	原子炉冷却材の流出	燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故	—	—	—	—	—	●	—	●	—
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	反応度の誤投入	原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故	—	—	—	—	—	—	—	●	—

表2.2.1.2-1 重大事故等対処設備と想定事象の関係

添付書類十 章番号 事象名	7.1.1	7.1.2	7.1.3	7.1.4	7.1.5	7.1.6	7.1.7	7.1.8	7.2.1.1	7.2.1.2	7.2.2	7.2.3	7.2.4	7.2.5	7.3.1	7.3.2	7.4.1	7.4.2	7.4.3	7.4.4
	2次冷却系からの除熱機能喪失	全交流動力電源喪失	原子炉補機冷却機能喪失	原子炉格納容器の除熱機能喪失	原子炉停止機能喪失	ECCS注水機能喪失	ECCS再循環機能喪失	(ECCS)格納容器バイパス	(SGT)格納容器バイパス	(SG)霧圧力・温度による静的負荷	(SG)霧圧力・温度による静的負荷	(SG)霧圧力・温度による静的負荷	(SG)霧圧力・温度による静的負荷	溶融炉心・コンクリート相互作用	SFP想定事故1	SFP想定事故2	(SFP)崩壊熱除去機能喪失による 停止時冷却系の故障による 余熱除却機能喪失による	全交流動力電源喪失	原子炉冷却材の流出	反応度の誤投入
設備名称																				
電動補助給水ポンプ	○	○	○	●○	●○	●○	●○	●○						●○						
タービン動補助給水ポンプ	○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○	●○				●○	●○	●○				
復水ピット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
原子炉補機冷却水ポンプ	○			○	○	○	○	●	●					○			○	○	○	
原子炉補機冷却水冷却器	○			○	○	○	○	●	●				○			○	○	○		
原子炉補機冷却水サージタンク				○													○	○	○	
恒設代替低圧注水ポンプ		●	●			○			●	●	●	●	○	●	●		●	●		
可搬式代替低圧注水ポンプ									●	●	●	●	●	●	●					
格納容器スプレイポンプ	○				○	○	●○	○	○					○			○	○	○	
A格納容器スプレイポンプ (R H R S - C S S 連絡ライン使用)						○		●									○	○	○	
格納容器スプレイ冷却器						○	○	○	○					●						
A格納容器スプレイ冷却器								○									○	○	○	
格納容器再循環サンプ	○	○	○	●		○	●		○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	
格納容器再循環サンプスクリーン	○	○	○	○		○	○	○	○					○			○	○	○	
A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側 入口格納容器隔離弁																				
A、D格納容器再循環ユニット		●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	
静的触媒式水素再結合装置									●	●	●	●	●	●	●	●				
原子炉格納容器水素燃焼装置									○	○	○	○	○	○	○					
充てんポンプ					○		●○	●○									○		●	
B充てんポンプ(自己冷却)	○	○				○				○	○	○	○	○	○	○		○		○
ほう酸タンク						○														○
ほう酸ポンプ						○														○
緊急ほう酸注入ライン補給弁						○														○
窒素ボンベ(代替制御用空気供給用)	○	○							○	○	○	○	○	○	○			○		
窒素ボンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)				○													○	○	○	
可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)																				
主蒸気逃がし弁	●○○	●○○	●○○	●○	●○○	●○		●○	●○											
主蒸気安全弁	○	○	○		○				●○		○	○								
主蒸気隔離弁					●○○				○											
蒸気発生器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
加圧器逃がし弁	●○					●			○	○	○	○	○	○	○					
加圧器安全弁	○				○						○	○	○	○	○					

表2.2.1.2-1 重大事故等対処設備と想定事象の関係

添付書類十 章番号 事象名	7.1.1	7.1.2	7.1.3	7.1.4	7.1.5	7.1.6	7.1.7	7.1.8	7.1.8	7.2.1.1	7.2.1.2	7.2.2	7.2.3	7.2.4	7.2.5	7.3.1	7.3.2	7.4.1	7.4.2	7.4.3	7.4.4
	2次冷却系からの除熱機能喪失	全交流動力電源喪失	原子炉補機冷却機能喪失	原子炉格納容器の除熱機能喪失	原子炉停止機能喪失	ECCS注水機能喪失	ECCS再循環機能喪失	(格納容器バイパス) LCOCA) TR+破損SG隔離失敗	(格納容器バイパス) LCOCA) TR+破損SG隔離失敗	(雾圏気圧器過・圧破損による静的負荷 (雾圏気圧器過・温破損による静的負荷)	(雾圏気圧器過・温破損による静的負荷 (雾圏気圧器過・温破損による静的負荷)	格高圧溶融物放出直接加熱	溶融炉心・コンクリート相互作用	水素燃焼	SFP想定事故1	SFP想定事故2	(崩壊熱除去冷却系の機能喪失による 停止熱除去冷却機能喪失による)	全交流動力電源喪失	原子炉冷却材の流出	反応度の誤投入	
設備名称																					
蓄圧タンク	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○			●○	●○			
蓄圧タンク出口弁	●	●	●		●	●		●	●									●	●		
余熱除去ポンプ	○			○	○	●○	○	●	●										●		
余熱除去冷却器	○			○	○	○		●	●												
余熱除去ポンプ入口弁								●													
高压注入ポンプ	●	○	○	○			○	○	○									○	○		
B高压注入ポンプ(海水冷却)		●	●																○		
海水ポンプ	○			○	○	○	○	●	●					○			○	○	○	○	
燃料取替用水ピット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)		○	○	○						○	○	○	○	○			○	○	○	○	
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置										○	○	○	○	○							
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置										○	○	○	○	○							
原子炉トリップスイッチ (中央盤手動操作)					○																
A TWS緩和設備						●															
緊急ほう酸濃縮(中央盤手動操作)					○															○	
仮設組立式水槽										○	○	○	○	○							
送水車	○									○	○	○	○	○							
大容量ポンプ	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○		○			
格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ										○	○	○	○	○							
可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置										○	○	○	○	○							
格納容器水素ガス試料冷却器										○	○	○	○	○							
格納容器水素ガス試料湿分分離器										○	○	○	○	○							

## 凡例

●：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において、固有の解析条件があるもの。

○：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において解析条件があるものの、設計基準事象における解析条件と同等であるもの。

○：重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対する対策の有効性評価において、固有の解析条件はないがその動作に期待しているもの。

## 2.2.2. 信頼性に関する設計要件

### 2.2.2.1. 多重性／多様性、独立性に関する設計要件

重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じた設計とする必要があり、種別として常設のものと可搬型のものがある。これらの設備は設置許可基準規則の第四十三条（4.1.1.5参照）に従い、以下の通り多様性、悪影響防止等を考慮した設計としなければならない。

#### [常設重大事故等対処設備の多様性]

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。また、常設重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性及び位置的分散を図る設計とする。なお、サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

#### [可搬型重大事故等対処設備の多様性]

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。なお、サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち可搬型のものは設計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。

なお、原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置す

る。また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。

#### [悪影響の防止]

他号炉を含む他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）への系統的な影響（電気的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能のこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とするが、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、兼用できる設計とする。

#### [共用の禁止]

常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共にすることによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。

#### 2.2.2.2. その他の一般的な設計要件

2.1で抽出される設置許可基準規則の要求のうち、2.2.1、2.2.2.1以外で考慮すべき一般的な設計要件として、以下に示す対策を講じなければならない。

- 地震による損傷の防止
- 津波による損傷の防止
- 外部からの衝撃による損傷の防止
- 火災による損傷の防止（内部火災防護）
- 溢水による損傷の防止
- 耐環境性
- 飛散物による損傷の防止
- その他技術基準規則に関する事項

各項目の具体的な対策事項は、設計基準文書 一般事項編（4.2.4.1, 4.2.4.2, 4.2.4.3, 4.2.4.4, 4.2.4.5, 4.2.4.6, 4.2.4.7, 4.2.4.8）に明記される。

## 1) 地震による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第三十九条（4.1.1.2 参照）に従い、地震により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。

### ②設計方針

設計要求を踏まえ、設置許可申請書および工認申請書の基本方針に示した通り、JEAG4601（4.1.5.3, 4.1.5.4, 4.1.5.5 参照）に基づく耐震設計としている。重大事故等対処施設に関する耐震設計の対象設備については、表3.1・1に示す通りであり、いずれも要求される耐震強度を有する設計（工認申請書の各設備の計算書：4.2.7.33 参照）としている。

## 2) 津波による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十条（4.1.1.3 参照）に従い、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

設計要求を踏まえ、重大事故等対処施設は津波影響を受けずにその機能が確保される設計としている。なお、津波防護施設または浸水防止設備を設置した場合は、津波に対して当該機能が十分に保持できていることを確認している。（4.2.4.6 参照）

- i) 重大事故等対処施設の津波防護に関する防護対象施設は、設置許可基準規則第二条（4.1.1.1 章）が定める重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備が該当する。（4.2.4.6 参照）

## 3) 外部からの衝撃による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.5 参照）に従い、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く）及び人為事象に対して、必要な機能が損なわれないよう、設計する必要がある。

## ②設計方針

外部からの衝撃として竜巻、火山、外部火災を想定し、これらに対して防護する設計としている。

### A) 竜巻防護

重大事故等対処設備については、屋内の重大事故等対処設備についてはそれらを内包している建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、悪影響防止及び環境条件を考慮した設計とする。具体的には、竜巻の風圧による荷重に対し、位置的分散を図るとともに、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し飛散させないよう固縛の措置をとることにより、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備や他の重大事故等対処設備が同時に損傷しないような設計とする。(4.2.4.4 参照)

### B) 火山防護

重大事故等対処設備については想定される火山事象により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。

屋内に設置している重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を内包する建屋を降下火碎物の影響を考慮する施設として選定する。

屋外に設置している重大事故等対処設備については、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故等時に火山事象が発生していることは考えにくいため、設備を使用していない保管時を考慮することとする。このため、閉塞、磨耗、大気汚染及び絶縁低下については、降下火碎物の影響を受けず、影響を受ける可能性がある荷重、腐食については、降下火碎物を除去することを保安規定に定めることにより、降下火碎物による影響を受けない設計とする。(4.2.4.8 参照)

### C) 外部火災防護

重大事故等対処設備については、屋内の重大事故等対処設備についてはそれらを内包している建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なうおそれがないよう、位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。(4.2.4.7 参照)

## 4) 火災による損傷の防止（内部火災防護）

## ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十一条（4.1.1.4 参照）に従い、火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする必要がある。

## ②設計方針

重大事故等対処施設は、当該系統が設置される区域及び区画を火災防護審査基準(4.1.3.1 参照)が定める火災区域及び火災区画として定めた上で、設定した火災区域及び火災区画に対し、火災防護審査基準(4.1.3.1 参照)が定める火災防護対策を講じた設計としている。（4.2.4.2 参照）

## 5) 溢水による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.5 参照）に従い、発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合においても、常設設備については設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれない設計とし、可搬型設備については設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする必要がある。

### ②設計方針

重大事故等対処施設は、溢水源に対して、没水、被水、蒸気影響に対する溢水影響を確認し、常設設備については設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とし、可搬型設備については設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とするとともに、常設設備及び可搬型設備ともに没水による溢水影響に対しては溢水水位を考慮した高所に設置する。また当該系統が、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水や、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水の溢水源とならないよう、耐震性が確保され、配管応力が許容値を満足していることを確認している。（4.2.4.3 参照）

## 6) 耐環境性

### ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処設備は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.5 参照）に従い、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする必要がある。

## ②設計方針

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とともに、操作が可能な設計としている。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度、使用温度)、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮している。

荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重のみならず、自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響)による荷重を考慮している。

重大事故等対処設備の環境条件は参考図書（4.2.7.2 参照）にて規定している。

## 7) 飛散物による損傷の防止

### ①設置許可基準規則に基づく要求

重大事故等対処施設は、設置許可基準規則第四十三条（4.1.1.5 参照）に従い、工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする必要がある。

### ②設計方針

高速回転機器について、飛散物とならないよう機器設計、製作、品質管理、運転管理に十分な考慮を払っている。（4.2.4.5 参照）

一方で、高温高圧の流体を内包する1次冷却材管、主蒸気管、主給水管に対して仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力等により重大事故等対処施設の機能が損なわれることのないよう、配置上の考慮を払っている。またそれらの影響を低減させるための手段として、1次冷却管には、LBB を適用し、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレインントを設置している。（4.1.5.6,

#### 4.2.4.5 参照)

タービンミサイル評価に対しては、タービン羽根、TGカップリング、タービン・ディスク、高圧タービン・ロータ等の飛散物によって安全施設の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計とする（4.1.5.1, 4.2.4.5参照）。

#### 8) 材料及び構造

重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME 設計・建設規格) 等に従い設計する。

ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の材料及び構造であって、上記によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるよう JSME 設計・建設規格を参考に同等以上の性能を有することを確認する。また、重大事故等クラス3機器であって、完成品は、上記によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。

#### 9) 使用中の亀裂等による破壊の防止

重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中の重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

#### 10) 安全弁等

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1) 及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005)【事例規格】過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」に適合するよう設計する。なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に

関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」の規定に適合する設計とする。

#### 1 1) 耐圧試験等

重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。

重大事故等クラス 3 機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。

#### 1 2) 準用

##### ①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準の準用

重大事故等対処施設は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（4.1.2.5 参照）に基づき、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」を準用する設計とする。

##### ②発電用火力設備に関する技術基準の準用

重大事故等対処施設は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（4.1.2.5 参照）に基づき、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」を準用する設計とする。

### 3. 設備の仕様及び確認事項

2.2.1 にて整理した本系統の安全機能の確保に寄与する主な構成設備を列挙し、各構成設備の概略仕様を整理する。併せて、設置許可申請における安全解析のインプット条件としてそれら構成設備へ要求している機能が、実機において維持されていることを確認するための、性能確認事項及び確認方法を 3.1～3.3 に示す。

これらの項目の変更は安全解析で確認している同系統の安全機能に抵触する可能性があることから、改造工事等を実施する際はこれらの項目が変更されるか否かを確認する必要がある。

なお、技術的能力に関する資機材等については、4.2.5.1 を参照する。

#### 3.1. 系統構成設備

重大事故等対処設備を構成する設備に対する安全機能を受けた性能要求が、実機において確保されていることを確認するための性能確認事項及び確認方法を表 3.1.1 に示す。（4.2.1.2, 4.2.2.1, 4.2.3.1 参照）

系統構成設備のうち 3, 4 号機共用設備については、大飯 3 号機 設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備に示される。（4.2.3.18 参照）

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項			
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定	
A充てんポンプ	容量 : 45.4 m <sup>3</sup> /h 揚程 : 1,770 m	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	容量 : 約 45 m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 揚程 : 約 1,770 m	参考資料-2に示す。	-
B充てんポンプ	容量 : 45.4 m <sup>3</sup> /h 揚程 : 1,770 m	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ B) 自己冷却機能 A) 流量	容量 : 約 45 m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 揚程 : 約 1,770 m	参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。
C充てんポンプ	容量 : 14.3 m <sup>3</sup> /h 吐出圧力 : 17.4 MPa	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	-	-	-
A、Bほう酸ポンプ	容量 : 17m <sup>3</sup> /h 揚程 : 80m	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	-	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A)高压注入ポンプ	容量：320 m <sup>3</sup> /h 揚程：960 m	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	(13) 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	(13) 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。
B)高压注入ポンプ	容量：320 m <sup>3</sup> /h 揚程：960 m	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 B) 高圧注入ポンプの高压代替再循環運転時における 海水冷却機能	(13) 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	(13) 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認目表 参考資料-2に示す。
A、B余熱除去ポンプ	原子炉冷却材搬出停止時 容量：1,020 m <sup>3</sup> /h  揚程：91.4 m 原子炉停止後の 冷却時 容量：68.1 m <sup>3</sup> /h 揚程：107 m	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備	(12) 余熱除去系系統参照 参考資料-2に示す。
タービン動補助給水ポンプ	容量： 250m <sup>3</sup> /h 揚程： 95.0m	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシングル～熱を輸送するための設備 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量 B)供給開始時間 C)手動操作機能	(18) 補助給水系系統参照 参考資料-2に示す。  (18) 補助給水系系統参照 参考資料-2に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B電動補助給水ポンプ	容量： 140m <sup>3</sup> /h 揚程： 950m	MS-1	-SAS2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量 B)供給開始時間 C)手動起動機能	(18) 補助給水系統参照 参考資料-2に示す。	参考資料-2に示す。	(18) 補助給水系統参照 参考資料-2に示す。
A格納容器スプレイボンブ	容量： 1200 m <sup>3</sup> /h 揚程： 175 m	MS-1	DB2/SAS2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器下部の溶融鉄心を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.3) 重大事故時の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイポンプ A)流量 B)格納容器スプレイの遅れ時間 C) A格納容器スプレイポンプによるR HRS-C-S S連結ランプを用いた代替噴霧機能	容量： 約1,200 m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 揚程： 約175 m	参考資料-3に示す。 参考資料-2に示す。	参考資料-3に示す。 参考資料-2に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認要目表 参考資料-2に示す。
B 格納容器スプレイボンブ	容量：1200 m <sup>3</sup> /h 揚程：175 m	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	(23) 格納容器スプレイ系統参照 参考資料-2に示す。
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量 B) 格納容器スプレイの遅れ時間	
A、B 原子炉補機冷却水ボンブ	容量： 1,700m <sup>3</sup> /h 揚程：55m	MS-1	DB3/SA2	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(16) 原子炉補機冷却水系系統参照 参考資料-2に示す。
A、B、C 海水ボンブ	容量： 5,300m <sup>3</sup> /h 揚程： 48m	MS-1	DB3/SA2	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(17) 原子炉補機冷却海水系系統參照 参考資料-2に示す。
備設代替低圧注水ボンブ	容量[m <sup>3</sup> /h][例]： 150 揚程[m]： 150	—	—/SA2	—	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	(18) 原子炉補機冷却海水系系統參照 参考資料-2に示す。
					[2.2.1.2] 1.0) 案設代替低圧注水ボンブ A) 原子炉に注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
可搬式代替底圧注水ポンプ	容量[m <sup>3</sup> /h][例]: 150 揚程[m]: 150	—	-SAS3	—	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	容量: 約150m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 揚程: 約150m	参考資料-3に示す。 参考資料-2に示す。
格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	容量[m <sup>3</sup> /h][例]: 1.0 揚程[m]: 10	—	-/SAS3	—	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 [2.2.1.2] 1.2) 格納容器水素ガス/試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ A) 容量	容量: 約1m <sup>3</sup> /h	参考資料-2に示す。 —
可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)	—	—	—	—	[2.2.1.1] 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量: 約4.4m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 吐出圧: 約0.88MPa[gage]	参考資料-2に示す。 —
A、B) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	—	—	—	—	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 [2.2.1.2] 1.3) 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) A) 空気供給	容量: 約4m <sup>3</sup> /h 吐出圧力: 約0.6MPa[gage]	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類印	工場要目表	保安規定
A、Bアニュラス空気淨化ファン (3・4号機共用)	容量：156 $m^3/min$	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 水素爆発による原子炉制御室等の損傷を防止するための設備	(24-1) 換気空調系統(アニュラス空気淨化系統) 参照 参考資料-2に示す。	(24-1) 換気空調系統(アニュラス空気淨化系統) 参照 参考資料-2に示す。	
A、B中央制御室非常用循環ファン (3・4号機共用)	容量：230 $m^3/min$	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統(中央制御室空調系統) 参照 参考資料-2に示す。	(24-2) 換気空調系統(中央制御室空調系統) 参照 参考資料-2に示す。	
A、B中央制御室空調ファン (3・4号機共用)	容量：500 $m^3/min$	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統(中央制御室空調系統) 参照 参考資料-2に示す。	(24-2) 換気空調系統(中央制御室空調系統) 参照 参考資料-2に示す。	
A、B中央制御室循環ファン (3・4号機共用)	容量：500 $m^3/min$	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	(24-2) 換気空調系統(中央制御室空調系統) 参照 参考資料-2に示す。	(24-2) 換気空調系統(中央制御室空調系統) 参照 参考資料-2に示す。	
A、B、C、D蒸気発生器 加熱面積： $4,870m^2$	PS-1 MS-1	DBI/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	(11) 1次冷却系統参照 参考資料-2に示す。	(11) 1次冷却系統参照 参考資料-2に示す。	(11) 1次冷却系統参照 参考資料-2に示す。	
[2.2.1.2]		2.1) 蒸気発生器 A)伝熱性能						
A、B余熱除去冷却器 容量(設計熱交換 量)： $1.1 \times 10^4$ kW	MS-1 PS-2	DB3(管側) DB3(銅側) /SA2	S	[2.2.1.1] 1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	(12) 余熱除去系統参照 参考資料-2に示す。	(12) 余熱除去系統参照 参考資料-2に示す。	(12) 余熱除去系統参照 参考資料-2に示す。	
A格納容器スプレイ冷却器 容量(設計熱交換 量)： $2.36 \times 10^4$ kW	MS-1	DB2(管側) DB3(銅側) /SA2	S	[2.2.1.1] 1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 2) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	(2.2.1.2) 1) 格納容器スプレイ冷却器 2) A格納容器スプレイ冷却器によるRHR-S-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能	(2.2.1.2) 1) 格納容器スプレイ冷却器 2) A格納容器スプレイ冷却器によるRHR-S-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能	(2.2.1.2) 1) 格納容器スプレイ冷却器 2) A格納容器スプレイ冷却器によるRHR-S-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A 参考資料-2に示す。	工認要目表 参考資料-2に示す。	
A 原子炉補機冷却水冷却器	容量(設計熱交換 量) : $1.92 \times 10^4$ kW 伝熱面積 : $2,610\text{m}^2$	MS-1	DB3/S42	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	(16) 原子炉補機冷却水系統参照 参考資料-2に示す。	(16) 原子炉補機冷却水系統参照 参考資料-2に示す。	
格納容器水素ガス試料冷却器	—	—	—/SA2	—	[2.2.1.1] 9) 水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 [2.2.1.2] 2.3) 格納容器水素ガス試料冷却器 A) 冷却性能	—	—	
A、 D 格納容器再循環ユニット	容量 : 13.0MW (格納容器最高 使用圧力の2倍 (0.78MPa) 時、冷 却水温度35°C、 冷却水流量 $141\text{m}^3/\text{h}$ における) 伝熱面積 : $4918.8\text{m}^2$ 以上	MS-3 PS-3	—/—	C※ ※SS地震動に対する耐震性を有する	[2.2.1.1] 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	伝熱容量 : 約13.0MW (基当たり) 参考資料-2に示す。	—	
A、 B 中央制御室空調ユニット	容量 : 500 $\text{m}^3/\text{min}$	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転(が原子炉制御室にとどまるための設備 [2.4.2] 换気空調系統(中央制御室 空調系統)参照 参考資料-2に示す。	(24.2) 换気空調系統(中央制御室 空調系統)参照 参考資料-2に示す。	(24.2) 换気空調系統(中央制御室 空調系統)参照 参考資料-2に示す。	
A、 B 加压器遮がし弁	空気作動弁	PS-1 PS-2 MS-2 MS-3	DB1/S42	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 1.3) 重大事故の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 2.8) 加压器遮がし弁 A) 容量 B) 自動作動 C) 中央制御室からの手動操作	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能			許認可書類における記載事項
					設置許可 添付書類A	工場要目表	保安規定	
A、B 加圧器遮断弁前弁	電動弁	PS-1 MS-2	DB1/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—	—
A、B、C 加圧器安全弁	安全弁	PS-1 MS-1 PS-2	—/-	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 [2.2.1.2] 2.9) 加圧器安全弁 A) 最小浮量 B) 作動圧力	—	—	—
充てんポンプ入口燃料取替用水平ト剛繩給水A、B	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己治具機能	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
充てんライン漏量制御弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—	—
					[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量			
A充てんポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—	—
					[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能			
B充てんポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—	—
					[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能			

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
充てんライン漏量制御弁前止み弁 空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
充てんライン止み弁 電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—
充てんライン格納容器隔離弁 電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
元素ライン溶融器隔離逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パワーダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パワーダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量
ブルーパ充てんライン逆止弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パワーダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パワーダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量
ブルーパ充てんライン第2逆止弁	逆止弁	PS-1 MS-1 PS-2	DB1/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パワーダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉冷却材圧力パワーダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量	[2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 流量

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工場要目表	保安規定
Bループ充てんライン第1逆止弁 逆止弁	PS-1 MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—	—
[2.2.1.2] 1) 布てんポンプ A) 流量							
A、Bほう管ポンプ出口逆止弁 逆止弁	MS-1	DB2 ／ SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	—
緊急ほう管注入ライン補給弁 電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	—
緊急ほう管注入ライン逆止弁 逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	—
充てんポンプ入口燃料取替用水平ト判補給逆止弁 逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 4) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—	—
[2.2.1.2] 1) 布てんポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能							

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B高压注入ポンプ燃料取替用電動弁 水ヒート交換入口弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—	—
A、B高压注入ポンプ燃料取替用逆止弁 水ヒート交換入口逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	
A) 高圧注入ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽水を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—
B) 高圧注入ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽水を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認目表	工認要目表	保安規定
A) 高圧注入ライン格納容器隔離弁 電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—	—	—
B) 高圧注入ライン格納容器隔離弁 電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軋心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認要目表	工認要目表	保安規定
A) 高圧注入ライン格納容器隔壁逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—	—
B) 高圧注入ライン格納容器隔壁逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軋心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軋心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軋心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軋心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認要目表	工認要目表	保安規定
A、B 高圧注入ポンプ出口遮断弁 電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—	—	—
A、B、C、D ライン絞り弁 流量調整弁 (手動弁)	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽油心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス グラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認目表		
A、B、C、D側低圧側高圧注入ポンプ逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の蒸気炉心を冷却するための設備	—	—	—
A高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
B高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項			
					設置許可 添付書類A	工認目表	保安規定	
A高压注入ポンプ格納容器再循環 サンプ側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
B高压注入ポンプ格納容器再循環 サンプ側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量	—	—	—
A,B余熱除去ポンプRWスイッ チ及び再循環サンプ側入口弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融物を冷却するための 設備 [2.2.1.2] 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B余熱除去ポンプRWスイッチ及び再循環サブ回路人口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	—	—	—
A、B、C、D蓄圧タンク出口弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
A、B、C、D蓄圧タンク注入弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
A、B、C、D蓄圧タンク注入弁第2逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DB1/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ —	工認目録 —	保安規定 —
A、B、C、D管圧タンク注入弁 インジケーター第1逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1	DBI/S42	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	—	—	—
燃料取替用水ピット補給用復水ヒート水移送ライン逆止弁	逆止弁	—	—/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故時の取束に必要となる水の供給設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定	
A、B余熱除去ポンプB (C) ループ高温側入口止み弁	電動弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備	—	—	—
A余熱除去冷却器出口流量調節弁 空気作動弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 1.3) 重大事故時の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量 C) A格納容器スプレイボンブによるRHHS-CSS連 絡ラインを用いた代替再循環機能 1.0) 恒設式代替低圧注水ポンブ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンブ A) 原子炉容器に注水する場合の容量	—	—	—
B余熱除去冷却器出口流量調節弁 空気作動弁	空気作動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備 [2.2.1.2] 4) 余熱除去ポンプ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B余熱除去ポンプ入口格納容器電動弁 隔壁離弁	電動弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1 SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備	—	—
A、B余熱除去ポンプ出口逆止弁 逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽油を冷却するための 設備	—	—
A余熱除去冷却器出ロ格納容器隔壁 隔壁弁	隔壁弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽油を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—
A余熱除去冷却器出ロ格納容器隔壁 隔壁弁	隔壁弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽油を冷却するための 設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
△余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—
					3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備		
					4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備		
					8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備		
					[2.2.1.2]		
					4) 余熱除去ポンプ		
					A) 流量		
					[2.2.1.1]		
					2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備		
					3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備		
					4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備		
					8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備		
					1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備		
					[2.2.1.2]		
					4) 余熱除去ポンプ		
					A) 流量		
					7) 格納容器スプレイポンプ		
					A) 流量		
					C) A格納容器スプレイポンプによるRHHS-CSS連 絡ライズを用いた代替再循環機能		
					1.0) 恒温式代替低圧注水ポンプ		
					A) 原子炉へ注水する場合の容量		
					1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ		
					A) 原子炉容器に注水する場合の容量		

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認目表	保安規定
日余熱除去冷却器出口格納容器部 逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—
					3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備		
					4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備		
					8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備		
					[2.2.1.2]		
					4) 余熱除去ポンプ		
					A) 流量		
A、B余熱除去冷却器出口遮絶弁 電動弁	電動弁	MS-1 PS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—
					3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備		
					4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備		
					8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備		
					[2.2.1.2]		
					4) 余熱除去ポンプ		
					A) 流量		
					7) 格納容器スライボンプ		
					A) 滲量		
					C) A格納容器スライボンプによるRHRS-CSS連 絡ラインを用いた代替再凍結機能		
					1.0) 案設代替ポンプによるRHRS-CSS連 絡機能		
					A) 原子炉へ注水する場合の容量		
					1.1) 可搬式代替注水ポンプ		
					A) 原子炉容器に注水する場合の容量		

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項			
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —	
A、B、C、Dループ低濃側循環 注入ライシン逆止弁	逆止弁	MS-1 PS-1 PS-2	DB1/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備	—	—	—
1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備								
					[2.2.1.2] 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量 C) A格納容器スプレイボンブによるRHHS-CSS連 絡ラインを用いた代替再循環機能 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量			
AM用代替再循環ライン第1電動 弁	電動弁	—	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備	—	—	—
1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量 C) A格納容器スプレイボンブによるRHHS-CSS連 絡ラインを用いた代替再循環機能 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量			

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類へ	工認目表	工認要目表	保安規定
△M用代替再循環ライン第2電動弁	電動弁	—	DB2/S42	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—	—
		8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための 設備			3) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備			
		1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備			1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備			
		[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ			7) 格納容器スプレイボンブ			
		A) 流量			C) AR納容器スプレイボンブによるRHRS-CSS連結ラインを用いた仕掛け直噴機能			
		1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ			1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ			
		1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ			1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ			
		A) 原子炉容器に注水する場合の容量			A) 原子炉容器に注水する場合の容量			
		[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備			2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備			
		2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備			3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備			
		3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設 備			4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備			
		4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備			5) 最終ヒートシンクへ燃を輸送するための設備			
		[2.2.1.2] 3.1) 主蒸気逃がし弁			3.1) 主蒸気逃がし弁			
		A) 容量			B) 自動作動			
		B) 自動作動			C) 中央制御室からの手動操作			
		C) 中央制御室からの手動操作			D) 現場での手動操作			
		D) 現場での手動操作						

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B、C、D主蒸気遮がし弁元電動弁 弁	MS-1	DB2/S42	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 3.1) 主蒸気遮がし弁 A) 容量	—	—	—
A、B、C、D-1主蒸気安全弁 安全弁	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 [2.2.1.2] 3.2) 主蒸気安全弁 A) 容量 B) 作動圧力	—	—	—
A、B、C、D-2主蒸気安全弁 安全弁	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 [2.2.1.2] 3.2) 主蒸気安全弁 A) 容量 B) 作動圧力	—	—	—
A、B、C、D-3主蒸気安全弁 安全弁	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 [2.2.1.2] 3.2) 主蒸気安全弁 A) 容量 B) 作動圧力	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
A、B、C、D-4 主蒸気安全弁 安全弁	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		-	-	-
				[2.2.1.2] 3.2) 主蒸気安全弁 A) 容量 B) 作動圧力				
A、B、C、D-5 主蒸気安全弁 安全弁	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		-	-	-
				[2.2.1.2] 3.2) 主蒸気安全弁 A) 容量 B) 作動圧力				
A、B、C、D主蒸気隔離弁 空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		-	-	-
				[2.2.1.2] 3.3) 主蒸気隔離弁 A) 最大閉止時間 B) ATWS緩和設備による自動閉止 C) 中央制御室からの手動操作				
タービン動捕助給水ポンプ起動弁 電動弁 A、B	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		-	-	-
				2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備				
				3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備				
				4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備				
				5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備				
				[2.2.1.2] 3.4) タービン動捕助給水ポンプ起動弁 A) 手動操作機能				

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
タービン動補助給水ポンプ駆動装置 弁	電動弁 （1）主蒸気供給ライン止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ C) 手動操作機能	—	—
タービン動補助給水ポンプ駆動装置 弁	逆止弁 （1）主蒸気供給ライン逆止 弁	MS-1	-SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類へ	工認要目表	工認要目表	保安規定
A、B、C、Dタービン動補助給水ライン流量調節弁	空気作動弁	MS-1	-SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅止するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—	—
A、B電動補助給水ポンプ出口逆止弁		MS-1	-SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅止するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
A、B、C、D電動補助給水ライ ン流量調節弁	電動弁	MS-1	-SAS2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—
A、B、C、D電動補助給水ライ ン流量調節弁出口逆止弁	逆止弁	MS-1	-SAS2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
A、B、C、Dタービン動補助給水装置弁 Aライン流量調節弁出口逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—
A、B、C、D輔助給水逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
A、B、C、D補助給水隔壁弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅止するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ A) 供給流量 6) 電動補助給水ポンプ A) 供給流量	—	—	—
蒸水ヒート電動補助給水ポンプ制止弁	電動弁	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅止するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 [2.2.1.2] 1) 充てんポンプ A) 供給流量 6) 電動補助給水ポンプ 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A	工認要目表	保安規定
重水ヒットタービン動補助給水ボンプ 側止弁	電動弁	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—
A、B電動補助給水ボンブ入口逆止弁 イン復水ヒット側逆止弁	逆止弁	MS-1	-/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 6) 電動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ 記載	工認要目表	保安規定
タービン動補助給水ポンプ入口逆止弁 タンク復水ピット制御逆止弁	MS-1	-SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備 [2.2.1.2] 5) タービン動補助給水ポンプ A)供給流量	—	—	—	—
△格納容器スプレイボンブ燃料取替用水ピット側入口止め弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽油を冷却するための設備 [2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ C) ARS格納容器スプレイボンブによるR HRS-C-S連絡ラインを用いた代替再循環機能	—	—	—	—
△格納容器スプレイボンブ燃料取替用水ピット側入口止め弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融軽油を冷却するための設備 [2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ A)流量	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
A格納容器スプレイボンブ燃料取替用ビット側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	—	—
B格納容器スプレイボンブ燃料取替用ビット側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	—	—
A格納容器スプレイボンブ再循環サブ側入口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量 C) A格納容器スプレイボンブによるR H R S-C S S 連絡ラインを用いた代替再循環機能		

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
△格納容器スライ冷却器出口格納容器隔離弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	—	—
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—
					8) 原子炉格納容器下部の溶融がいを冷却するための設備	—	—
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	—	—
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スライボンブ	—	—
					A) 流量	—	—
					1.0) 恒温代替低圧注水ポンプ	—	—
					B) 原子炉格納容器内にスライボンブ	—	—
					1.1) 可搬式代替低圧注水ポンブ	—	—
					B) 原子炉格納容器内にスライボンブ	—	—
					1.2) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	—	—
					[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—
					8) 原子炉格納容器下部の溶融がいを冷却するための設備	—	—
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スライボンブ	—	—
					A) 流量	—	—

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ	工認要目表	保安規定
△格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための設備			
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイポンプ			
					A) 流量			
					1.0) 恒温代替低圧注水ポンプ			
					B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量			
					1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ			
					B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量			
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			
					[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための設備			
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイポンプ			
					A) 流量			
					1.0) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイポンプ			
					A) 流量			
					C) A格納容器スプレイポンプによるRHR S-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能			
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			
△格納容器スプレイポンプ再循環サブ側入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための設備			
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			
					[2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイポンプ			
					A) 流量			
					C) A格納容器スプレイポンプによるRHR S-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能			
					1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備			

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	備考 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ	工認要目表	保安規定
A格納容器スプレイリングD入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
B格納容器スプレイリングD入口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 6) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 7) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の取束に必要となる水の供給設備  [2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量 1.0) 恒温代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量  [2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の取束に必要となる水の供給設備  [2.2.1.2] 7) 格納容器スプレイボンブ A) 流量	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能			許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類へ	工認要目表	保安規定	—	—
恒設代表低圧注水ポンプ出口第1 流量調整弁	（手動弁）	—	-SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備				
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備				
					8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための 設備				
					1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備				
					[2.2.1.2] 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量				
恒設代表低圧注水ポンプ出口第2 流量調整弁	（手動弁）	—	-SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	—	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備				
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備				
					8) 原子炉格納容器下部の溶融が心を冷却するための 設備				
					1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備				
					[2.2.1.2] 1.0) 恒設代替低圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量				

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ	工認要目表	保安規定
生設代替低圧注水ライン逆止弁	逆止弁	—	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					8) 原子炉格納容器下部の溶融がいを冷却するための設備			
					1.3) 重大事故等の報酬に必要となる水の供給設備			
					[2.2.1.2]			
					1.0) 恒温代替低圧注水ポンプ			
					A) 原子炉へ注水する場合の容量			
					B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量			
					1.1) 可搬式代替低圧注水ポンプ			
					A) 原子炉容器に注水する場合の容量			
					B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量			
					[2.2.1.1]			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
					[2.2.1.1]			
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	—	—	—
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					[2.2.1.1]			
					9) 水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	—	—	—
					[2.2.1.1]			
					5) 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					[2.2.1.1]			
					5) 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			
					[2.2.1.1]			
					5) 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	—	—	—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項	
					設置許可 添付書類A	工場要目表	保安規定	
A、B、C海水ポンプ出口逆止弁	逆止弁	MS-1	DB3/SA2	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A・B海水供給母管A（B）通路 弁	電動弁	MS-1	DB3/SA2	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A原子炉補機冷却水冷却器海水止 り弁	電動弁	MS-1	DB3/SA2	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	—
A引張型格納容器水素ガス試料栓 箱装置出口逆止弁	逆止弁	—	—/SA3	—	[2.2.1.1] 9) 水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	—	—	—
A引張型格納容器水素ガス試料栓 箱装置出力逆止弁	電動弁	MS-2	DR2/SA2	S	[2.2.1.2] 1) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） A) 空気供給 4.9) 硝素ボンベ（代替制御用空気供給用） A) 容量	—	—	—
A、B制御用空気格納容器隔壁弁	電動弁	—	—	—	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ 記載	工認要目表	保安規定
A、B制御用空気格納器隔壁逆止弁	逆止弁	MS-2	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 [2.2.1.2] 1.5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） 4.9) 水素ポンベ（代替制御用空気供給用） A) 容量	-	-	-
A、Bアニュラス全量排気弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
A、Bアニュラス少量排気弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	-
格納容器サンブル取り出しライン 格納容器第1隔壁弁	電動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	-	-	-
格納容器サンブル取り出しライン 格納容器第2隔壁弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	-	-	-
格納容器サンブル戻りライン格納容器隔壁弁	空気作動弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	-	-	-
格納容器サンブル戻りライン格納容器隔壁逆止弁	逆止弁	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 9) 水素爆癆による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	-	-	-

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
A、Bアニュラス排気ダンバ 空気作動ダンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—
A、Bアニュラス戻りダンバ 空気作動ダンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—
アニュラス給氣第1隔離ダンバー 空気作動ダンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—
アニュラス給氣第2隔離ダンバー 空気作動ダンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—
アニュラス排氣第1隔離ダンバー 空気作動ダンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—
アニュラス排氣第2隔離ダンバー 空気作動ダンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—
A、B格納容器排気ファン出口ダ ンバー	MS-1	—／—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
格納容器排気止めダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
補助建屋排気止めダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
補助建屋排気流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	—	—	—
A、B中央制御室外気取り止めダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室大気放出用流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室非常用排気扇	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室空調ファン出ロ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室空調ファン入ロ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室外気取入流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室排氣流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室事故時外気取入流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—
A、B中央制御室事故時排氣流量調節ダンバ	空気作動ダンバ	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 連転員が原子炉制御室内にとどまるための設備	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項		
						設置許可 添付書類A	工認要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 参考資料-2に示す。
A、Bほう酸タンク	容量 : 100m <sup>3</sup>	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	容量 : 約100m <sup>3</sup> (1基当たり)	ほう酸水量 (有効水量) : 62.7m <sup>3</sup> 以上※全ほう酸タンクの合計水量	ほう酸水温度: 23.5°C以上
A、B、C、D蓄圧タンク	容量 : 38.2 m <sup>3</sup>	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	[13] 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	[13] 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	[13] 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。
原子炉補機冷却水サーボタンク	容量 : 8m <sup>3</sup>	MS-1	DB3/SA2	S	[2.2.1.1] 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	[16] 原子炉補機冷却水系統参照 参考資料-2に示す。	[16] 原子炉補機冷却水系統参照 参考資料-2に示す。	[16] 原子炉補機冷却水系統参照 参考資料-2に示す。
容積容器水素ガス試料温分離器	-	-	-	-/SA2	-	[2.2.1.1] 9) 水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	-	-
容積容器水素ガス試料温分離器	-	-	-	-	-	[2.2.1.2] 3) 格納容器再充填ユニットへ通水する原子炉補機冷却水の沸騰防止のための加圧機能	-	-
						容量 : 約22g		

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項			
						設置許可 添付書類A (18)補助給水系統参照	工認要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 (18)補助給水系統参照	
復水ヒット	容量： 約1,200m <sup>3</sup>	MS-1	-Sx2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融物心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 4.0) 復水ヒット A) 復水ヒット水量				

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項			
						設置許可 添付書類A 燃料供給設備及び取扱設備	工認要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 参考資料-2に示す。	
燃料取扱用水ピット	容量 : 2,100m <sup>3</sup>	MS-1	DB2/S42	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 4.1) 燃料取替用ピット A) ほう素濃度 B) 水量	[2.2.1.2] [2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 7) 格納容器スライドボンブ A) 流量 C) A格納容器スライドボンブによるRHPS-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能 4.2) 格納容器再循環サブ A) 形状	[10] 燃料供給設備及び取扱設備 参考資料-2に示す。	[10] 燃料供給設備及び取扱設備 参考資料-2に示す。	[10] 燃料供給設備及び取扱設備 参考資料-2に示す。
△格納容器再循環サンプル	-	MS-1	-	-	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 [2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 7) 格納容器スライドボンブ A) 流量 C) A格納容器スライドボンブによるRHPS-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能 4.2) 格納容器再循環サブ A) 形状	[13] 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	[13] 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	[13] 安全注入系統参照 参考資料-2に示す。	

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A (13) 安全注入系統参照	工場要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 (13) 安全注入系統参照
B 格納容器再循環サンプル	—	MS-1	—	—	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 4.2) 格納容器再循環サンプル A) 形状	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
A 格納容器再循環サンプル	容量：2,540m <sup>3</sup> H ン	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	[2.2.1.2] 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 C) A格納容器スプレイポンプによるRHRS-CSS連絡ラインを用いた代替再循環機能	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A (13) 安全注入系統参照	工認要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 (13) 安全注入系統参照
B格納容器再循環サンプルライン	容量：2,540m <sup>3</sup> h	MS-1	DB2/SA2	S	[2.2.1.1] 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備		
A、Bアエリュア空気淨化フィルタユニット	よう素除去効率： 結合除去効率： 95% (相対湿度 95%, 温度30°C において) 粒子除去効率： 99%以上 (0.7μm粒子) 容量： 156m <sup>3</sup> /min	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	粒子除去効率： 99%以上 (0.7μm粒子) — 参考資料-2に示す。	— 参考資料-2に示す。
中央制御室非常用換気フィルタユニット(3・4号機共用)	よう素除去効率： 結合除去効率： 95%, 温度30°C において) 粒子除去効率： 99%以上 (0.7μm粒子) 容量： 230m <sup>3</sup> /min	MS-1	-/-	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	粒子除去効率： 99%以上 (0.7μm粒子) — 参考資料-2に示す。	— 参考資料-2に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類印入	工認要目表	保安規定
送水車	容量[m <sup>3</sup> /h]間] : 300 吐出圧力 [MPa] : 1.3	—	-SA3	—	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 [2.2.1.2] 4.4) 送水車 A) 容量	容量: 約300m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 吐出圧力: 約1.3MPa[gage]	参考資料-2に示す。 参考資料-3に示す。
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	容量[kVA]間] : 640	—	-SA3	—	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 [2.2.1.2] 8.9) 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) A) 可搬型代替電源設備(交流)	容量: 約640kVA (1台当たり)	参考資料-2に示す。 —
仮設組立式水槽	容量[m <sup>3</sup> ]間] : 12	—	-SA3	—	[2.2.1.1] 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	容量: 約12m <sup>3</sup> (1基当たり)	参考資料-2に示す。 —

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類A、 本数:	工認目表 参考資料-2に示す。	保安規定 —
窒素ボンベ(代替制御用空気供給用)	—	—	—/SA3	—	[2.2.1.1] 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	10 (予備) 容量: 約7Nm <sup>3</sup> (1本当たり)	—
電動型ポンベ(加圧器逃がし弁用)	容量[Wt/個]: 780 電圧[V]: 125	—	—	—	1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室内にとどまるための設備 [2.2.1.2] 4.6) 窒素ボンベ(代替制御用空気供給用) A) 容量	—	—
電動型ポンベ(原子炉補機冷却水サーチャンク用)	容量[Wt]: 83以上	—	—/SA3	—	[2.2.1.1] 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 [2.2.1.2] 4.8) 原子炉補機冷却水サーチャンク加圧用 A) 容量	容量: 約780Wh 電圧: 約125V 本数: 2 (予備1) 容量: 約7Nm <sup>3</sup> (1本当たり)	参考資料-2に示す。 所要数: 2本
スプレイヘッダ	—	—	—/SA3	—	[2.2.1.1] 1.1) 使用燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	—	—
静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式	—	—/-	—	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 [2.2.1.2] 5.0) 静的触媒式水素再結合装置 A) 水素吸着性能 B) 台数及び配置	再結合率: 約2.4kg/h (1基当たり) (水素濃度4vol%、圧力0.15MPaabs) 参考資料-2に示す。	—

注1: 機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		設置許可 添付書類A 参考資料-2に示す。	工場要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 —
					計測範囲	計測範囲における記載事項			
原子炉格納容器水素燃焼装置	ヒーティングコイル方式	—	—/-	—	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	容量： 約556W(1個当たり)			
					[2.2.1.2] 5.1) 原子炉格納容器水素燃焼装置 A) 水素燃焼性能 B) 亂数及び配管				
電気型格納容器水素ガス濃度計	計測範囲： 0~20vol%	—	—	—	[2.2.1.1] 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	計測範囲： 0~20vol%	参考資料-2に示す。	参考資料-2に示す。	—
					1.5) 計測設備				
電気型温度計測装置(格納容器再充填ユニット用) (S.A)用	計測範囲： 0~200°C	—	—	—	[2.2.1.1] 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	計測範囲： 0~200°C			—
					6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備				
					7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備				
					1.5) 計測設備				
					[2.2.1.2] 8.2) 重大事故等時用として設置するバラメータ A) 表示及び記録				
電気式使用済燃料ビット水位	計測範囲： E.L.+22.0m~ E.L.+33.0m	—	—	—	[2.2.1.1] 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： E.L.+%922m~E.L.+%33m	参考資料-2に示す。	参考資料-2に示す。	—
	電気式使用済燃料ビット区域周辺 エリアモニタ	—	—	—	[2.2.1.1] 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： 0.01~100mSv/h	参考資料-2に示す。	参考資料-2に示す。	—
使用済燃料ビットエリア監視カメラ	—	—	—/-	—	[2.2.1.1] 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	—	—	—
使用済燃料ビットエリア監視カメラ 冷却装置	容量： 2520/min	—	—/-	—	[2.2.1.1] 1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名	設備概要仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —	保安規定 —
配管・継手	—	MS-1 MS-2 MS-3 PS-1 PS-2 —	DB1, DB2, DB3, — ISA2	S	[2.2.1.1] 1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを滅ぼすための設備 4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 8) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 13) 重大事故等の状況に必要となる水の供給設備	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名 機管・継手	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	備考 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項		
					設置許可 添付書類へ	工場要目表	保安規定		
配管・継手	—	MS-1 MS-2 MS-3 PS-1 PS-2 —	DB1, DB2, DB3, — ISA2	S	(2.2.12) 1) 先端ポンプ A) 流量 B) 自己冷却機能 3) 高圧注入ポンプ A) 流量 B) B高圧注入ポンプの高压代替再循環運転時における海水冷却機能 4) 余熱除去ポンプ A) 流量 5) ターピング動補助給水ポンプ A) 供給流量 B) 供給開始時間 6) 電動補助給水ポンプ A) 供給流量 B) 供給開始時間 7) 格納容器スプレイポンプ A) 流量 B) 格納容器スプレイの流れ時間 C) A格納容器スプレイポンプによるRHFS-CSS連結ラインを用いた代替再循環機能 1.0) 案設代替圧注水ポンプ A) 原子炉へ注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量	—	—	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名	設備概略仕様	安全 重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項
					設置許可 添付書類A	工認要目表	
配管・継手	—	MS-1 MS-2 MS-3 PS-1 PS-2 —	DB1, DB2, DB3, — /SA2	S	1.1) 可搬式代替圧注水ポンプ A) 原子炉容器に注水する場合の容量 B) 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 1.2) 大容量ポンプ A) 容量	—	—
ダクト	（格納容器再循環ユニット）	—	MS-3 PS-3	C※	[2.2.1.1] 5) 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 添付書類へ —	工認要目表 —
クアス4管ダクト (ニア・ラスク空気浄化系)	—	MS-1	DBA/SA2	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	—	—
ダクト (中央制御室空調系)	—	MS-1	—/SA2	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—
加熱コイル、加湿器、防火ダンパー (中央制御室空調系)	—	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—
排気筒	地表高さ 73.0 m 口径 2.6m(丸 型) 2.7m×2.7m(角 型)	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—
中央制御室バウンダリ体積 事故時滞在区画体積	5100m <sup>3</sup>	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—
外部洒液(重大事故等時のみ)3・ 4号機共用)	4900m <sup>3</sup>	MS-1	—/—	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	—
補助遮蔽(E.L.+17.1m アニエラ ト)	筋筋コンクリート 円筒部 1.3m ドーム部 1.1m 密度 2.15g/cm <sup>3</sup>	MS-1	—	S	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	(21) 放射線管理施設参照 参考資料-2に示す。	(21) 放射線管理施設参照 参考資料-2に示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBISA) (注1)	耐震 グラス	許認可申請における記載事項		
					設置許可 添付書類へ —	工認要目表 参考資料-2に示す。	保安規定 —
補助遮蔽(E,L.+22.0m アニユラ ス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリー ト 東壁 1.10m 南壁 0.90m 密度 2.15g/cm <sup>3</sup>	—	—	—	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	—
補助遮蔽(E,L.+26.0m アニユラ ス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリー ト 東壁 1.10m 南壁 1.10m 密度 2.15g/cm <sup>3</sup>	—	—	—	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	—
補助遮蔽(E,L.+33.6m アニユラ ス) (3・4号機共用)	鉄筋コンクリー ト 床 1.10m 0.93m 密度 2.15g/cm <sup>3</sup>	—	—	—	[2.2.1.1] 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.8) 緊急時対策所	—	—

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、同規則の要求に準拠した設計とする。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備種類仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA)	耐震 クラス(注)	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 交付書類八 参考資料一に示す。	工場要目表 参考資料一に示す。
1次冷却材高溫側温度(伝熱)	0~400°C	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
1次冷却材低溫側温度(伝熱)	0~400°C	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
1次冷却材圧力(伝熱)	0~20.6 MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
加圧器水位	0~100%	MS-1	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
高压注入流量	0~400 m³/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
余熱除去流量	0~1300 m³/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
格納容器内温度	0~220°C	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
格納容器圧力(伝熱)	-50~450 kPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
AM用格納容器圧力	0~1.5MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
格納容器再循環サンプル水位(伝熱)	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
格納容器再循環サンプル水位(張力)	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
AM用格納容器再循環サンプル水位(張力)	0~1.5MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
格納容器再循環サンプル水位(張力)	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
中間領域中性子東	0~120%	MS-1	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
中間領域中性子東	10⁻¹¹ ~ 5×10⁻³ A	MS-1	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
中性子源領域中性子東	1×10⁶ ~ 1×10⁶ cps	MS-1	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
蒸気発生器水位(伝熱)	0~100%	MS-2	—	S	1) 緊急停止失敗時に常用原子炉を未臨界にする ・設定値(1.3%)にてタービン動捕給水ポンプ、 電動捕給水ポンプ起動信号発信	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
蒸気発生器水位(張力)	0~100%	MS-1	—	S	1) 緊急停止失敗時に常用原子炉を未臨界にする ・設定値(1.3%)にてタービン動捕給水ポンプ、 電動捕給水ポンプ起動信号発信	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
蒸気発生器補助給水流量	0~210 m³/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
主蒸気圧力	0~9.0MPa	MS-1	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
原子炉補機冷却水サーチジャント水位	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
燃科取替用水ヒット水位	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
ほう暖タンク水位	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
復水ヒット水位	0~100%	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(19) 計測制御系統参照	(19) 計測制御系統参照
制御用空気供給母管圧力	0~1.0MPa	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	—	—
手動(原子炉トリップスイッチ)	—	MS-1	—	S	1) 緊急停止失敗時に常用原子炉を未臨界にする ための設備	—	—

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1.1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備種類仕様	安全重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クリアス (注)	安全機能	許認可書類における記載事項
原子炉水位	0~100%	—	—	SA	1.5) 計装設備	設置許可 交付書類八、 計測範囲： 0~100% 参考資料-2に示す。
恒設代替低圧水循環流量	循環流量0~ 1000m <sup>3</sup> /h 流量0~160m <sup>3</sup> /h	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： 0~160m <sup>3</sup> /h (計算：0~10,000m <sup>3</sup> ) 参考資料-2に示す。
格納容器アフレイド算流量	循環流量0~ 1000m <sup>3</sup> 流量0~ 1700m <sup>3</sup> /h	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： 0~1,700m <sup>3</sup> /h (計算：0~10,000m <sup>3</sup> ) 参考資料-2に示す。
原子炉格納容器水位	ON/OFF	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： ON/OFF 参考資料-2に示す。
原子炉下部キャビティ水位	ON/OFF	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： ON/OFF 参考資料-2に示す。
静的触媒式水素再結合装置温度 監視装置	0~800°C	—	—	SA	9) 水素整流による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	計測範囲： 0~800°C —
原子炉格納容器水素系統洗浄装置温度監視装置	0~800°C	—	—	SA	9) 水素整流による原子炉格納容器の破損を防止する ための設備	計測範囲： 0~800°C —
アニユラス水素濃度	0~20vol%	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： 0~20vol% 参考資料-2に示す。
原子炉補機冷却水サーチジャング 加圧ライシン圧力	0~1.6MPa	—	—	SA	1.5) 計装設備	計測範囲： 0~1.6MPa[gage] 参考資料-2に示す。
使用済燃料ビット温度 (AM 用)	0~100°C	—	—	SA	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： 0~100°C 参考資料-2に示す。
使用済燃料ビット水位 (AM 用)	25.52~33.41m	—	—	SA	1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計測範囲： E.L.+25.52m~E.L.+33.41m 参考資料-2に示す。
格納容器内高レンジエリモニタ タ(低レンジ)	電離線検出器 個数 2 計測範囲 $10^5 \sim 10^7$ mSv/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(21) 放射線管理施設参照 参考資料-2に示す。 (22) 放射線管理施設参照
格納容器内高レンジエリモニタ タ(高レンジ)	電離線検出器 個数 2 計測範囲 $10^3 \sim 10^8$ mSv/h	MS-2	—	S	1.5) 計装設備	(21) 放射線管理施設参照 参考資料-2に示す。 (22) 放射線管理施設参照

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DB/SA)	耐震 クラス(注1)	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 添付書類人	工場要目表
炉外核計装盤	—	MS-2	—	S	15) 計装設備	—	—
安全保護アナログ盤	—	—	—	SA	1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—
原子炉格納容器内大監視盤	—	—	—	SA	15) 計装設備	—	—
AMIM <sup>TM</sup> 被盤	—	—	—	SA	15) 計装設備	—	—
事故時放射線規制盤	—	MS-2	—	S	15) 計装設備	—	—

注1：耐震重要度分類におけるSクラスの他、重大事故時対応施設に要求される耐震をSAとした。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 添付書類九	工場要目表 参考資料-2に示す。
空冷式非常用送電装置	容量：1825kVA ×2台	—	—/SA2	—	2) 原子炉冷却材圧力バランスリ高圧側に送電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力バランスリを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力バランスリ低圧時に送電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	容量： 約3,825kVA (1台当たり) 電圧： 6,600V	参考資料-2に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「—」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 添付書類(2)参照	工器具目録 参考資料-2に示す。
A、B燃料油貯蔵タンク(重大事故等時のみ3・4号機共用)	容量 : 165m <sup>3</sup>	MS-1	-/-	S	2) 原子炉冷却材圧力パシフィック高压時緊急電用原子 炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力パシフィックを減圧するための設 備 4) 原子炉冷却材圧力パシフィック低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する ための設備	(25) 非常用電源系統参照	(25) 非常用電源系統参照
					1.1) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 1.2) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するため の設備 1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 1.4) 電源設備 1.6) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 1.7) 監視測定設備 1.8) 緊急対策所 1.9) 通信連絡を行うために必要な設備	参考資料-2に示す。	参考資料-2に示す。

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「-」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能	許認可書類における記載事項	
						設置許可 添付書類九	工場要目表 参考資料-2に示す。
A、B重油タンク(重大事故時のみ3・4号機共用)	容量 : 200m <sup>3</sup>	MS-1	-/SA2	S	2) 原子炉冷却材圧力パシフィック高压時緊急電源原子炉を冷却するための設備 3) 原子炉冷却材圧力パシフィック低圧時緊急電源原子炉を冷却するための設備 4) 原子炉冷却材圧力パシフィック低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 7) 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備 1.0) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	(25) 非常用電源系統参照	(25) 非常用電源系統参照
電源車	容量kVA個数: 610	-	-/SA3	-	1.3) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 容量 : 約610kVA (1台当たり) 電圧 : 6,600V	参考資料-2に示す。	-
A、B蓄電池	容量 : 2400Ah	MS-1	-/-	S	1.4) 電源設備 (25) 非常用電源系統参照	参考資料-2に示す。	(25) 非常用電源系統参照

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「-」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

表3.1-1 各設備に対する安全機能を受けた性能要求と性能確認事項及び確認方法

機器名称	設備概略仕様	安全重要度	機器クラス (DBSA) (注1)	耐震 クラス	安全機能		許認可書類における記載事項
					備	3) 原子炉冷却ポンプを被覆するための設	
回転式整流器	容量(A/個): 100 電圧[V]: 0~150 周波数[Hz]: 45~65	—	—/-	—	1.4) 電源設備	最大出力: 約15kVA 出力電圧: 0~150V 出力電流: 0~100A	設置許可 添付書類 参考資料-2に示す。
代替所内電気設備分電盤	—	—	—/-	—	1.4) 電源設備	電圧: 440V	工場用目表 参考資料-2に示す。
代替所内電気設備変圧器	容量: 500kVA	—	—/-	—	1.4) 電源設備	容量: 約500kVA 電圧: 6,600V/460V	—
A,Bディーゼル発電機(重大事故等時のみ3・4号機共用)	容量: 7100kW	MS-1	—/-	S	1.4) 電源設備	(25) 非常用電源系統参照 参考資料-2に示す。	(25) 非常用電源系統参照

注1：機器クラスとは、技術基準規則第二条に定義される区分であり、技術基準規則が定める材料及び構造、使用中の亀裂等による破壊の防止、耐圧試験等に機器クラスごとに準拠した設計とする。なお、「-」はいずれのクラス区分にも該当しないことを示す。

### 3.2. 計測制御設備

表 3.1-1 に記載された機器のうち、本系統に係る安全機能を確保するために必要な手動操作を実現するため、中央制御室あるいは中央制御室外（EP 盤）から監視・制御できることが要求される機器を、表 3.2-1 に示す。計測制御設備のうち 3, 4 号機共用設備については、大飯 3 号機 設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備に示される。（4.2.3.18 参照）

なお、表 3.2-1 に記載される機器については、その状態が中央制御室または中央制御室外において確認できること、及び中央制御室または中央制御室外から制御できることが要求されるため、機器の状態が中央制御室または中央制御室外の状態表示灯により表示されること、及び中央制御室または中央制御室外の操作器から制御（操作）できることを確認する必要がある。

また、それらが実機で達成されていることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表 3.2-1 重大事故等対処設備の設計要件を確認するために必要な計測制御設備

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
A、B、C 充てんポンプ	○	○	○	○
A、B ほう酸ポンプ	○	○	○	○
A、B 高圧注入ポンプ	○	○	×	×
A、B 余熱除去ポンプ	○	○	○	○
A、B 電動補助給水ポンプ	○	○	○	○
A、B 格納容器スプレイポンプ	○	○	×	×
A、B 原子炉補機冷却水ポンプ	○	○	○	○
A、B、C 海水ポンプ	○	○	○	○
A、B アニュラス空気浄化ファン	○	○	×	×
A、B 中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	○	○	×	×
A、B 中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	○	○	○	○
A、B 中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	○	○	○	○
A、B 加圧器逃がし弁	○	○	×	×
A、B 加圧器逃がし弁前弁	○	○	×	×
充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側補給弁 A、B	○	○	○	○
充てんライン流量制御弁	○	○	×	×
充てんライン流量制御弁前止め弁	○	○	×	×

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
充てんライン止め弁	○	○	×	×
充てんライン格納容器隔離弁	○	○	×	×
B ループ充てんライン止め弁	○	○	×	×
緊急ほう酸注入ライン補給弁	○	○	○	○
A、B 高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	○	○	×	×
A、B 高圧注入ライン格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、B 高圧注入ポンプ出口連絡弁	○	○	×	×
A、B 高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、B 余熱除去ポンプ R W S ピット及び再循環サンプ側入口弁	○	○	×	×
A、B、C、D 蓄圧タンク出口弁	○	○	×	×
A、B 余熱除去ポンプ B (C) ループ高温側入口止め弁	○	○	×	×
A、B 余熱除去冷却器出口流量調節弁	○	○	○	○
A、B 余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、B 余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、B 余熱除去冷却器出口連絡弁	○	○	×	×
A、B、C、D 主蒸気逃がし弁	○	○	○	○
A、B、C、D 主蒸気逃がし弁元弁	○	○	×	×
A、B、C、D 主蒸気隔離弁	○	○	×	×
タービン動補助給水ポンプ起動弁 A、B	○	○	○	○
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気 B (D) 主蒸気供給ライン止め弁	○	○	×	×
A、B、C、D タービン動補助給水ライン流量調節弁	○	○	○	○
A、B、C、D 電動補助給水ライン流量調節弁	○	○	○	○
A、B、C、D 補助給水隔離弁	○	○	○	○
復水ピット電動補助給水ポンプ側止め弁	○	○	×	×

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
復水ピットタービン動補助給水ポンプ側止め弁	○	○	×	×
A、B格納容器スプレイポンプ燃料取替用水ピット側入口止め弁	○	○	×	×
A格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、B格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	○	○	×	×
A・D格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、D格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁	○	○	×	×
A・B海水供給母管A(B)連絡弁	○	○	×	×
A原子炉補機冷却水冷却器海水止め弁	○	○	×	×
A、B制御用空気格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、Bアニュラス全量排気弁	○	○	×	×
A、Bアニュラス少量排気弁	○	○	×	×
格納容器サンプル取り出しライン格納容器第1隔離弁	○	○	×	×
格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁	○	○	×	×
格納容器サンプル戻りライジング格納容器隔離弁	○	○	×	×
A、Bアニュラス排気ダンパ	○	○	×	×
A、Bアニュラス戻りダンパ	○	○	×	×
アニュラス給気第1隔離ダンパ	○	○	×	×
アニュラス給気第2隔離ダンパ	○	○	×	×
アニュラス排気第1隔離ダンパ	○	○	×	×
アニュラス排気第2隔離ダンパ	○	○	×	×
A、B格納容器排気ファン出口ダンパ	○	○	×	×
格納容器排気止めダンパ	○	○	×	×
補助建屋排気止めダンパ	○	○	×	×
補助建屋排気流量調節ダンパ	○	○	×	×

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
A、B中央制御室外気取入止めダンパ	○	○	○	○
A、B中央制御室大気放出流量調節ダンパ	○	○	○	○
A、B中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	○	○	×	×
A、B中央制御室外気取入流量調節ダンパ	○	○	○	○
A、B中央制御室循環流量調節ダンパ	○	○	○	○
A、B中央制御室事故時外気取入流量調節ダンパ	○	○	○	○
A、B中央制御室事故時循環流量調節ダンパ	○	○	○	○
可搬型格納容器水素ガス濃度	○	—	×	—
可搬式使用済燃料ピット水位	○	—	×	—
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	○	—	×	—
使用済燃料ピットエリア監視カメラ	○	—	×	—
1次冷却材高温側温度(広域)	○	—	×	—
1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○	—
1次冷却材圧力	○	—	○	—
加圧器水位	○	—	○	—
高压注入流量	○	—	×	—
余熱除去流量	○	—	×	—
格納容器内温度	○	—	×	—
格納容器圧力(広域)	○	—	×	—
AM用格納容器圧力	○	—	×	—
格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	—	×	—
格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	—	×	—
出力領域中性子束	○	—	×	—
中間領域中性子束	○	—	○	—
中性子源領域中性子束	○	—	○	—
蒸気発生器水位(広域)	○	—	○	—
蒸気発生器水位(狭域)	○	—	×	—
蒸気発生器補助給水流量	○	—	×	—
主蒸気圧力	○	—	○	—
原子炉補機冷却水サーボタシク水位	○	—	×	—
燃料取替用水ピット水位	○	—	×	—
ほう酸タンク水位	○	—	○	—

機器またはパラメータ名称	中央制御室表示	中央制御室からの制御機能	中央制御室外での表示	中央制御室外からの制御機能
復水ピット水位	○	—	×	—
制御用空気供給母管圧力	○	—	×	—
原子炉水位	○	—	×	—
恒設代替低圧注水積算流量	○	—	×	—
格納容器スプレイ積算流量	○	—	×	—
原子炉格納容器水位	○	—	×	—
原子炉下部キャビティ水位	○	—	×	—
静的触媒式水素再結合装置 温度監視装置	○	—	×	—
原子炉格納容器水素燃焼装置 温度監視装置	○	—	×	—
アニュラス水素濃度	○	—	×	—
使用済燃料ピット温度 (A M用)	○	—	×	—
使用済燃料ピット水位 (A M用)	○	—	×	—
格納容器内高レンジエリア モニタ (低レンジ)	○	—	×	—
格納容器内高レンジエリア モニタ (高レンジ)	○	—	×	—

【凡例】

- : 表示または制御機能があるもの
- × : 表示または制御機能が無いもの
- － : 監視計器であるため制御機能が存在しないもの

### 3.3. 電源設備

2章を踏まえ、重大事故等対処設備の安全機能を達成するための主な構成設備が機能するために必要な電源設備及びその電源を負荷設備に給電する重大事故等対処設備（電源）の構成について表3.3-1、表3-3-2に示す。電源設備のうち3,4号機共用設備については、大飯3号機 設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備に示される。（4.2.3.18参照）

なお、それらが実機で機能していることを確認するための確認行為は、系統構成設備のそれで包絡されるため、本章では特筆しない。

表3.3-1 重大事故等対処設備の設計クライテリアを満足するために必要な電源設備

補機	電圧	給電元
A充てんポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
B充てんポンプ	AC 6,600V	Bメタクラ
C充てんポンプ	AC 440V	A 2パワーセンタ B 2パワーセンタ
Aほう酸ポンプ	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
Bほう酸ポンプ	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A高圧注入ポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
B高圧注入ポンプ	AC 6,600V	Bメタクラ
A余熱除去ポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
B余熱除去ポンプ	AC 6,600V	Bメタクラ
A電動補助給水ポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
B電動補助給水ポンプ	AC 6,600V	Bメタクラ
A格納容器スプレイポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
B格納容器スプレイポンプ	AC 6,600V	Bメタクラ
A、B原子炉補機冷却水ポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
A海水ポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ
B海水ポンプ	AC 6,600V	Aメタクラ Bメタクラ
C海水ポンプ	AC 6,600V	Bメタクラ
恒設代替低圧注水ポンプ	AC 440V	恒設代替低圧注水ポンプ制御盤
可搬式代替低圧注水ポンプ	AC 440V	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）
格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
A、B可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
Aアニュラス空気浄化ファン	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
Bアニュラス空気浄化ファン	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ

補 機	電 壓	給電元
B中央制御室非常用循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
A中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
B中央制御室空調ファン（3・4号機共用）	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
A中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
B中央制御室循環ファン（3・4号機共用）	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
A加圧器逃がし弁	DC 125V	A 2ソレノイド分電盤
B加圧器逃がし弁	DC 125V	B 2ソレノイド分電盤
A加圧器逃がし弁前弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B加圧器逃がし弁前弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側補給弁A	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側補給弁B	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
充てんライン流量制御弁前止め弁	DC 125V	N 4ソレノイド分電盤
充てんライン止め弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
充てんライン格納容器隔離弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
Bループ充てんライン止め弁	DC 125V	A 2ソレノイド分電盤
緊急ほう酸注入ライン補給弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A高压注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B高压注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A高压注入ライン格納容器隔離弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B高压注入ライン格納容器隔離弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A高压注入ポンプ出口連絡弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B高压注入ポンプ出口連絡弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B高压注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A余熱除去ポンプRWSピット及び再循環サンプ側入口弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B余熱除去ポンプRWSピット及び再循環サンプ側入口弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A、B蓄圧タンク出口弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
C、D蓄圧タンク出口弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A余熱除去ポンプBループ高温側入口止め弁	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
B余熱除去ポンプCループ高温側入口止め弁	AC 440V	B 2原子炉コントロールセンタ
A余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
A余熱除去冷却器出口連絡弁	AC 440V	A 1原子炉コントロールセンタ
B余熱除去冷却器出口連絡弁	AC 440V	B 1原子炉コントロールセンタ
AM用代替再循環ライン第1電動弁	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
AM用代替再循環ライン第2電動弁	AC 440V	A 2原子炉コントロールセンタ
A、B主蒸気逃がし弁	DC 125V	A 1ソレノイド分電盤

補 機	電 壓	給電元
C、D主蒸気逃がし弁	DC 125V	B 1 ソレノイド分電盤
A、B主蒸気逃がし弁元弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
C、D主蒸気逃がし弁元弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A、B、C、D主蒸気隔離弁	DC 125V	A 1 ソレノイド分電盤 B 1 ソレノイド分電盤
タービン動補助給水ポンプ起動弁A	DC 125V	Aタービン動補助給水ポンプ起動盤
タービン動補助給水ポンプ起動弁B	DC 125V	Bタービン動補助給水ポンプ起動盤
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気供給ライン止め弁	DC 125V	Aタービン動補助給水ポンプ盤
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気D主蒸気供給ライン止め弁	DC 125V	Bタービン動補助給水ポンプ盤
A、Bタービン動補助給水ライン流量調節弁	DC 125V	A 3 ソレノイド分電盤
C、Dタービン動補助給水ライン流量調節弁	DC 125V	B 3 ソレノイド分電盤
A、B電動補助給水ライン流量調節弁	AC 440V	A 1 原子炉コントロールセンタ
C、D電動補助給水ライン流量調節弁	AC 440V	B 1 原子炉コントロールセンタ
A、B補助給水隔離弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
C、D補助給水隔離弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
復水ピット電動補助給水ポンプ側止め弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
復水ピットタービン動補助給水ポンプ側止め弁	DC 125V	Aタービン動補助給水ポンプ起動盤
A格納容器スプレイポンプ燃料取替用水ピット側入口止め弁	AC 440V	A 1 原子炉コントロールセンタ
B格納容器スプレイポンプ燃料取替用水ピット側入口止め弁	AC 440V	B 1 原子炉コントロールセンタ
A格納容器スプレイポンプ再循環サンプル側入口格納容器隔離弁	AC 440V	A 1 原子炉コントロールセンタ
A格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	AC 440V	A 1 原子炉コントロールセンタ
B格納容器スプレイ冷却器出口格納容器隔離弁	AC 440V	B 1 原子炉コントロールセンタ
A・D格納容器再循環ユニット冷却水供給ライン格納容器隔離弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A、D格納容器再循環ユニット冷却水戻りライン格納容器隔離弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
A・B海水供給母管A連絡弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
A・B海水供給母管B連絡弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A原子炉補機冷却水冷却器海水止め弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
A制御用空気格納容器隔離弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
B制御用空気格納容器隔離弁	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
Aアニュラス全量排気弁	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
Bアニュラス全量排気弁	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
Aアニュラス少量排気弁	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
Bアニュラス少量排気弁	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
格納容器サンプル取り出しライン格納容器第1隔離弁	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
格納容器サンプル取り出しライン格納容器第2隔離弁	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
格納容器サンプル戻りライン格納容器隔離弁	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
Aアニュラス排気ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤

補 機	電 壓	給電元
B アニュラス排気ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A アニュラス戻りダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B アニュラス戻りダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
アニュラス給気第1隔離ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
アニュラス給気第2隔離ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
アニュラス排気第1隔離ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
アニュラス排気第2隔離ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A、B 格納容器排気ファン出口ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
格納容器排気止めダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
補助建屋排気止めダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
補助建屋排気流量調節ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A、B 中央制御室外気取入止めダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤 (3号機)
		B 4 ソレノイド分電盤 (3号機)
		A 4 ソレノイド分電盤
		B 4 ソレノイド分電盤
A、B 中央制御室大気放出流量調節ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤 (3号機)
		B 4 ソレノイド分電盤 (3号機)
		A 4 ソレノイド分電盤
		B 4 ソレノイド分電盤
A 中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ
B 中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	AC 440V	B 2 原子炉コントロールセンタ
A 中央制御室外気取入流量調節ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B 中央制御室外気取入流量調節ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A 中央制御室循環流量調節ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B 中央制御室循環流量調節ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A 中央制御室事故時外気取入流量調節ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B 中央制御室事故時外気取入流量調節ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
A 中央制御室事故時循環流量調節ダンパ	DC 125V	A 4 ソレノイド分電盤
B 中央制御室事故時循環流量調節ダンパ	DC 125V	B 4 ソレノイド分電盤
原子炉格納容器水素燃焼装置	AC 440V	B 1 原子炉コントロールセンタ
可搬型格納容器水素ガス濃度	DC 125V	原子炉格納容器内状態監視盤
可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット 入口温度／出口温度（S A）用）	DC1.5V DC3.6V	単4乾電池 2本 リチウム乾電池 1本
可搬式使用済燃料ピット水位	AC 440V	4 B 計装用電源盤
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	AC 440V	4 B 計装用電源盤
使用済燃料ピットエリア監視カメラ	AC 440V	A 1 原子炉コントロールセンタ
使用済燃料ピットエリア監視カメラ冷却装置	AC 440V	A 2 原子炉コントロールセンタ

表 3.3-2 重大事故等対処設備の設計クライティアを満足するために必要な電源設備

電源設備	所内非常用母線	備考																						
空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル（3号機設備、3・4号機共用）、号機間電力融通予備ケーブル（3号機設備、3・4号機共用）、電源車	<p>Aメタクラ</p> <table border="1"> <tr><td>A 1 パワーセンタ</td></tr> <tr><td>A 1 原子炉コントロールセンタ</td></tr> <tr><td>A 計装用電源</td></tr> <tr><td>A 1 計装用分電盤</td></tr> <tr><td>E 1 計装用電源</td></tr> <tr><td>E 1-1 計器用分電盤</td></tr> <tr><td>E 2 計装用電源</td></tr> <tr><td>E 1-2 計器用分電盤</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>A 2 パワーセンタ</td></tr> <tr><td>A 2 原子炉コントロールセンタ</td></tr> <tr><td>C 計装用電源</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>A 充電器（可搬式整流器）</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>A 直流き電盤</td></tr> <tr><td>A タービン動補助給水ポンプ起動盤</td></tr> <tr><td>A 直流分電盤</td></tr> <tr><td>A 1 ソレノイド分電盤</td></tr> <tr><td>A 2 ソレノイド分電盤</td></tr> <tr><td>A 4 ソレノイド分電盤</td></tr> <tr><td>A 計装用電源</td></tr> <tr><td>A 1 計装用分電盤</td></tr> <tr><td>C 計装用電源</td></tr> <tr><td>C 1 計装用分電盤</td></tr> </table>	A 1 パワーセンタ	A 1 原子炉コントロールセンタ	A 計装用電源	A 1 計装用分電盤	E 1 計装用電源	E 1-1 計器用分電盤	E 2 計装用電源	E 1-2 計器用分電盤	A 2 パワーセンタ	A 2 原子炉コントロールセンタ	C 計装用電源	A 充電器（可搬式整流器）	A 直流き電盤	A タービン動補助給水ポンプ起動盤	A 直流分電盤	A 1 ソレノイド分電盤	A 2 ソレノイド分電盤	A 4 ソレノイド分電盤	A 計装用電源	A 1 計装用分電盤	C 計装用電源	C 1 計装用分電盤	
A 1 パワーセンタ																								
A 1 原子炉コントロールセンタ																								
A 計装用電源																								
A 1 計装用分電盤																								
E 1 計装用電源																								
E 1-1 計器用分電盤																								
E 2 計装用電源																								
E 1-2 計器用分電盤																								
A 2 パワーセンタ																								
A 2 原子炉コントロールセンタ																								
C 計装用電源																								
A 充電器（可搬式整流器）																								
A 直流き電盤																								
A タービン動補助給水ポンプ起動盤																								
A 直流分電盤																								
A 1 ソレノイド分電盤																								
A 2 ソレノイド分電盤																								
A 4 ソレノイド分電盤																								
A 計装用電源																								
A 1 計装用分電盤																								
C 計装用電源																								
C 1 計装用分電盤																								

空冷式非常用発電装置、 号機間電力融通恒設ケーブル（3号機設備、3・4号機共用）、号機間電力融通予備ケーブル（3号機設備、3・4号機共用）、電源車	B メタクラ	
	B 1 パワーセンタ	
	B 1 原子炉コントロールセンタ	
	B 計装用電源	
	B 1 計装用分電盤	
	B 2 パワーセンタ	
	B 充電器（可搬式整流器）	
	B 直流き電盤	
	B タービン動補助給水ポンプ起動盤	
	B 直流分電盤	
空冷式非常用発電装置	B 1 ソレノイド分電盤	
	B 2 ソレノイド分電盤	
	B 4 ソレノイド分電盤	
	B 計装用電源	
	B 1 計装用分電盤	
	D 計装用電源	
	D 1 計装用分電盤	
	B 2 原子炉コントロールセンタ	
	D 計装用電源	
	D 1 計装用分電盤	
可搬型バッテリ（加圧器 逃がし弁用）	代替所内電気設備分電盤	
	A、B、C、D 計装用電源	
電源車（可搬式代替低圧 注水ポンプ）	A 直流分電盤	
	A 2 ソレノイド分電盤	
	B 直流分電盤	
	B 2 ソレノイド分電盤	
	可搬式代替低圧注水ポンプ	

## 4. 参照文献

### 4.1. 規制要件関連図書

#### 4.1.1. 設置許可基準規則

- 4.1.1.1. 第二条 定義
- 4.1.1.2. 第三十九条 地震による損傷の防止
- 4.1.1.3. 第四十条 津波による損傷の防止
- 4.1.1.4. 第四十一条 火災による損傷の防止
- 4.1.1.5. 第四十三条 重大事故等対処設備
- 4.1.1.6. 第四十四条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- 4.1.1.7. 第四十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 4.1.1.8. 第四十六条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- 4.1.1.9. 第四十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 4.1.1.10. 第四十八条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- 4.1.1.11. 第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- 4.1.1.12. 第五十条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- 4.1.1.13. 第五十二条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- 4.1.1.14. 第五十三条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- 4.1.1.15. 第五十四条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- 4.1.1.16. 第五十五条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 4.1.1.17. 第五十六条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- 4.1.1.18. 第五十七条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- 4.1.1.19. 第五十八条 電源設備
- 4.1.1.20. 第五十九条 計装設備
- 4.1.1.21. 第六十条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- 4.1.1.22. 第六十一条 監視測定設備
- 4.1.1.23. 第六十二条 緊急時対策所
- 4.1.1.24. 第六十三条 通信連絡を行うために必要な設備

#### 4.1.2. 技術基準規則

- 4.1.2.1. 第五十五条 材料及び構造
- 4.1.2.2. 第五十六条 使用中の亀裂等による破壊の防止
- 4.1.2.3. 第五十七条 安全弁等
- 4.1.2.4. 第五十八条 耐圧試験等
- 4.1.2.5. 第七十八条 準用

#### 4.1.3. 基準

- 4.1.3.1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

#### 4.1.4. ガイド

- 4.1.4.1. 発電用原子力設備規格 設計・建設規格
- 4.1.4.2. 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド
- 4.1.4.3. 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド
- 4.1.4.4. 原子力発電所の火山影響評価ガイド
- 4.1.4.5. 原子力安全委員会原子炉安全専門審査会報告書「タービンミサイル評価について」(昭和 52 年 7 月 20 日)

#### 4.1.5. 指針

- 4.1.5.1. 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- 4.1.5.2. 安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 JEAG4612-2010
- 4.1.5.3. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1987
- 4.1.5.4. 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補 - 1984
- 4.1.5.5. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 - 1991 追補版
- 4.1.5.6. 原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998

## 4.2. 設計要件関連図書

### 4.2.1. 設置許可申請書

- 4.2.1.1. 本文五号 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- 4.2.1.2. 添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 4.2.1.3. 添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

### 4.2.2. 工事計画認可申請書

- 4.2.2.1. 本文 要目表

### 4.2.3. 保安規定

- 4.2.3.1. 大飯発電所原子炉施設保安規定

### 4.2.4. 設計基準文書 (DBD)

- 4.2.4.1. 設計基準文書 一般事項編 耐震
- 4.2.4.2. 設計基準文書 一般事項編 内部火災防護
- 4.2.4.3. 設計基準文書 一般事項編 溢水防護
- 4.2.4.4. 設計基準文書 一般事項編 竜巻防護
- 4.2.4.5. 設計基準文書 一般事項編 飛散物防護
- 4.2.4.6. 設計基準文書 一般事項編 津波防護
- 4.2.4.7. 設計基準文書 一般事項編 外部火災防護
- 4.2.4.8. 設計基準文書 一般事項編 火山防護
- 4.2.4.9. 設計基準文書 系統編 燃料貯蔵設備及び取扱施設
- 4.2.4.10. 設計基準文書 系統編 化学体積制御系統
- 4.2.4.11. 設計基準文書 系統編 安全注入系統
- 4.2.4.12. 設計基準文書 系統編 補助給水系統
- 4.2.4.13. 設計基準文書 系統編 格納容器スプレイ系統
- 4.2.4.14. 設計基準文書 系統編 1次冷却系統
- 4.2.4.15. 設計基準文書 系統編 主蒸気及び主給水系統
- 4.2.4.16. 設計基準文書 系統編 非常用電源系統

4.2.4.17. 設計基準文書 系統編 計測制御系統

4.2.4.18. 大飯 3 号機 設計基準文書 系統編 重大事故等対処設備

## 4.2.5. 社内標準

4.2.5.1. 大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達

## 4.2.6. 系統図及び技術図面

4.2.6.1. 系統図

4.2.6.2. 原子炉制御系ループブロック図

4.2.6.3. 原子炉保護系ブロック図

4.2.6.4. シーケンス図（展開接続図）

4.2.6.5. 所内単線結線図

4.2.6.6. 原子炉コントロールセンタ単線結線図

4.2.6.7. 直流単線結線図

4.2.6.8. 電磁弁電源単線結線図

## 4.2.7. 設備図書

4.2.7.1. 重大事故等対処設備に関する設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

4.2.7.2. 健全性に関する説明書

4.2.7.3. 耐震計算書

4.2.7.3.1. 耐震計算書 恒設代替低圧注水ポンプの耐震計算書

4.2.7.3.2. 耐震計算書 可搬型重大事故等対処設備等のうち車両型設備の耐震計算書

4.2.7.3.3. 耐震計算書 可搬型重大事故等対処設備等のうちその他設備の耐震計算書

4.2.7.3.4. 耐震計算書 格納容器水素ガス試料冷却器の耐震計算書

4.2.7.3.5. 耐震計算書 格納容器再循環ユニットの耐震計算書

4.2.7.3.6. 耐震計算書 配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について

4.2.7.3.7. 耐震計算書 ほう酸タンクの耐震計算書

4.2.7.3.8. 耐震計算書 格納容器水素ガス試料湿分分離器の耐震計算書

4.2.7.3.9. 耐震計算書 可搬型重大事故等対処設備等のうちボンベ設備の耐震計算書

4.2.7.3.10. 耐震計算書 静的触媒式水素再結合装置の耐震計算書

4.2.7.3.11. 耐震計算書 原子炉格納容器水素燃焼装置の耐震計算書

4.2.7.3.12. 耐震計算書 使用済燃料ピット監視カメラの耐震計算書

- 4.2.7.3.13. 耐震計算書 A T W S 緩和設備の耐震計算書
- 4.2.7.3.14. 耐震計算書 原子炉水位の耐震計算書
- 4.2.7.3.15. 耐震計算書 恒設代替低圧注水積算流量の耐震計算書
- 4.2.7.3.16. 耐震計算書 格納容器スプレイ積算流量の耐震計算書
- 4.2.7.3.17. 耐震計算書 原子炉格納容器水位の耐震計算書
- 4.2.7.3.18. 耐震計算書 原子炉キャビティ水位の耐震計算書
- 4.2.7.3.19. 耐震計算書 原子炉安全保護計装盤炉外核計測装置の耐震計算書
- 4.2.7.3.20. 耐震計算書 アニユラス水素濃度の耐震計算書
- 4.2.7.3.21. 耐震計算書 使用済燃料ピット温度（AM用）の耐震計算書
- 4.2.7.3.22. 耐震計算書 使用済燃料ピット水位（AM用）の耐震計算書
- 4.2.7.3.23. 耐震計算書 空冷式非常用発電装置の耐震計算書
- 4.2.7.3.24. 耐震計算書 代替所内電気設備分電盤の耐震計算書
- 4.2.7.3.25. 耐震計算書 代替所内電気設備変圧器の耐震計算書
- 4.2.7.3.26. 基準地震動追加による耐震 BC クラス配管（SA）耐震性影響評価委託（CV 内）(ZRS-KON4-20150075)
- 4.2.7.3.27. 基準地震動追加による耐震 BC クラス配管（SA）耐震性影響評価委託（CV 外）(ZRS-KON4-20150076)
- 4.2.7.3.28. 基準地震動追加による耐震 BC クラス配管（PASS）の耐震性影響評価委託 (ZRS-KON4-20150077)

以上